

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月16日
【事業年度】	第11期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社 I N F O R I C H
【英訳名】	I N F O R I C H I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員Group CEO 秋山 広宣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-4500-9219
【事務連絡者氏名】	Head of Finance & Accounting 執行役員 佐藤 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-4500-9219
【事務連絡者氏名】	Head of Finance & Accounting 執行役員 佐藤 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,645,439	4,389,053	7,681,681	10,701,124	14,431,778
経常利益又は経常損失() (千円)	1,946,355	1,177,173	633,718	1,751,485	1,988,620
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	2,209,555	1,241,596	571,888	2,061,074	1,779,842
包括利益 (千円)	2,299,053	1,485,719	504,116	2,120,947	1,959,299
純資産額 (千円)	3,675,449	2,437,811	3,081,529	5,390,574	7,696,618
総資産額 (千円)	5,693,832	5,992,805	8,753,463	18,951,386	21,874,010
1株当たり純資産額 (円)	1,519.43	262.90	328.00	559.69	777.74
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	286.53	138.53	61.50	217.83	182.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	59.13	200.63	173.68
自己資本比率 (%)	64.5	40.5	35.1	28.1	34.9
自己資本利益率 (%)	-	-	20.8	49.1	27.5
株価収益率 (倍)	-	-	80.33	19.14	10.70
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,518,975	830,411	2,430,079	3,938,784	4,859,464
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	724,586	1,298,969	959,130	4,673,415	2,676,999
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,030,036	1,081,327	885,077	5,135,216	593,530
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,004,360	2,014,275	4,427,001	9,061,496	10,750,743
従業員数 (人)	153	196	221	289	303
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(18)	(21)	(11)	(63)

- (注) 1. 第7期及び第8期は、先行投資に伴う研究開発費や減価償却費等の負担から経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失となっております。また、同様の理由により、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
2. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第7期及び第8期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第8期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 当社は、2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()は、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してしております。
7. 当社は、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してしております。

8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第11期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第10期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	993,217	3,393,435	6,177,159	8,533,569	10,632,905
経常利益又は経常損失 () (千円)	2,183,592	1,738,703	580,630	1,774,834	2,711,624
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,445,272	1,706,249	475,990	2,048,435	2,611,170
資本金 (千円)	100,000	218,707	291,210	37,376	15,520
発行済株式総数					
普通株式	162,536	1,846,620	9,379,775	9,502,875	9,820,645
A種優先株式 (株)	21,300	-	-	-	-
B種優先株式	23,005	-	-	-	-
C種優先株式	52,927	-	-	-	-
D種優先株式	98,336	-	-	-	-
純資産額 (千円)	3,880,688	2,413,770	3,034,144	5,243,046	8,257,752
総資産額 (千円)	5,430,736	5,264,868	7,080,395	15,401,853	17,455,879
1株当たり純資産額 (円)	1,468.93	260.84	322.95	551.26	838.82
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	317.10	190.37	51.18	216.49	268.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	49.22	199.40	254.81
自己資本比率 (%)	71.4	45.7	42.8	34.0	47.2
自己資本利益率 (%)	-	-	17.5	49.6	38.8
株価収益率 (倍)	-	-	96.51	19.26	7.29
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	67	98	111	122	126
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(18)	(21)	(11)	(32)
株主総利回り (%)	-	-	215.3	181.8	85.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(-)	(-)	(128.3)	(154.5)	(193.8)
最高株価 (円)	-	11,640	5,320 (11,430)	5,920	4,625
最低株価 (円)	-	7,640	1,157 (7,830)	2,473	1,957

- (注) 1. 第7期から第8期は、先行投資に伴う研究開発費や減価償却費等の負担から経常損失及び当期純損失となっております。
2. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 第7期から第8期までの自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第8期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は、2022年9月1日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価と

- して当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得した当該優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
8. 当社は、2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()は、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
 9. 当社は、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()は、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。なお、発行済株式総数については、当該株式分割前の実際の株式数を記載しております。また、第9期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
 10. 2022年12月20日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第7期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
 11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年12月20日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、当社代表取締役兼執行役員Group CEOの秋山広宣によりSNSマーケティング連動型プリンターサービスの運営を目的として2015年9月に設立されました。その後、秋山は、シェアリングサービス先進国である中国において、人々が街中に点在する自動販売機のようなバッテリースタンドからスマートフォン用のモバイルバッテリーをレンタルし、使用後は身近のバッテリースタンドに返却している光景を目の当たりにしました。この経験から所有から共有へ変化している時代のニーズは、日本でも同様に存在すると考え、同様のサービスの日本への導入方法を模索いたしました。その後、2018年4月に香港でモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開するCha Cha Station (Global) Holdings Limited (現 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED) と業務提携が成立し、モバイルバッテリーのシェアリングサービスの「CHARGESPOT」の運営を開始いたしました。

「CHARGESPOT」は「どこでも借りられて、どこでも返せる」をコンセプトに展開するモバイルバッテリーのシェアリングサービスです。「CHARGESPOT」は、2018年4月のサービス開始から順調に成長しており、2025年12月現在、国内のバッテリースタンド設置台数は59,784台、月間レンタル回数(四半期平均)238万回、月間アクティブユーザー数¹(2025年12月実績)127万人となりました。また、海外のバッテリースタンド設置台数は、香港6,092台、中国本土4,039台²、台湾12,318台³、オーストラリア2,150台⁴、イタリア162台⁵、タイ1,904台⁶、シンガポール945台⁷、マカオ210台⁷、ネイティブアプリ⁸の累計アプリダウンロード数⁹は全世界で1,720万回となりました。2024年10月にはイギリスに欧州展開の拠点となる子会社INFORICH EUROPE LTDを設立し、2025年9月にイタリアでの直営展開を開始しました。今後も、CHARGESPOTをカルチャーやビジネスの垣根を越えて展開できるような存在に進化させることで、世界をブリッジしてまいります。

- 1 月に1回以上「CHARGESPOT」を利用したユニークユーザー数
- 2 3,340台はフランチャイズで展開しております。
- 3 2019年からフランチャイズで展開していましたが、2024年9月に運営企業を完全子会社化いたしました。
- 4 2024年4月に現地でモバイルバッテリーのシェアリングサービスを運営する企業を子会社化し、Ezychargeブランドのバッテリースタンドおよびバッテリーを展開してまいりました。2025年中にCHARGESPOTブランドのものに置き換えを完了しております。
- 5 2025年9月から運営を開始しました。
- 6 2022年からフランチャイズで展開していましたが、2026年1月に連結子会社化することを決定いたしました。
- 7 フランチャイズで展開しております。
- 8 ネイティブアプリとは、スマートフォンやタブレットのホーム画面に、App StoreやGoogle Playなどのアプリケーションストア経由でインストールして使用するアプリをいいます。
- 9 累計ダウンロード数には、他社のプラットフォーム上で使えるミニアプリおよびオーストラリアで展開していたEzychargeのダウンロード数は含んでおりません。

当社設立以降の変遷は以下のとおりです。

年月	事業の変遷
2015年9月	東京都目黒区に株式会社INFORICH(当社)を設立
2015年9月	SNSマーケティング連動型プリンターサービスのFOTOofwd事業を開始
2016年10月	FOTOofwd事業をPICSPOT事業にサービス名変更
2018年4月	Cha Cha Station (Global) Holdings Limited(現 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED)と業務提携 モバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」の運営を日本で開始 香港で「CHARGESPOT」の運営を開始
2018年5月	防犯カメラ機能付きデジタルサイネージサービスのLiftSPOT事業を開始 東京都渋谷区に本社を移転
2018年6月	中国で「CHARGESPOT」の運営を開始
2019年3月	当社がINFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED(現連結子会社)を子会社化 「CHARGESPOT」のフランチャイズ展開を台湾で開始
2019年3月	CHARGESPOT事業へのリソースの集中を目的としてLiftSPOT事業を売却
2019年5月	「CHARGESPOT」のフランチャイズ展開をタイで開始
2022年1月	CHARGESPOT事業へのリソースの集中を目的としてPICSPOT事業を廃止
2022年2月	法人向けの販売網及び売上の拡大を目的として、 東京都渋谷区に株式会社CHARGESPOT MARKETING(現連結子会社)を設立 シェアリングエコノミーのプラットフォームサービス「ShareSPOT」を開始
2022年12月	東京証券取引所グロス市場に株式を上場

年月	事業の変遷
2023年12月	「CHARGESPOT」のフランチャイズ展開をシンガポールで開始
2024年 2月	「CHARGESPOT」のフランチャイズ展開をマカオで開始
2024年 4月	オーストラリアでモバイルバッテリーのシェアリングサービスを運営する「Ezycharge Australasia Pty Ltd」を子会社化
2024年 9月	台湾で「CHARGESPOT」のフランチャイズを運営する「ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.」を子会社化
2024年10月	イギリスにINFORICH EUROPE LTDを設立
2024年11月	ベビーケアルーム「mamaro」を運営するTrim株式会社を子会社化
2024年12月	ファンが個人でアーティストの応援を発信できるプラットフォーム「CheerSPOT」の提供を開始
2025年 7月	ギグワーカープラットフォーム「SPOTJOBS」の運営を開始
2025年 9月	イタリアで「CHARGESPOT」の運営を開始
2025年10月	「CHARGESPOT」のブランドロゴをアップデートし、ブランド表記を「ChargeSPOT」から「CHARGESPOT」に変更

 (注) 本報告書に記載のCHARGESPOTは株式会社INFORICHの商標です。また、記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。

3【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社9社により構成され、「Bridging Beyond Borders -垣根を越えて、世界をつなぐ-」というミッションステートメントのもと、海外発のビジネスモデルを日本に、そして、日本の技術力を海外に展開することを目指しております。

当社グループが提供するサービスの内容・特徴は以下のとおりです。

(1) 当社グループが提供するサービスの内容

当社グループの事業は、CHARGESPOT国内、CHARGESPOT海外、プラットフォームの3つのセグメントで構成されています。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第2 事業の状況 4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績の状況」及び「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

国内CHARGESPOT事業

モバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」は、「どこでも借りられて、どこでも返せる」をコンセプトに2018年4月から開始した、主にスマートフォンやワイヤレスイヤホン、電子タバコ、ポケットWi-Fiなどの小型電子機器向けの充電器の貸出サービスです。スマートフォンは現在、コミュニケーション手段や情報取得端末という側面を超えて、ビジネス利用や普段の生活での決済等私たちの日々の生活に欠かせないインフラになっています。そのため、スマートフォンのバッテリー残量切れを防ぐことは利便性の高い日常生活を営み、一層進んだデジタル社会を実現していく上で必要不可欠となっております。

こうした社会情勢を踏まえ、当社グループは、2018年4月に国内で競合他社に先駆けてモバイルバッテリーのシェアリングサービスを開始いたしました。

[CHARGESPOTの利用方法]

「CHARGESPOT」の具体的なサービス利用方法は以下のとおりです。



[利用料金について] (2025年12月末現在)

国内における「CHARGESPOT」の利用料金は、返却時にレンタルから経過した時間によって決まる形式になっています。最初の30分未満で165円(税込。以下同様)、1時間未満で330円、3時間未満430円、6時間未満500円、12時間未満570円、24時間未満640円、その後は、24時間につき360円の追加と設定しております。

なお、利用可能時間は120時間を上限としており、レンタル開始後120時間を超えた場合は、それまでの利用料金と違約金2,000円を含む合計4,080円を徴収することとしております。

一部のバッテリースタンドでは料金テーブルが個別に設定されています。

START	30分	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	120時間
165円	330円	430円	500円	570円	640円	その後24時間につき +360円	違約金込み料金 4,080円
30分未満	30分から 1時間未満	1時間から 3時間未満	3時間から 6時間未満	6時間から 12時間未満	12時間から 24時間未満		※違約金2,000円

利用料金の決済手段としては、キャリア決済、クレジットカード等をはじめ様々なキャッシュレス決済手段に対応しており、サービス利用前に決済情報を登録していただくことで料金回収に係るリスクを低減しております。

使用できる決済手段の例は以下のとおりです。（一部、使用できるエリアが限定されています。）

- ・各種クレジットカード
V i s a、J C B、MasterCard、American Express
- ・各種キャリア決済
d払い、ソフトバンクまとめて支払い、a uかんたん決済
- ・各種スマホ決済アプリ
Apple Pay、PayPay、AEON Pay、楽天ペイ、メルペイ、WeChat Pay、Alipay、Vポイント、d払い、Paidy

[モバイルバッテリーについて]

モバイルバッテリーの最大容量は5,000mAhとなっており、ケーブル端子は、USB Type-C 1、Lightning 2、Micro USBの3種類が附属しているため、国内で普及するほとんどのスマートフォンやその他多くのモバイル機器に対応し、汎用性の高いサービスとなっております。

安全性の面でも配慮を行っています。エネルギー効率と安全性のバランスに優れたリチウムポリマー（LiPo）電池技術を採用し、日本のPSE、欧州のCE認証などの各国の安全基準をクリアした、安全性に配慮したものを使用しています。また、過充電、過放電保護回路を搭載することで、発熱・火災リスクを最小化しております。



- 1 USB Type-C はUSB Implementers Forum の登録商標です。
- 2 LightningはApple Inc.の商標です。
その他会社名、製品名は、一般に各社の商標または登録商標です。

[バッテリースタンドについて]

「CHARGESPOT」のバッテリースタンドは、設置施設の要望に柔軟に対応できるよう、サイズ別に6つの主要モデルを展開しております。

	卓上型				自立型	
	"S5"モデル	"S10"モデル	"S10-A"モデル	"M10"モデル	"LL20-J"モデル	"LL40"モデル
バッテリースロット数	5個	10個	10個	10個	20個	40個
サイズ(高×幅×厚)mm	180 x 195 x 145	246 x 350 x 149	226 x 350 x 149	631 x 346 x 300	1490 x 633 x 500	1956 x 660 x 610
重量	約2.7kg	約5.4kg	約5.3kg	約20kg	約60kg	約100kg
消費電力	2~60w	10~96w	9~96w	25~150w	60~320w	60~622w
電気料金の目安/月	136円/月	334円/月	316円/月	689円/月	1,588円/月	2,077円/月
電源コードの長さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m

他にも、鉄道駅の券売機に内装したモデルや、自動販売機に付属したモデルなど、新しい形態のスタンドの開発・展開も実施しています。既存の他社の設備に対応したハードウェアを展開することで、新たな場所への設置を実現しております。

	券売機型	自動販売機型 (正面)	自動販売機型 (側面)	屋外型	クレジットカード タッチ決済対応モデル
バッテリースロット数	20個	10個	10個	40個	10個
サイズ(高×幅×厚)mm	410 x 440 x 590	226 x 350 x 149	848 x 164 x 510	2270 x 660 x 1070	240 x 380 x 215
重量	約20kg	約5.3kg	約23kg	約280kg	約3.4kg
消費電力	58~320w	9~23w	10~100w	58~820w	7.2~59.2w
サイネージ画面	なし	あり	なし	あり	あり
特徴	駅の券売機の撤去後スペースを活用	自動販売機の正面に付帯	自動販売機の横に付帯 屋外設置可能 防水設計/排水機構/防風設計 温度調整機能	屋外型 防水設計/排水機構/防風設計 温度調整機能	従来のアプリ連携レンタルに加え、クレジットカードを端末にタッチまたは差し込むだけでレンタルが可能

[設置メリットについて]

a. 負担が少ない契約

設置先に提供するバッテリースタンドは、設置先との契約に基づき原則として無償貸与しており、設置先の費用負担を低減しております。

運用に際しても、ラウンダーが各設置場所を巡回し、モバイルバッテリーの補充・回収を行っているため、基本的に設置先でのご対応は不要です。

不具合などには24時間365日対応のコールセンターで電話や有人チャットによって対応しており、一部の不具合については遠隔での対応も可能なほか、不具合の状況に応じて当社のアクティベーターが店舗を訪問いたします。

また、レンタル数を定期的に確認し、状況に応じて設置場所の改善や販促物の設置などもご提案しております。

b. 集客効果

設置先の情報はアプリ内に掲載される他、クーポンを配布することも可能なため、認知向上や立ち寄り機会の創出のためにご活用いただくことが可能です。

当社が設置先企業と共同で2022年に行った調査によると、小売店やファストフード店などにおいてバッテリーをレンタルすると同時に店舗で商品を購入するユーザーが約30%に達しています。

「CHARGESPOT」が店舗と顧客とのタッチポイントになり、新たな購買動線の構築につながっています。

c. サイネージの利活用

「CHARGESPOT」のバッテリースタンドに搭載されているデジタルサイネージは、設置先にもご利用いただけます。静止画だけではなく動画も配信することができるため、モバイルバッテリーのレンタルもできるサイネージ端末としてもご利用いただいております。

d. 災害対策

災害発生時にこそ安心して充電ができる環境を提供することが重要だという考えのもと、当社では台風などによる大規模停電や大型地震が発生した際、48時間以内の利用を無料でご提供しています。2025年には、台風22号・23号の影響による八丈島での停電、12月8日に発生した青森県沖東北沖を震源とした地震で被害を受けたエリアでの48時間未満無料レンタルを一定期間ご提供しました。

「CHARGESPOT」は設置先を訪れているお客様や従業員の方、近隣の方々のための備えにもなります。

海外CHARGESPOT事業

当社は、国内での「CHARGESPOT」の展開と同時に、香港でもサービス展開をはじめ、当初からグローバルを意識したサービス運営を行なってまいりました。2025年12月時点では、香港、中国本土、台湾、オーストラリア、イタリアで直営運営を行い、タイ、シンガポール、マカオでフランチャイズ運営を行っております。

2025年9月からはイタリアでの直営展開を開始し、ヨーロッパでの初めての「CHARGESPOT」設置が実現しました。12月末時点までに162台の設置が完了しており、今後もミラノやローマを中心に設置を拡大していく方針です。

直近では、直営展開だけではなく、M&Aを活用することで非連続的な成長も目指しています。オーストラリアでの展開は現地類似サービスの「Ezycharge」を運営する企業を2024年4月に子会社化することで開始しており、当初は「Ezycharge」ブランドのバッテリースタンド・バッテリーで運営を行ってまいりました。2025年中に「Ezycharge」ブランドから「CHARGESPOT」のバッテリースタンド・バッテリーへの入れ替えを実施し、現在はすべて「CHARGESPOT」のものに切り替えています。台湾については2019年から「CHARGESPOT」のフランチャイズ運営を行っていた「ChargeSpot Digital Service」を2024年9月に子会社化することで直営化し、連携を強化しています。また、2026年1月には、2019年からタイで「CHARGESPOT」のフランチャイズ運営を行っている「CHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED」の49%の株式を取得するとともに、取締役を派遣することで連結子会社化することを開示しております。

今後も、海外での展開エリアの増加を目指すとともに、各エリアの人流が多い場所への設置を続けてまいります。

プラットフォーム事業

当社が運営するモバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」は、国内外の幅広い業種、幅広い企業に設置を行っていることから、ユーザーとの多種多様なリアルなタッチポイントを有しています。プラットフォーム事業は、設置場所とユーザーとのリレーションを基礎とした新しいサービスを構築していくことを目的としています。現在は、「CHARGESPOT」のサイネージ画面を活用した企業向け広告枠販売と「CheerSPOT」を中心としたマーケティングソリューションと、完全個室型ベビーケアルームの「mamaro」の販売を中心に事業を行っています。

[マーケティングソリューション：企業向け広告枠販売]

「CHARGESPOT」はレンタル時と返却時の必ず2回、ユーザーが接するリアルなタッチポイントです。バッテリースタンドにはデジタルサイネージが搭載されており、その場にいるユーザーが必ず目にするメディア媒体になっています。

当社は「CHARGESPOT」のバッテリースタンドを様々な業種の店舗や施設内に設置しています。国内59,784台に加え、グローバルでは約81,000台のサイネージ画面を有しています。全国・グローバルでのマーケティングに活用できることはもちろん、エリアや業種を限定した出稿や、単一のサイネージ画面のみへの出稿も可能であることが特徴です。商圏の広さにかかわらず様々な用途でご活用いただける、ハイパーローカル・ハイパーパーソナルなソリューションです。

サイネージは1枠15秒、最大48枠（最大720秒）で1ロールを構成し、繰り返し放映されます。営業時間中、設置店舗が利用できる枠を全体の3分の1提供し、残りを企業向け広告枠と、ファンがアーティストを応援できる「CheerSPOT」の配信枠として活用しています。「CHARGESPOT」のサイネージを活用することで、人流の多い店舗や施設内で効果的な広告放映が可能です。

近年、小売店舗を中心に、リテールメディア²が注目を集めています。当社はすでに多くの店舗や施設内に「CHARGESPOT」のサイネージを設置しており、新たなコストをかけずに大規模なリテールメディアネットワークを構築しています。設置先店舗にとっても、新たにデジタルサイネージを購入・設置する必要がないため、手軽に店舗内広告の放映環境を整えられるという利点があります。このことは、「CHARGESPOT」の設置促進にもつながっています。

「CHARGESPOT」の端末に搭載したビーコン技術³を活用し、近接マーケティングや店舗送客を目的としたプロモーションを展開することも可能です。ユーザーの位置情報を活用し、リアルタイムでの広告配信やクーポン提供など、購買促進に寄与する施策を展開できるようにすることで、メディアとしての価値の向上をはかっています。

今後も、街なかの様々なところにあるサイネージ画面を有していることを強みに、ハイパーローカル・ハイパーパーソナルな運用が可能なマーケティングソリューションをご提供してまいります。

- 1 直営運営のバッテリースタンドのみ。一部のバッテリースタンドはサイネージを未搭載、または広告放映対象外です。
- 2 店舗を持つ小売企業（店舗事業者）やEC専門の小売企業（EC事業者）が提供する各種オンラインメディア広告、店舗に設置しているデジタルサイネージ広告の総称。当社のサービス領域はデジタルサイネージ広告。
- 3 ビーコンとはBLE（Bluetooth Low Energy）デバイスの一種で、極めて少ない電力消費でスマートフォン等と連携できることが特徴です。設置されたビーコンに対応アプリが反応することで、場所やシーンに応じた情報の配信などができるようになります。

[マーケティングソリューション：CheerSPOT（個人向け枠販売）]

2024年12月から、「CheerSPOT」を開始しました。本サービスは、ファンが個人でアーティストやIPキャラクター等への応援を発信できるプラットフォームです。応援の気持ちを表した広告を「CHARGESPOT」のデジタルサイネージに放映することが可能です。

従来、ファンが広告を出稿できる場所は駅などの公共空間が中心であり、広告出稿費用も高額になることから、手軽なものではありませんでした。また、広告作成はアーティストや事務所に無許可なものも多くあり、著作権や肖像権の観点で課題がありました。

「CheerSPOT」は1枠420円から出稿が可能で、放映場所も全国各地のバッテリースタンドから選ぶことができます。また、当社はアーティスト等と契約を締結しているため、公式の素材をご提供いただいて運営しています。広告収益の一部はアーティスト等にも還元され、その先の活動に繋がります。

[アプリ画面・バッテリー面を活用した広告]

「CHARGESPOT」のアプリはユーザーがモバイルバッテリーをレンタルする際に必ず開くもので、2025年12月末時点でグローバルで累計1,720万回ダウンロードされています。当社では、アプリの画面上部のバナーを広告枠として提供しています。

また、レンタルされるバッテリーの表面を広告として使用することも可能です。通常と異なるバッテリーデザインを施すことで、持ち運ばれている時はもちろん、スタンドに装填されている時からユーザーの注目を集めることができます。

[ベビーケアルーム「mamaro」]

2024年11月に、ベビーケアルームの「mamaro」を運営するTrim株式会社を子会社化しました。

「mamaro」は工事不要で設置できる完全個室型のベビーケアルームです。授乳やおむつ替え、離乳食などの際に、女性だけではなく男性にもご活用いただけます。

従来の授乳施設は女性専用であることが多く、また、施設側が後から設置・増設しようとする大規模な工事が必要でした。「mamaro」は約1畳の空間に設置することができ、工事も不要であることから、商業施設や自治体施設などに2025年12月段階で累計900台以上設置されています。一括購入プランだけでなく、レンタルプランも用意しており、月々の負担を抑えながら、施設利用者のニーズに応えることができます。ベビーケアルーム内にはモニターが付いており、広告を流すことも可能です。子育て中の人をターゲットとした放映が可能であるため、消費財メーカーや子育て関連サービス事業者等からのニーズを見込んでおります。

「mamaro」の設置ニーズがある場所は「CHARGESPOT」の設置場所と重なるところが多いため、今後は、INFORICHが今までの事業運営の中で培ってきた設置先への導入を進めることで、設置数を増加させてまいります。

また、「CHARGESPOT」のバッテリースタンドやバッテリーを海外で生産してきたノウハウを活かし、「mamaro」の生産体制の強化にも取り組んでおります。

(2) 当社グループが提供するサービスの特徴

[CHARGESPOT]

豊富な設置による利便性

モバイルバッテリーのシェアリングサービスは、コンセプトとしている「どこでも借りられて、どこでも返せる」を実現する観点から、人が集積しやすい地域の施設や店舗に集中的に設置することが効果的であると考えております。こうした考えに基づき、バッテリースタンドの設置場所は、都市部を中心とした、駅、娯楽施設、コンビニエンスストア、飲食店等に集中して展開しております。

この結果、2025年12月末現在、国内で59,784台の設置を実現しております。返せる安心感を作り上げることによって、ユーザーがサービスを気軽に利用できる状況を作っています。

具体的な国内の設置先の例は以下のとおりです。

区分	施設名(略称)
コンビニ	セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ローソン、生活彩家 等
鉄道駅・交通機関構内	JR東海、Osaka Metro、toks、熱海港船客待合所、大井川鐵道、大阪モノレール、北大阪急行、北九州モノレール、北総鐵道、京王電鉄、京成電鉄、京都市交通局、京浜急行電鉄、近畿日本鐵道、近鉄リテーリング、神戸高速交通鐵道、埼玉高速鐵道、山陽電車、西武鐵道、千葉都市モノレール、つくばエクスプレス、都営地下鉄、東京メトロ、東急電鉄、東武鐵道、名古屋市交通局、名古屋鐵道、南海電鉄、西日本鐵道、バスタ新宿、阪急電鉄、福岡市地下鉄、みなとみらい線、横浜市交通局、ゆいレール 等
空港	札幌丘珠空港、仙台空港、山形空港、庄内空港、成田国際空港、東京国際空港(羽田空港)、八丈島空港、松本空港、富士山静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、岡山桃太郎空港、広島空港、岩国錦帯橋空港、阿蘇熊本空港、北九州空港、長崎空港、久米島空港、石垣空港 等
球場、アリーナ	エスコンフィールドHOKKAIDO、楽天モバイルパーク宮城、ベルーナドーム、明治神宮球場、味の素スタジアム、東京ドーム、横浜スタジアム、ZOZOマリンスタジアム、バンテリンドーム ナゴヤ、神戸アリーナ、みずほPayPayドーム福岡 等
テーマパーク、文化/学習施設	1JUNGLIA、アドベンチャーワールド、アンパンマンこどもミュージアム、キッズニア、クールジャパンパーク大阪、ぐんまフラワーパークプラス、サンリオピューロランド、スモールワールド、東京サマーランド、ナガシマリゾート、ハウステンボス、はままつフラワーパーク、富士急ハイランド、よみうりランド、ラグーナテンボス、レゴランド、旭山動物園、川崎競馬場、相模湖プレジャーフォレスト、サンシャイン水族館、新横浜ラーメン博物館、首里城、鶴ヶ城(会津若松城)、東京国立博物館、東京サマーランド、富士急ハイランド 等
エンターテインメント、パフォーマンス施設	109シネマズ、CLUBチッタ、GIGO、kino Cinema、OPENHOUSE ARENA OTA、OSシネマズ、RED° TOKYO、Zepp、アプレシオ、イマーシブフォート、ネスタリゾート神戸、横浜アリーナ、ラウンドワン 等
スキー場	鹿島槍スキー場ファミリーパーク、川場スキー場、スノーパーク イエティ、星野リゾート ネコマ マウンテン、めいほうスキー場、竜王スキーパーク 等
商業施設、オフィスビル、コンベンション施設	&LOVINA、A-FACTORY、DAIMARU、LA CITTADELLA、PARCO、SAKURA MACHI Kumamoto、SHIBUYA 109、tekuteせんだい、あおもり旬味館、アズ熊谷、アトレ、アピア、アミュプラザ小倉、イオンモール、イーマ梅田、エスパル、弘前駅ビル アブリーズ、ジェイアール名古屋タカシマヤ、静岡駅ビル パルシェ、セルバ、高崎モントレー、高島屋、阪急阪神百貨店、藤崎、プラザ神戸、プレミアム・アウトレット、マルイ、三井アウトレットパーク、三越伊勢丹、盛岡駅ビル フェザン、青森駅ビル ラビナ、ラフォーレ原宿、リバーウォーク北九州、ルミネ、横浜ポルタ、Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター)、kfb東日本放送、MIYASHITA PARK、泉パークタウン タビオ、表参道ヒルズ、クイーンズスクエア横浜、グラングリーン大阪、グランフロント大阪、渋谷スクランブルスクエア、新静岡セノバ、新丸の内ビルディング、東急歌舞伎町タワー、阪急阪神不動産、福岡大名ガーデンシティ、丸の内ビルディング、六本木ヒルズ 等
カラオケ	JOYSOUND、カラオケBanBan、カラオケコロケ倶楽部、カラオケの鉄人、カラオケレインボー、カラオケ歌屋、カラオケ館、コートダジュール、ビッグエコー、歌広場 等
家電量販店	エディオン、コジマ、ビックカメラ、ベスト電器、ヤマダデンキ、ヨドバシカメラ 等
携帯電話ショップ	au、docomo、Galaxy shop、Softbank、UQモバイル、Ymobile、楽天モバイル 等

区分	施設名（略称）
薬局	アマノドラッグ、ウエルシア薬局、クリエイト エス・ディー、コクミンドラッグ、スギ薬局、ツルハドラッグ、ドラッグイレブン、ドラッグセイムス 等
小売	IKEA、JTB、ROPE' PICNIC、TSUTAYA、WEGO、サンキューマート、寺子屋、ドン・キホーテ、不二家、文教堂、丸善ジュンク堂書店、阪急スタイルレーベルズ、ライトオン 等
レストラン、ファストフード店	ウェンディーズ・ファーストキッチン、ガスト、スシロー、デニーズ、ジョナサン、パーミヤン、フレッシュネスバーガー、ポポラマーマ、モスバーガー、牛カツ京都勝牛、焼肉坂井ホールディングス、銚子丸、天神屋 等
カフェ	ヴィ・ド・フランス、エプロント、カフェ・ド・クリエ、コメダ珈琲、サンマルクカフェ、タリーズコーヒー、ドトールコーヒーショップ、モリバコーヒー、春水堂、上島珈琲 等
自動販売機	麒麟ビバレッジ、コカ・コーラ ボトラーズジャパン、ダイドードリンコ、伊藤園 等
ホテル	JR東日本ホテルメッツ、熱海シーサイド スパ&リゾート、アパホテル、シェラトングランデ東京ベイ、スーパーホテル、ドリーミン、東急ステイ、東横イン、ホテルニューオータニ、ホテル日航熊本、ホテルメトロポリタン、ホテルリブマックス、星野リゾート 1955 東京ベイ 等
金融機関	みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、郵便局 等
大学、教育施設	北海道医療大学、北海道文教大学、北星学園大学、北海道武蔵女子大学、東北工業大学、東北福祉大学、仙台大学、明治大学、学校法人片柳学園、日本体育大学、淑徳大学、神奈川大学、中部大学、静岡英和学院大学、姫路獨協大学、神戸市外国語大学、阪南大学、奈良県立医科大学、下関市立大学、九州国際大学、九州歯学大学附属図書館、聖マリア学院大学、九州ルーテル学院大学、熊本保健科学大学、沖縄国際大学、学校法人沖縄キリスト教学院 等
自治体、自治体管理施設	ライトキューブ宇都宮（宇都宮駅東口交流拠点施設）、群馬県、川場村観光案内所、山梨県、渋谷区、豊島区、熱海市、神戸市、福岡市 等

一部の設置先の情報であり、全設置先ではありません。

円滑な運用体制

モバイルバッテリーやバッテリースタンドの故障状況はシステム管理されており、何らかの異常が発覚した場合は、直ちに当社グループのスタッフを派遣し、回収・修理・交換を行うことで安定的なサービス提供を実現しております。また、ラウンダーが各設置場所を巡回しモバイルバッテリーの補充または回収を行うことで偏在解消を図っております。

レンタル時に問題が発生した場合にも、アプリ内でユーザー自身が解決できるようにしている他、チャットを活用したカスタマーサポート体制を整備することで迅速な対応を可能にしています。ユーザーからの問い合わせ内容を分析することで、バッテリーやバッテリースタンドの不具合を早期に検知し、必要に応じた対応を実施する体制も整備しています。

海外マーケットへの進出

海外では、香港、中国本土、オーストラリア、台湾、イタリア、タイ、シンガポール、マカオでCHARGESPOT事業を展開しております。全てのエリアで同一のアプリを使用しており、エリアを超えて使用することが可能です。

同一ブランドを維持しながらも、エリア内で普及している決済手段の導入や、決済手段にあわせたバッテリースタンドの設置、バッテリースタンドのカラーリングの変更など、エリアごとにローカライズを行っています。現地で使いやすいようにローカライズを行いながら、展開エリアごとに人流が多くレンタルがしやすいところを中心にバッテリースタンドを一定程度の密度で設置することで、高い市場シェアを実現しています。

自社開発の製品・サービス基盤

当社グループのモバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」は、自社開発のサービス基盤の元で運用されております。また、「CHARGESPOT」で使用しているバッテリースタンドの一部機能についても自社で開発を行っております。

CHARGESPOT事業で使用するモバイルバッテリー及びバッテリースタンドの研究開発は、中国本土所在の連結子会社である殷富利（广州）科技有限公司で主に行っており、生産は同社から現地の外部企業へ委託しております。

これらの自社での開発により、タイムリーかつ細やかな地域ごとのニーズへの対応が可能となる上、低コストでの継続的な製品・サービス改善を実現しております。日本市場では、鉄道駅の自動券売機の削減によって

生まれたデッドスペースを活用した券売機モデルや、自動販売機に付帯した自動販売機モデルなど、市場のニーズに合った製品の導入を進めております。その他、海外の一部エリアでは狭小店舗のカウンター内への設置があることから、サイネージを廃したコンパクトな8スロットモデルを展開するなど、各エリアに合ったモデルを開発しております。オーストラリアとイタリアではタッチ決済に対応したモデルを中心に設置を行っています。2025年10月からは、日本でも、インバウンド需要が高いところを中心にタッチ決済対応モデルの設置を増やしています。

また、ソフトウェアについては日本で開発を実施し、顧客情報などは各エリアで管理する体制をとっております。日本をはじめとする各地域における需要変化にも柔軟かつ迅速に対応が可能であることから、市場において当社グループ独自の戦略を実現することが可能となっております。

[マーケティングソリューション（企業向け広告枠販売・CheerSPOT）]

豊富なサイネージ面数と多様な設置場所

当社のサイネージ画面は「CHARGESPOT」に付帯しているため、バッテリースタンドの設置網の広がりによってサイネージ画面の数も増加していきます。2025年12月末段階で国内59,784台に加え、香港6,092台、中国本土の直営運営699台、台湾12,318台、オーストラリア2,150台、イタリア162台のバッテリースタンドを有し、グローバルでは約81,000台のサイネージ画面があることから、所有するサイネージ画面の数は国内でも最大規模のものであります。また、バッテリースタンドを国内47都道府県と海外の10エリアのコンビニエンスストア、交通機関、商業施設などの幅広い業種に設置しているため、様々なセグメントの人に広告を訴求することが可能です。

自社調べ

特徴的なカスタマー

「CHARGESPOT」の利用ユーザーは10代から30代が中心です。外出時間が長い、行動的で消費意欲の高いユーザーが多く利用しています。若年層に対するマーケティングソリューションとしてはSNS広告などが一般的になっていますが、「CHARGESPOT」のサイネージ画面を活用することで、その場に必ず来ている人に対してアプローチをすることが可能になります。

配信コントロールの柔軟性

広告配信においては、エリアや設置先の業種、バッテリースタンドのサイズなどで絞ってコントロールすることが可能です。特定地域の1店舗から特定業種の店舗、全国のチェーン店全店などに限定して配信できるため、エリア限定の情報から全国プロモーション、海外の特定エリアでの配信まで、幅広い用途で使用することができます。自社でバッテリースタンドの開発も行っているため、今後も設置ニーズに合った新たなスタンドの開発を行い、配信面の増加にも取り組んでまいります。

「CheerSPOT」の利用に際しても、自宅の近くに放映する、応援しているアーティストのライブ開催場所や出身地に放映するなど、幅広い場所から選んで出稿することが可能です。また、既に台湾とタイでの対応も始まっており、日本から海外、海外から日本のサイネージ画面に出稿することもできます。

[ベビーケアルーム「mamaro」]

高い利便性

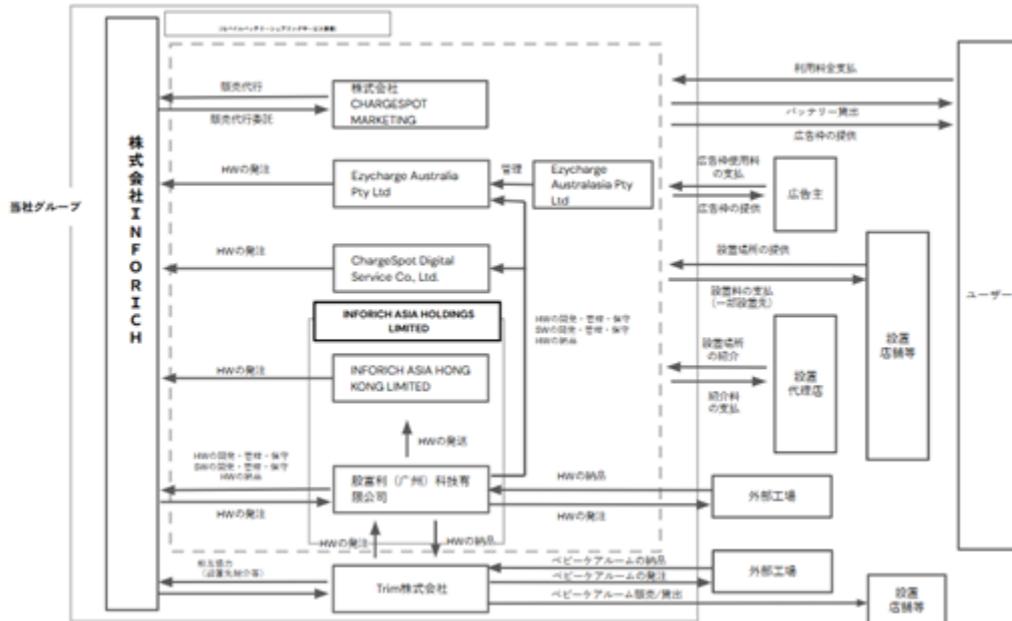
子育て中の人にとって、授乳や離乳食、おむつ替えのための空間が少ないことは外出時の障壁の一つです。施設側に空間として用意されていても、数が少なかったり女性専用空間の中にあたりと利便性が高くないことも多くあります。「mamaro」は完全個室型で男女関係なく利用できるため、多くの方の子育て上の障壁を解消する事が可能です。また、アプリケーション上で利用状況が可視化でき、30分以上の利用があった場合には施設管理者にアラートが発信されるため、待ち時間なく安全に施設を使用することができます。

設置の簡単さ

従来、施設側が新たに授乳室を導入しようとした場合は大規模な工事が必要でしたが、「mamaro」は1畳程度の空間に工事無しで簡単に設置することができます。「mamaro」を設置することで、子育て中の利用者のニーズに応え、満足度の向上と利用者の増加に繋がります。設置に際しては、一括購入だけではなく月額払いでのレンタル設置も可能なため、施設側は負担なく導入することが可能です。

[事業系統図]

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりとなります。



HW (以下、ハードウェア) はバッテリースタンド及びモバイルバッテリーを指します。
SW (以下、ソフトウェア) は当社グループのサービスに係るソフトウェアを指します。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED (注) 1、4	香港	15,610千香港ドル	CHARGESPOT海外事業 海外子会社の経営管理	100	・当社執行役員2名が当該子会社の役員を兼任 ・資金の貸付
INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED (注) 2、3、4	香港	10千香港ドル	CHARGESPOT海外事業 香港におけるCHARGESPOT事業の運営、展開	100 (100)	・ハードウェアの販売先
殷富利(广州)科技有限公司 (注) 1、2、3	中国 広東省	1,054千人民元	CHARGESPOT海外事業 中国本土におけるCHARGESPOT事業の運営、展開 「CHARGESPOT」のソフトウェア及びハードウェアの開発・製造管理	100 (100)	・当社常勤監査役1名及び当社執行役員1名が当該子会社の役員を兼任 ・ハードウェアの開発、管理及び保守の委託 ・ハードウェアの購入先 ・ハードウェアの配送委託 ・ソフトウェアの開発、管理及び保守の委託
Ezycharge Australia Pty Ltd (注) 1、2	オーストラリア	350千豪ドル	CHARGESPOT海外事業 オーストラリア国内におけるCHARGESPOT事業の運営、展開	51 (51)	・当社役員1名及び当社執行役員2名が当該子会社の役員を兼任 ・ハードウェアの販売先 ・資金の貸付
ChargeSpot Digital Service Co., Ltd. (注) 1	台湾	94,809千台湾ドル	CHARGESPOT海外事業 台湾におけるCHARGESPOT事業の運営、展開	100	・当社常勤監査役1名及び当社執行役員2名が当該子会社の役員を兼任 ・ハードウェアの販売先
Trim株式会社 (注) 1	神奈川県横浜市	100,000千円	プラットフォーム事業 完全個室ベビーケアルーム 「mamaro」の製造および販売	80	・当社役員2名が当該子会社の役員を兼任
その他3社					

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

3. 子会社であるINFORICH ASIA HOLDINGS LIMITEDが100%出資しております。

4. 債務超過会社であり、2025年12月末時点で債務超過額は以下のとおりであります。

INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED 193,169千円

INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED 774,813千円

5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
CHARGESPOT国内	88	(18)
CHARGESPOT海外	170	(31)
プラットフォーム	24	(2)
全社(共通)	21	(12)
合計	303	(63)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が14名増加しておりますが、これは主に業務拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
126 (32)	37.7	3.3	7,803

セグメントの名称	従業員数(人)	
CHARGESPOT国内	88	(18)
CHARGESPOT海外	4	(-)
プラットフォーム	13	(2)
全社(共通)	21	(12)
合計	126	(32)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
12.8	33.3	65.0	64.4	120.6

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 当社では、男女同一の賃金制度を適用しております。人事評価に関しても男女共通の基準で実施し、人事制度上の男女間の差異は設けておりません。現在生じている差異は職務、ミッションランクの違いによるものが中心です。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED	-	-	-	-	-
INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED	55.6	-	71.6	71.6	-
殷富利(广州)科技有限公司	26.7	-	66.5	66.5	-
株式会社CHARGESPORT MARKETING	-	-	-	-	-
Ezycharge Australia Pty Ltd	-	-	-	-	-
ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.	53.8	-	56.0	56.0	-
INFORICH EUROPE LTD	-	-	-	-	-
Trim株式会社	20.0	50.0	77.4	77.4	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に準じて算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に準じて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 当社グループでは、男女同一の賃金制度を適用しております。人事評価に関しても男女共通の基準で実施し、人事制度上の男女間の差異は設けておりません。現在生じている差異は職務、ミッションランクの違いによるものが中心です。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「Bridging Beyond Borders -垣根を越えて、世界をつなぐ-」をミッションとしております。各ローカルのヒト、モノ、コトにユニークな可能性を見だし、カルチャーやビジネスの垣根を越えて、グローバルに経営を行っております。

昨今のスマートフォンの爆発的な普及と電子決済などのサービスの普及により、今やスマートフォンは生活に必要不可欠な存在になっています。使用頻度の増加とデータ通信量の増大に伴い、現代生活における充電ニーズは大きくなり、充電に関する問題は大きなテーマとなっていると考えております。5Gがもたらすイノベーションは、生活をより便利に変えていく一方、スマートフォン端末の消費電力の増加速度が内蔵バッテリーの性能向上速度を上回る状況に拍車がかかっております。この中長期的な社会課題を解決するうえで、また、ESGの観点からも社会全体で利用をシェアする、分かち合うスマートフォン補充充電のインフラ整備が不可欠です。そのために当社グループは、国内および海外のCHARGESPOT事業を主力事業として注力しております。

2024年度からは、「CHARGESPOT」で培った設置場所とユーザーとの関係性を活かした、プラットフォーム事業の展開を進めております。バッテリースタンドのサイネージ画面を活用したマーケティングソリューションや、シェアリングエコノミーのプラットフォームの運営、ベビーケアルームの運営などを総称してプラットフォーム事業とし、力を入れています。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、国内・海外のCHARGESPOT事業において、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、月間レンタル回数、月間アクティブユーザー数及びバッテリースタンド設置台数を重要指標として経営を行っております。

月間レンタル回数は、対象月に「CHARGESPOT」からモバイルバッテリーがレンタルされた回数を集計したものです。当該指標は、レンタル収益の源泉として経営の進捗を測るものとして利用しております。

月間アクティブユーザー数は、月に一回以上「CHARGESPOT」を利用したユニークユーザー数を集計したものです。当該指標は、月間レンタル回数の基礎となるものとして、サービスの普及度合や消費者の利用動向、キャンペーン等の施策の効果を測るために利用しております。

バッテリースタンド設置台数は、計数時点で設置されているバッテリースタンドの台数を集計したものです。当該指標は、月間アクティブユーザー数の基礎となるものとして、事業拡大の進捗を測るために利用しております。バッテリースタンドの設置数は当社の所有するサイネージ画面の数に繋がるため、プラットフォーム事業を発展させる上でも重要な指標だと捉えています。

(3) 経営戦略

当社グループは国内外を問わず、ヒト、モノ、コトにユニークな可能性を見だし、カルチャーやビジネスの垣根を越えて橋掛けしていくことを機会と捉え、社会的価値と経済的価値の両立・創造を実現し、日本と世界の発展に寄与してまいります。

新たな垣根の橋掛けとその価値創造をグローバルに模索していく一方、ロケーションベースの各国のリアルなタッチポイントを保有するCHARGESPOT事業を第1の主力事業としております。インバウンド/アウトバウンドの増加を契機として、アジアをはじめとした世界中のお客様に日本品質のサービス体験を提供しグローバルでの知名度の向上を目指します。

国内CHARGESPOT事業は、長期にわたって安定した利益を獲得し続けられる状況になっています。当社のCHARGESPOT事業の特徴は、バッテリースタンド・バッテリーというリアルなモノと、アプリケーションというデジタルなモノの双方を有していることです。日本全国47都道府県の幅広い業種への設置を行うことで、ユーザーとのリアルなタッチポイントを創出しています。

海外CHARGESPOT事業は、今後の当社の成長を牽引するセグメントであると位置づけています。今後も積極的に新たなエリアへの展開を進めるとともに、展開しているエリアでのバッテリースタンドの設置台数の増加とユーザーの拡大に取り組むことで、将来の売上・利益の増加に繋げてまいります。

国内外でのタッチポイントの増加は、マーケティングソリューションを始めとしたプラットフォーム事業の拡大に繋がります。CHARGESPOT事業とそのネットワークとのシナジーを最大化することを目指し、持続的な成長及び将来利益の最大化に努めてまいります。

当社グループの中心サービスである「CHARGESPOT」は国内のみならず、グローバルで価値を発揮できるものです。当社グループの事業や事業領域には次のような特徴があり、これらを総合的に勘案したうえで中長期的な経営戦略を立案しております。

CHARGESPOT事業（国内・海外）の魅力

CHARGESPOT事業の魅力は4つあり、第一に短い投資回収期間、第二に大口顧客に対する低い依存度、第三にバッテリースタンド設置台数及び設置密度とレンタル稼働率の相関関係、第四に有望な市場ポテンシャルであります。

a. 短い投資回収期間

CHARGESPOT事業で使用するモバイルバッテリーの日本における2025年12月末の投資回収期間¹は約20日となっており、短期間で投資が回収されるビジネスモデルとなっております。2024年末時点では約19日の投資回収期間に対しては約1日伸びていますが、為替の影響によるものであり、サービスの運営体制や利用状況等に変化があったことによるものではありません。長期的に見ると、2022年年末時点では約29日、2023年末時点では約25日であったことから、サービスが拡大すると共に短縮化が進んでいると言えます。

また、バッテリースタンドについても、最も展開数が多いIS10-Aモデルでは約88日で投資を回収することができています。

$$1 \text{ 投資回収期間} = \text{各ハードウェアコスト(原価・キitting・配送・設置等諸費用の合算)} \div \text{日間平均収益}$$

b. 大口顧客に対する低い依存度

CHARGESPOT事業の主力であるモバイルバッテリーのシェアリングサービスの収益は、ユーザーからの少額課金の積み上げにより構成されており、特定の大口顧客に依存するリスクが相対的に低いビジネスモデルとなっております。また、様々なエリアで多業種に設置されており、特定のエリア及び業種への依存度も低く構成されています。同業種内でも複数の設置先に設置を行うことで、特定のチェーン店等への依存も低減させています。

c. バッテリースタンドの適切な設置とレンタル稼働率の相関関係

当社グループの実績によると、バッテリースタンドを視認性が高くユーザーの利用が見込める場所で適切に増加させることができれば、モバイルバッテリーのレンタル稼働率が上昇することが確認されております。これは、設置効率に関する実績データが蓄積され、効果的な設置戦略が推進されること、市中でバッテリースタンドを見かける頻度が増すことで広告効果が高まり「どこでも借りられて、どこでも返せる」という利便性や返却に関する安心感が訴求されることが大きく関係していると分析しております。

d. 有望な市場ポテンシャル

当社グループでは、現在主力である国内市場におけるターゲットSOM（Serviceable Obtainable Market）を設定し、利用者拡大のためのアプローチを検討しております。

具体的には、それぞれ以下の考え方により、事業拡大を図っております。

当社グループが国内事業のターゲットとして設定するSAMは、スマートフォンのユーザー数9,658万人¹のうち、外出時間中に1回以上充電を行うであろうユーザーの割合²を乗じることで算出される規模に設定しております。

$$SAM = \text{スマートフォンユーザー数} \times \text{外出時間中に1回以上充電を行うであろうユーザーの割合}$$

次に販売ターゲットとなるSOMについては、SAMのうち、「CHARGESPOT」の潜在的利用者（利用に関心があるユーザー）の割合³を乗じることで算出される規模に設定しております。

$$SOM = SAM \times \text{モバイルバッテリーのシェアリングサービスの潜在的利用者の割合}$$

当社グループでは、「CHARGESPOT」の設置台数の拡充およびユーザーに対するマーケティング活動の実施によりSOMの拡大を図っております。

- 1 日本の総人口（参照情報：総務省統計局「人口推計」- 2023年（令和5年）3月報 - 2022年（令和4年）10月1日現在（確定値））に2022年におけるスマートフォン保有者割合（参照情報：総務省「令和4年通信利用動向調査（個人）」）を乗じて、当社が算出した推計値
- 2 電通株式会社「モバイルバッテリーに関する調査・マイバッテリー所有者編」（2023年4月実施調査-日本）
- 3 電通株式会社「モバイルバッテリーに関する調査・マイバッテリー所有者編」（2023年4月実施調査-日本）およびNHK国民生活時間調査報告書「家にいる時間」「外出時間」調査を基に当社が算出した推計値

<ターゲットとする市場>



複数エリアでの展開

当社グループは、台湾、中国本土、香港、オーストラリア、イギリス、タイ、シンガポール及びマカオで海外CHARGESPOT事業を展開しており、中国本土の一部、タイ、シンガポール及びマカオにおいては、フランチャイズ契約に基づき他事業者と協働で展開しております。

2025年9月からは欧州初となるイタリアでの展開を開始するなど、グローバル展開を加速しています。

当社の社名である「INFORICH」は、「情報（INFORMATION）」に「豊か（RICH）」であるという2単語からなる造語です。各国の文化、商慣習、技術等に精通し得るグローバルな企業グループとして、情報連携が我々の目指す垣根を越えた橋掛けの実現において生命線であると捉えております。

上記を踏まえた中長期的な経営戦略は、以下のとおりであります。

国内CHARGESPOT事業の安定的な拡大・強化

a. 新規ユーザーの獲得

当社グループでは、新規ユーザーの獲得のためのマーケティング活動と、利用機会を創出するためのキャンペーンを定期的に行っております。「CHARGESPOT」の認知の向上とともに、認知を実利用につなげるための施策を積極的に行うことで、ユーザー数の拡大に取り組んでまいります。

また、LTVの拡大のためには若年ユーザーの利用促進が重要であると考えています。大学・専門学校等への設置を進めるとともに、施設内のスタンドで1時間までのレンタルが無料になる「キャンパス割」や、22歳未満であることがマイナンバーカード認証で確認されたユーザーに対して割引を行う「U22割」などの施策を行っています。今後も若年ユーザーにとって魅力的な施策の実施を検討してまいります。

b. 規律をもった設置台数の拡大

バッテリースタンドの設置台数については、国内においても引き続き設置ポテンシャルがあると考えております。今後も、人流の多いエリアや駅からの距離などの設置基準に沿って、各業種のプライムロケーションへの新規・追加設置、政令指定都市や観光地を中心としたエリアドミナント戦略を中心に拡大してまいります。

また、バッテリースタンドにおいては、鉄道駅の券売機スペースを活用した券売機モデルや、自動販売機に付帯した自動販売機モデルなど、既存のスペースや製品に合わせたモデルを展開することで、幅広い場所への設置を実現していきます。

c. サービスの進化

当社グループでは、ユーザーの利用の利便性を向上するためのアップデートを随時実施しています。2025年9月からは、家族や友人の分もレンタルしたいというユーザーからの声をうけ、1つのアカウントで3台同時にレンタルできるようにアップデートを行いました。今後もユーザーの声を反映したアップデートを実施することで、多くの方に継続的に使用していただけるサービスへの進化をはかっていきます。

ハードウェアにおいても、ニーズに合わせた開発を行っています。2025年11月からはクレジットカードタッチ決済に対応したバッテリースタンドの設置を国内でも開始しました。インバウンド需要が高い場所を中心に設置を進めることで、QRコード決済に馴染みがない人のレンタルも可能にしていきます。また、クレジットカードタッチ決済対応モデルの設置数を増加させることで、スマートフォンの充電が切れてしまってもレンタルできる環境を整えてまいります。

海外CHARGESPOT事業の積極的な拡大

当社グループは、海外では、香港、中国本土、台湾、オーストラリア、イタリア、タイ、シンガポール及びマカオで「CHARGESPOT」を展開しており、中国本土の一部、タイ、シンガポール及びマカオにおいては、フランチャイズ契約に基づき他事業者と協働で展開しています。2025年中もイタリアでの展開を開始するなど積極的な海外展開を進めてきました。タイでフランチャイズを運営しているCHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITEDについても、2026年1月に連結子会社化することを決定いたしました。

今後も、スマートフォン普及率や電子決済普及率が高く、公共交通機関を有する大都市圏を持つ国をターゲットとし、展開エリアを拡大していく予定です。スマートフォンが日常生活や観光シーンで必須であることは国をまたいでも変わらず、日本と同じまたはそれ以上の需要があるエリアが複数あると想定しています。各エリアのライフスタイルに合った決済手段への導入や、カードタッチ決済が可能なモデルなどのハードウェアの適合を行うとともに、立ち寄りやすい業種の店舗や施設の選定を行うことで、グローバルでの標準化とローカライズを並行して進めてまいります。

また、事業基盤を強固にすべく、連携強化を目的としたさらなる経営体制の強化も行っていく予定です。

プラットフォーム事業の展開

当社グループは、「CHARGESPOT」で獲得した設置先及びユーザーとのリアルなタッチポイントを活用した、プラットフォーム事業の展開を進めております。中でも、バッテリースタンドをマーケティングソリューションとして活用する事業の強化に取り組んでいます。「CHARGESPOT」のユーザーには若年層が多く、特に20代への訴求力が強いサービスです。若年層に対するマーケティングソリューションとして多くの企業にご活用いただいています。今後も、企業向けの広告枠販売や個人向けの「CheerSPOT」など、培ってきたタッチポイントをリテールメディアとして活用する取り組みを一層拡大し、中長期的な成長につなげてまいります。

ベビーケアルーム「mamaro」についても、今までの「CHARGESPOT」の運営で培った設置先との関係性を活かして販路の拡大に取り組んでいます。「mamaro」の室内に設置されているモニターを広告面として活用することで、子育てに関連するサービスや企業を子育て中の人に訴求することができます。若年層から子育て世代までをカバーしたマーケティングソリューションを提供できる体制を活かし、今後の事業拡大に繋げてまいります。

(4) 経営環境

当社グループの事業が属する経営環境には次のような特徴があります。

市場分析

CHARGESPOT事業が対象とするモバイルバッテリーのシェアリングサービスの市場規模について、同サービス世界最大のマーケットである中国では、2023年12月末現在約517万台（出所：Fastdata, 「2023 China Shared Power Bank Industry Trend Report」）のバッテリースタンドが稼動しており、年間約2.8億人がモバイルバッテリーのシェアリングサービスを使用しています。中国と日本では、市場、技術及び文化等の相違はあるものの、中国での市場規模の推移は今後の日本におけるモバイルバッテリーのシェアリングサービスの普及を予想する上で、一指標になるものです。

「CHARGESPOT」はモノを所有するのではなく貸し借りすることで使用する、シェアリングエコノミーを前提としたサービスです。昨今の環境意識の高まりなどを受けて、シェアリングエコノミーを積極的に活用するユーザーが一定数存在しています。一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した「シェアリングエコノミー関連調査2024年度調査結果 2025年1月公表」においては、2024年度のシェアリングエコノミーの市場規模は3兆1,050億円 で、2022年度比で18.7%増加しています。今後もシェアリングエコノミー市場は拡大していくものと想定されます。

また、株式会社CARTA HOLDINGSが株式会社デジタルインファクトと共同で実施した「リテールメディア広告市場調査 2025年1月23日公表」によれば、2024年の国内のリテールメディア広告の市場規模は、前年度比125%増の4,692億円に成長しました。そのうち147億円は店舗のデジタルサイネージを活用したものと推計されています。2028年の予測では、リテールメディア広告市場は2024年比約2.3倍の1兆845億円規模、そのうちデジタルサイネージは350億円規模に拡大すると予測されており。

当社の新サービスである「CheerSPOT（チアスポット）」については、「オタク」の活性化も普及につながると考えられます。矢野経済研究所の「オタク」市場に関する調査によると、2023年の「オタク」市場全体の市場規模は約8,176億円に上ると見込まれ、年々成長しています。ファンがアイドルなどへの「応援」のメッセージを広告面などに掲載する応援方法に関する市場も国内約300億円規模だと推定されています。

市場規模は資産・サービス提供者と利用者の間の取引金額定義

競争優位性

当社グループは、競合他社に先駆けてモバイルバッテリーのシェアリングサービスを日本に導入しており、「CHARGESPOT」の国内マーケットシェアは、バッテリースタンドの設置台数ベースで約8割と業界トップのシェアを有しております。一般的には、設置台数のシェアの多さがユーザーの利便性につながり、ひいては設置先が採択する要因となります。これは、ニューヨーク大学 Stern School of BusinessのScott Galloway教授が提唱する「Unregulated Monopoly」²に該当し、競合他社との競争優位性を獲得している状況にあると考えております。

多くのバッテリースタンドを設置していることは、レンタル稼働予測の精度の向上にも繋がっております。当社グループでは、周辺の人流や駅からの距離、営業時間、業種などの様々な情報を組み合わせた、設置プロトコルを設定しております。レンタル数は常時モニタリングできるようになっており、一定期間が経っても設置前の予測数値から乖離がある場合には設置先に社員が訪問し、店内での設置場所の移動や販促物の掲示などを行っています。データをもとにした設置とデータを参考にした細かな設置後ケアができていくことは、当社の競争優位性であるとともに、今後もデータ量が増えていくことでより精緻な分析が可能になっていくものと考えております。

また、当社グループは、自社で製品開発を行うことで市場のニーズをタイムリーに製品へ反映できる体制を構築しております。今までも、新型コロナウイルス感染症の流行が始まったことを機にバッテリーにS I A A（抗菌製品技術協議会）基準に適合した抗ウイルス・抗菌処理を行うなど、その時々課題に応じた対応を行ってまいりました。また、カスタマーサポートセンターにいただいた情報は社内の開発チームに連携し、アプリケーションやハードウェアの改善を行っています。

- 1 2025年12月末時点の当社グループの設置台数と競合他社が公表している台数を基に当社で算出
- 2 高い市場占有率が参入障壁として機能している状態

マーケティングソリューションにおいても、「CHARGESPOT」に付帯したサイネージ画面を活用していることから、国内では全都道府県、グローバルではフランチャイズ展開エリアを含めて6エリアでの広告放映が可能です。設置場所も多業種で、且つすべて人流が多い好立地であることが競争優位性につながっています。ユーザーは「CHARGESPOT」をレンタルする際と返却する際に必ずバッテリースタンドに立ち寄り、リアルなタッチポイントがある点もメディアとしての価値の向上につながっています。サイネージ画面を活用して地域の魅力を発信することで、街の中の回遊性を生み出す地域活性化にも利用されています。ユーザーはアプリケーション上で設置場所を確認することから、アプリケーション上のバナーや各設置先の紹介も多くの方が目にする広告として活用できます。

「CheerSPOT」でも、放映可能面が他の応援広告商材よりも多いことが、今後のサービスの成長に繋がりが得る優位性であると考えております。自宅の付近やライブ会場の近くなどの様々な場所に出稿できるため、そのエリア帯をファンの「応援」で飾るなど、ファンダム内でのコミュニケーションにも繋がります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

「CHARGESPOT」は日本国内初のモバイルバッテリーのシェアリングサービスであり、当社グループはそのマーケットリーダーとして国内外で市場開拓を進めてまいりました。スマートフォンをはじめとする小型電子機器は、ビジネス利用や普段の生活での決済等、日々の生活に欠かせないインフラになっています。当社は、バッテリーの充電切れを防止し、利便性の高い日常生活をサポートするために事業を展開しております。また、一層進んだデジタル社会を実現するため、当社グループは国内・海外のCHARGESPOT事業に限らず、「CHARGESPOT」のバッテリースタンドのサイネージを活用した広告枠の販売や、設置場所の属性に共通点が多いベビーケアルームの「mamaro」などのサービスラインナップを追加し、CHARGESPOT事業を土台とした新たな展開を加速しております。

一方で、疫病の流行や災害発生、悪天候の継続などによる人流の減少、国際情勢の変化などによる景気の悪化など、当社グループの業績に影響を及ぼしうるリスクは引き続き注視し続ける必要があると認識し、不測の事態にも対応できるよう、経営基盤と財政基盤の強化に取り組んでおります。

持続的な企業の成長のため、以下のことに優先的に対処してまいります。

ユーザー数の拡大

当社グループは、CHARGESPOT事業におけるユーザー数の拡大を経営の最優先事項と位置づけております。

いままでは市中のバッテリースタンドやユーザーが持ち運ぶモバイルバッテリー自体が広告塔となる効果が強く、マーケティング活動を行わなくてもユーザー数が増加してきました。しかし、当社では潜在的なユーザー数は現在のユーザー規模よりもはるかに大きなものであり、拡大の余地が存在していると考えています。

今後は、認知度の向上のみならず、認知を実利用に転換させるきっかけの創出に取り組むことが重要であると認識しております。マーケティング活動の強化やキャンペーンの実施などを通じて、新規流入の最大化をはかってまいります。

また、ファンが個人でアーティストへの応援を発信できる新たなプラットフォーム「CheerSPOT」においても、コンテンツの拡充とサービス自体の認知の向上を並行して推進してまいります。

レンタル場所・返却場所の確保

CHARGESPOT事業におけるユーザー数の増加には、設置台数の増加も必要不可欠です。設置数が充足していない段階では、ユーザーにとっての利便性は低く、返せるかどうか未確定であると認識されることから利用につながりません。シェアリングサービスの性質上、バッテリーをレンタルしたいと考える場所と返したいと考える場所は異なります。ユーザーの利便性を向上するためにも、各エリアでレンタルのみならず返却を念頭に置いた設置を継続する必要があります。

特に新しく進出したエリアについては、設置場所を増加させることが急務です。海外の新規エリアはもちろん、国内であまり設置が多くなかった地方都市や地方観光地についても同様の課題を抱えています。また、都市部においても、ユーザー数の増加にあわせて設置数を増加させる必要があります。

当社はこれまで、エリア別・業種業態別のバッテリー稼働率を継続的に分析し、設置を行ってきました。今後も引き続き状況に応じた設置を進めるとともに、日本で培った知見を他の海外のエリアにも活かすことで、各地で「どこでも借りられて、どこでも返せる」状況を実現してまいります。

利便性の向上と維持

スマートフォンやモバイルバッテリーの技術が向上している中で、ユーザーにとって満足できる性能を維持し続けるためには、継続的な研究開発が不可欠であると認識しています。「CHARGESPOT」のサービスの利便性を高め・維持し続けることで、継続的な成長をはかってまいります。

2025年中には、ユーザーの皆様からのご要望に基づき、1アカウントで最大3つのバッテリーがレンタルできる同時レンタルや、充電が切れている状態でもレンタルが可能なクレジットカードタッチ決済対応モデルの設置を開始しました。2026年からは、急速充電に対応したモバイルバッテリーを中国市場で展開しはじめました。2026年4月からは日本国内でも新型バッテリーを展開する予定です。今後も、ハードウェア・ソフトウェアの改善を行ってまいります。

料金設定においても、ユーザーの声を可能な限り反映してまいります。多くの方にとって使いやすく・分かりやすい料金を目指した市場調査や検証も継続的に行ってまいります。利用中・利用後のカスタマーサポートの面でも、ユーザーの利便性に資する情報の拡充や、AI技術等を活用した迅速な対応をはかり、「どこでも借りられて、どこでも返せる」を心理的にも実現していきます。

オペレーションの強化・冗長化

当社グループでは、「CHARGESPOT」のバッテリースタンド及び装填されているモバイルバッテリーの状況をリアルタイムで監視しています。中でも、モバイルバッテリーの劣化状況や温度変化を継続的にモニタリングすることで安全性の確保と品質の維持に万全を期しております。

昨今、世界各国でモバイルバッテリーの安全性の維持が社会的な課題となっています。そのような状況の中、安全・安心なモバイルバッテリーを提供することは当社グループとして果たすべき社会的責任であると認識しております。引き続き「CHARGESPOT」のモバイルバッテリーの安全性担保に力を尽くすとともに、モバイルバッテリーの適切な使用や廃棄方法に関する啓発活動にも取り組むことで、所有（購入）から共有（レンタル）への行動変容を促してまいります。

また、「どこでも借りられて、どこでも返せる」を実現するためには、適切な偏在解消業務が行われることが不可欠です。国内市場においては、従来、偏在解消業務の多くを外部のプラットフォームサービスを經由して委託していましたが、事業継続性の向上および冗長性の確保をはかるため、2025年9月からギグワーカープラットフォーム「SPOTJOBS」を自社サービスとして運営しております。引き続き、事業の根幹に関わる業務の内製化や委託先の多角化をはかることで、オペレーションの強化に取り組んでまいります。

海外の新規エリアでの展開と、展開済みエリアの成長の加速

当社グループでは、モバイルバッテリーのシェアリングサービスをグローバルに展開しております。現在、中国本土、香港、台湾、オーストラリアおよびイタリアではグループ子会社が、シンガポールおよびマカオではフランチャイズ形態でのサービス展開を行っております。また、タイにおいてフランチャイズ運営を行っていた企業についても、2026年1月に連結子会社化を発表しております。

スマートフォンが生活する上で不可欠なインフラになっている現在、モバイルバッテリーのシェアリングサービスへの需要も万国共通のものであると認識しております。展開エリアの拡大は当社グループの持続的な成長を牽引する重要な要素です。今後も各国の市場環境を見極めながら、最適なタイミングと進出手段で新規エリアへの展開を進めてまいります。

「CHARGESPOT」は、展開初期には設備投資が先行するビジネスです。海外においても、一定の設置密度を早期に達成することが、ユーザー獲得およびブランド認知の確立に直結します。他社に先んじて設置密度を

高め、市場シェアを獲得することが、将来的なキャッシュフローの最大化に資するものと認識しております。各エリアにおける機動的な営業活動と、効率的なオペレーションの早期の確立に取り組んでまいります。

経営基盤の強化

企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、また、グローバル展開を進めるためには、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。

そのため、内部統制システムの強化、マネジメントの強化、人材育成、損益管理の徹底など、持続的な成長を支える経営基盤を引き続き強化してまいります。また、子会社との連携を強化し、グローバルカンパニーとして相応しい経営体制の実現を目指してまいります。

財政基盤の強化

当社グループは、2023年度第2四半期に黒字化を達成し、以後継続的に利益が増加しております。2024年度以降には複数件のM&Aを実施したことからフリーキャッシュフローが一時的に低下しましたが、今後もサービスが継続して成長することで手元資金は増加していく見込みです。

中長期的な成長のためには国内外の設置拡大や新エリアでの展開の開始、広告事業の拡大のための投資が必要不可欠であると認識しております。今後も、適切な成長のための投資を実施するとともに、財政基盤の強化を目指して活動をしてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループはシェアリングエコノミーサービスである「CHARGESPOT」を運営する中で、環境に配慮した経営を実施してまいりました。2022年には当社が優先的に取り組むべき重要課題として6つのマテリアリティを策定し、サステナビリティの取り組みをグループ全体として推進しています。

ガバナンス及びリスク管理

当社は、四半期ごとに開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会において、気候変動による災害の発生や人材確保などの人的資本に関わる項目など、長期的な目線でリスクの洗い出しと対応策の検討を行っております。

また、人的資本については役員を中心とした検討会を実施し、当社グループの目指すべきところを位置付けています。

当社は、健全かつ適切な経営及び業務執行を図るには、コンプライアンス及びリスク管理の徹底が必要不可欠と考えております。

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、企業活動の遵法性、公平性、健全性を確保するため、また社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正、また全役職員に倫理意識を浸透させ、健全な企業風土を醸成する活動の推進をしております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役兼執行役員Japan C O Oを委員長とし、委員は、代表取締役兼執行役員Group C E O、その他委員長が指名する者により構成されており、原則として四半期に1回開催しております。また、監査役は、自らの判断により本委員会に出席し意見を述べることができます。

戦略

当社が優先的に取り組むべき課題として、自社工員、設置先企業、株主などのステークホルダーの皆様のご意見を伺った上で、ESGに関わるガイドラインなどを参考にしながらマテリアリティ（本業を通じて解決すべき最も重要な課題）を特定しました。

<p>01 シェアリング文化の普及</p> <p>Plan (取り組み方針) ChargeSPOTとShareSPOTを通じて、「便利さ」と「サステナブル」が両立し得ることを広め、サステナブルな行動に対して人々が感じるハードルを取り除いていく。シェアリング文化を普及させることで、過生産から脱却したサステナブルな社会を実現する。</p> <p>Strategies (戦略) ■ ChargeSPOTをより使いやすく・インクルーシブなサービスにしていく ■ ShareSPOTで利用できるサービスを増やし、シェアリングエコノミーを身近なものにする ■ ChargeSPOTのサイネージを通じて、サステナビリティに関する情報を発信する</p>	<p>02 社内のダイバーシティ&インクルージョンの推進</p> <p>Plan (取り組み方針) 多様性の中に価値があるという信念のもと、グローバルに展開する企業に相応しいDiversity&Inclusionを実現する。</p> <p>Strategies (戦略) ■ 多様なバックグラウンドの社員を受け入れ、それぞれの強みを活かせる環境を整える ■ 互いに異なる文化、価値観、専門性といった垣根を超えて、協働・共創できる組織を作る ■ 性別を問わず活躍し、重要な意思決定に関わることができる環境を整える</p>	<p>03 災害時の電源確保への協力</p> <p>Plan (取り組み方針) 自治体や企業と協力して、地震や台風などの自然災害発生時においてもスマホ充電が可能な環境を整え、人々が連絡手段を失うことを回避する。</p> <p>Strategies (戦略) ■ 被災エリアを対象に無料でバッテリーを解放する ■ 災害時の避難場所及び避難所での充電インフラを提供する ■ 停電時でも利用できるスタンドの研究開発を行う</p>
<p>04 レジリエントなサプライチェーンの実現</p> <p>Plan (取り組み方針) 環境と人権に配慮するとともに、国際情勢の変化に対応できるレジリエントなサプライチェーンの実現を目指す。</p> <p>Strategies (戦略) ■ サプライチェーン全体で人権侵害を把握し改善する ■ 児童労働やあらゆる形での強制労働に反対し、防止する ■ サプライチェーンの事業継続計画 (BCP) を策定する ■ 廃棄物の適切な処理とリサイクルを実施する</p>	<p>05 CO2排出量の削減</p> <p>Plan (取り組み方針) ChargeSPOTを含む自社のCO2排出量を把握して、削減に取り組む。またユーザーや設置店舗のCO2排出量削減に協力する。</p> <p>Strategies (戦略) ■ 自社のCO2排出量 (Scope1~3) を算出し、削減に向けて取り組む ■ シェアリング普及によるCO2削減効果を可視化する ■ バッテリースタンドの使用電力のオフセットを実施する ■ グリーン電力やカーボン・オフセットの普及に協力する</p>	<p>06 リスク管理と経営基盤の強化</p> <p>Plan (取り組み方針) 上場会社にふさわしいリスク管理を実施するとともに、経営基盤を強化して、中長期的に企業価値を向上させる。</p> <p>Strategies (戦略) ■ 顧客・取引先情報の管理を徹底する ■ 従業員のコンプライアンス意識向上のために教育を行う ■ コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、健全な企業風土を醸成する活動の推進をする ■ 社外取締役を含む取締役会で経営の基本方針などの重要事項の決定を行う</p>

(2) 気候変動

当社グループは、気候変動への対応を重要な経営課題の1つとしてとらえており、「シェアリング文化の普及」に取り組むことで、「便利さ」と「サステナブル」が両立することを広め、サステナブルな行動に対して人々が感じるハードルを「Bridge」することを目指しています。

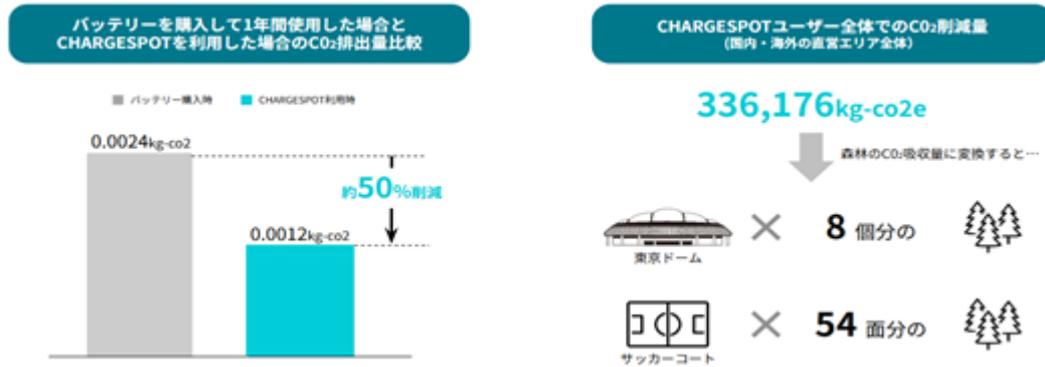
ガバナンス及びリスク管理

気候変動に関するガバナンス及びリスク管理は、サステナビリティに関する考え方に組み込まれていません。詳細については、(1)サステナビリティに関する考え方の「ガバナンス、リスク管理」をご参照ください。

戦略

a. 「CHARGESPOT」によるCO2削減効果

当社グループの主要事業である「CHARGESPOT」は、ひとりひとりがモバイルバッテリーを購入して使用する際に比べて50%のCO2排出量を削減することが可能です。



森林1haの年間吸収量を8,800 kg-CO2と想定して算出（出典：林野庁）

日本・中国・香港・オーストラリア・台湾・イタリアの直営エリアの2025年12月時点実績を元に算定
アスエネ株式会社による算定

b. 適切なモバイルバッテリー及びバッテリースタンドの処理

モバイルバッテリーに使用しているリチウムイオン電池は、多くの場合一般ゴミで処理をすることができません。一般ゴミとして不法に処理された際のゴミ収集車の火災や、ゴミ処理場の火災も問題になっています。そのため当社グループでは、自社で出た廃棄バッテリーの適切な処理を進めるとともに、モバイルバッテリーの正しい使い方・廃棄の仕方を啓発する活動を行っています。購買・所有からシェアリングサービスの利用に行動を変容させることで、モバイルバッテリーを起因とした火災の防止につなげていきます。

バッテリースタンドについても、100%のリサイクルを実施し、電子ゴミを出さないための対策を行っています。

c. CO2排出量の算出とオフセットの実施

当社グループでは、2022年度から日本法人でのCO2排出量のScope 3 までの算出を実施しています。2023年度からは子会社でのCO2排出量も算定対象とし、2024年度以降は新たに子会社化した台湾とオーストラリアの分を算定範囲に追加しています。

当社のCO2排出量の多くが設置したバッテリースタンドが使用する電力によるScope3の排出であることから、最大の設置エリアである日本で、毎年の1月1日段階の設置スタンドの年間の使用電力のうち5割分のグリーン電力証書を購入することでオフセットしています。大型のバッテリースタンドにはグリーンパワーマークを表示することで、グリーン電力の普及活動にも協力しています。

今後も、バッテリースタンドの使用電力を低減するための機器の改良や、オフセットの実施、グリーン電力やカーボン・オフセットの普及活動を続けてまいります。

カテゴリー	2023年度 排出量 (tCO2e)	2024年度 排出量 (tCO2e)	2025年度 排出量 (tCO2e)	割合
Scope 1	0	0	0	0.00%
Scope 2	22.6	53.2	106	1.29%
Scope 3	5,260	6,713	8,074	98.71%
1, 購入	308	1,232	309	3.83%
2, 資本財	1,553	1,490	2,196	27.2%
4, 輸送 (上流)	192	151	590	7.31%
5, 事業廃棄物	32.4	4.8	4.5	0.06%
6, 従業員の出張	14.8	165	72.7	0.9%
7, 従業員の通勤	104	103	92.8	1.15%
8, リース資産 (上流)	3,056	3,567	4,809	59.6%
合計	5,283	6,766	8,180	100.00%

上記の排出量は、日本法人、中国、香港、オーストラリア、台湾のグループ会社の排出量を含む。
2025年度よりCO2排出量の算定対象項目を追加しました。当該算定方法の変更は、過年度分も遡及適用してあります。

環境省、経産省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量の算定に関するガイドライン」に基づき算出。上記に記載のないカテゴリーは、排出源が存在しない、もしくはScope 1、2に含めて算定を実施。

Scope 2 排出量に関しては、マーケット基準にて算定。

Scope 3 排出量に関しては、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.2を用いて算定。

指標と目標

当社グループでは、今後もCO2排出量の算定を実施し、状況に応じた排出削減策を講じてまいります。また、Scope 3 についても適宜オフセットを実施することで、気候変動への対応を実施してまいります。

(3) 人的資本

当社グループは、2018年4月に香港でモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開するCha Cha Station (Global) Holdings Limited (現 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED) と業務提携が成立したことから、モバイルバッテリーのシェアリングサービスのCHARGESPOT事業を開始いたしました。当初より日本と香港でサービスを運営しており、グローバルを視野に経営を行っております。今後も「CHARGESPOT」の海外展開を加速させ、また、新たなビジネスを展開していく上では、多様な人材による視点と多彩な能力が必要です。

当社グループの会社経営の中核には「多様なものが混在する中にこそ、多くの可能性がある」という信念があります。2023年8月にはミッション・ステートメントを「Bridging Beyond Borders -垣根を越えて、世界をつなぐ-」にリニューアルし、より一層「垣根」を超える組織とサービスの開発に力を入れてまいりました。今後も、多様な人材が多彩な才能を活かせる環境を整え、社員同士を「Bridge」することで、当社の持続的成長につなげていきます。

中でも、社会に広く受け入れられるサービスを運営するうえでは、女性の意見を取り入れることが必要不可欠であると考えています。しかしながら、2025年中に行った入社頻度の増加を伴う働き方の変更等により、当社の女性管理職割合は昨年から比べて減少しました。今後は、女性にとっても働きやすい職場環境の整備に引き続き取り組むと共に、男女賃金格差の是正にも取り組んでまいります。また、採用候補に必ず女性を含めることや、選抜型の人材育成プログラム実施の際には女性社員も候補に入れるなどし、男性のみに偏らない意思決定を行ってまいります。

また、若年層が多く使うサービスであることから、若手社員の登用も中長期的なサービス戦略を考えるうえで重要であると考えています。既存社員の教育を強化し、次世代のリーダーとなる社員の育成にも取り組んでまいります。

ガバナンス及びリスク管理

人的資本に関するガバナンス及びリスク管理は、サステナビリティに関する考え方に組み込まれています。詳細については、(1)サステナビリティに関する考え方の、ガバナンス及びリスク管理をご参照ください。

また、当社グループでは社外に法令違反行為や社内ルールに違反する行為に関する相談を受け付ける内部通報窓口を設けております。健康やメンタルヘルスについてや育児などのプライベートな相談もできる外部相談窓口も設置することで、社員の問題解決支援を行っています。

戦略

a. 多様な人材の確保 (女性活躍)

当社グループの2025年12月末時点での常勤の非日本国籍社員は連結67.9%、女性社員比率は連結で32.9%であり、当社グループの社員全体での多様性は高いと言えます。日本法人の女性管理職比率についても、2023

年度実績の5%から、2024年度末時点で18.8%と改善してきました。しかしながら、2025年に出社頻度を高め
対面コミュニケーションを重視する働き方への変更により、コロナ禍にリモート勤務前提で入社した女性管
理職社員が離職したこともあり、今年度末の女性管理職比率は低下しています。

女性管理職比率（連結）	26.2%
日本（株式会社INFORICH）	12.8%
（Trim株式会社）	20.0%
広州（殷富利（广州）科技有限公司）	26.7%
香港（INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED）	55.6%
オーストラリア（EZYCHARGE AUSTRALIA PTY LTD）	-
台湾（ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.）	53.8%
イギリス（INFORICH EUROPE LTD）	0%

日本法人の管理職（執行役員～Manager）の男女割合は、部長・課長職層で差が大きくなっています。

ミッションランク（職務等級）	男性割合	女性割合
執行役員	87.5%	12.5%
Senior Manager（部長職）	100.0%	0.0%
Manager（課長職）	82.6%	17.4%
Leader	81.5%	18.5%
Senior Associate	39.6%	60.4%
Associate	41.7%	58.3%
合計	63.5%	36.5%

当社では人事評価を半期に一回実施しておりますが、その際は男女共通の基準で実施しており、2025年度
も男女ともに基準を満たした人物を昇進させています。また、入社時のミッションランクについても、男女
問わず経験やスキル、能力に合ったランクを適用しております。

	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月
男性昇進者数	2名	6名	3名	4名
女性昇進者数	4名	1名	1名	1名
合計	6名	7名	4名	5名
男性割合	33.3%	85.7%	75.0%	80.0%
女性割合	66.7%	14.3%	25.0%	20.0%

今後は採用を検討する際には候補者プールに女性を最低でも1人は含めるようにすることで、女性の登用
を促進していきます。

一方で、日本法人においては、男女の賃金の差異がグループ全体で最も大きく、女性の賃金が男性の賃金
に対して、全従業員で65.0%、正社員で64.4%になっています。当社では、男女同一の賃金制度を適用して
おり、人事評価・人事制度上の男女間の差異は設けておりません。現在生じている差異はミッションランク
の違いによるものが中心です。

しかし、同一のミッションランク内でも女性の賃金のほうが低い状態にあります。このことは、当社では
中途採用の社員が大半であるため、前職の給与を参考にした給与設定をしていることに起因しています。当
社においては、昇給についても男女関係なく実施していますが、入社時点の給与差の解消には至っていない
状況です。

	2024年下期	2025年上期	年全体
--	---------	---------	-----

男性昇給率（平均）	2.6%	2.1%	4.7%
女性昇給率（平均）	2.5%	1.9%	4.5%

男女の賃金差を解消するためには、定期昇給だけではなく、現在の職務内容を踏まえた賃金見直しも必要と考えています。同一労働同一賃金を性別や年齢を問わず実現するための方策を引き続き検討してまいります。

b.多様な人材の確保（外国籍社員の活躍）

当社グループでは、外国籍のメンバーの採用・登用にも積極的に取り組んでいます。日本法人においても多国籍のメンバーが様々な部署で働いていることが特徴です。当社グループは海外にも子会社を有するため、グループ全体での非日本国籍社員は67.9%と高くなっています。日本法人内でも、22.9%の社員が非日本国籍です。出身地も多様で、中国、台湾、香港、マカオ、オーストラリア、イギリスなど、複数のエリアから社員が集まっています。

出身地は人数が多い順に記載

また、所属する部署も多岐にわたっており、様々なGroupで活躍しています。

非日本国籍社員比率（連結）	67.9%
日本（株式会社INFORICH）	22.9%
（所属Group）	
CHARGESPOT Business	
-Region Management	
MEDIA	
Marketing	
Operation	
-Quality Management	
NEW Business	
-C-MEDIA Japan Rigion	
-C-MEDIA Oversea	
Grobal Operations	
-Global Communication Center	
Product	
-Hardware Section	
-Software Section	
Engineering	
-CHARGESPOT	
-New Biz	
Corporate	
-Corporate Planning	
-Business intelligence	
-Finance & Accounting	
-Legal	
-海外	
-知財	

-HR & GA	
-TA	
-Group Company Management	

今後も国籍を問わない採用と登用を続け、多様な価値観をサービス運営に反映してまいります。

c. 社員教育の強化

中長期的な企業価値の向上のためには、既存社員の教育の強化も不可欠であると考えています。現在は、グループ全体での法令遵守・情報保護研修に加え、日本法人ではハラスメント研修および外部の経営者やプロフェッショナルを招いた勉強会を行っています。

今後は、国内で選抜された社員を対象にした教育プログラムを検討し、当社の10年後を担うリーダー人材の育成にも取り組んでいく予定です。また、選抜の際には女性社員の起用も行うことで、女性リーダーの育成にも積極的に取り組んでまいります。

[実施中]

コンプライアンストレーニング	日本法人では、法令遵守/情報保護/ハラスメントなどについての研修を実施しています。 海外子会社でも法令遵守/情報保護の研修会を実施し、社員の意識向上に取り組んでいます。
コミュニケーションスキルトレーニング	日本法人に在籍する外国籍社員に対して、日本語トレーニングを実施しています。
Learn from Professional	日本法人では、外部の経営者やプロフェッショナルを招いた勉強会を定期的に開催しています。

[検討中]

次世代リーダー育成プログラム	選抜された日本法人の社員に対して、CEOからナレッジシェアを行うとともに、能力開発に必要な学習費用の補助も含む育成プログラムを検討しています。
学習コンテンツの提供	日本法人の社員に対して、ビジネスリテラシーを高めるための勉強会や学習コンテンツの提供を検討しています。

d.多様なバックグラウンド/才能を活かす環境の整備

当社グループでは、多様なバックグラウンドや才能を有する社員が活躍できるように、心理的に安全な職場環境の整備を進めています。

日本法人では、年に数回、カルチャーサーベイを実施しています。中でも「多様性の尊重と理解」「心理的安全性の担保」「個別環境の理解と尊重」のスコアを重視して評価をしていますが、2025年11月時点の調査ではスコアの低下が一部指標で見られました。

	2025年11月時点結果		2024年6月時点結果	2023年11月時点結果
	全体	他社 (全体)	全体	全体
多様性の尊重と理解	3.7 / 5.0	3.8 / 5.0	4.0 / 5.0	4.0 / 5.0
心理的安全性の担保	3.7 / 5.0	3.6 / 5.0	3.8 / 5.0	3.6 / 5.0
個別環境の理解と尊重	4.2 / 5.0	4.3 / 5.0	4.2 / 5.0	3.9 / 5.0

e.グローバルでの連携強化

当社グループは日本国内だけではなく、中国、香港、台湾、オーストラリア、イギリスにも子会社を有しています。当社グループの中長期的な企業価値の向上のためには、グループ全体での一体感を醸成し、情報共有を円滑にすることが重要だと認識しています。

現在はグループ内の人事評価・ミッションランクの共通化に向けた検討を進めています。また、四半期に一回、海外子会社を含んでの全社会議を行うほか、各部署がグローバルでの連携会議を持つなどの情報共有を進めています。年に一回、フランチャイズ運営企業を含めた全拠点の代表が集まっての対面会議も実施しています。

f.職場環境整備

当社は2025年5月に現在の本社オフィスに移転しました。旧オフィスには全社員分の座席数がなかったため、新型コロナウイルス感染症への対策として導入したりモートワークを中心とした働き方を継続していました。オフィス移転によって全社員分の座席数が確保できたことと、対面コミュニケーションの促進による業務スピードの加速を目的として、移転後は週4日の出勤を前提とした働き方に変更しました。その結果、コロナ禍にリモートワークを前提として入社した社員の離職とそれに伴う業務負荷増により、従業員エンゲージメントスコアがやや低下しました。現在は、個別就労環境への配慮の強化と、従業員同士のコミュニケーションの創出、オフィスでの働き方の向上のための施策等を実施し、離職状況は改善しています。

社員が働きやすく・活躍できる環境にするために、当社（日本法人）では、働きやすい環境の整備のためのライフサポートプログラムと、コミュニケーション促進プログラムの提供を行っています。

[ライフサポートプログラム]

フルフレックスタイム制	コアタイムのないフルフレックスタイム制を導入することで、通院や家族の予定などに柔軟に対応するなど、プライベートとの両立をはかりやすい環境を整えています。
Work with family	年30日間、出身地や出身国でリモートワークをすることができます。（正社員が対象）
有給の病欠休暇	通常の年次有給休暇とは別に、有給の傷病休暇を年7日間設けています。年次有給休暇をリフレッシュや疲労回復などの目的に利用することで、メリハリのある勤務を実現しています。自身と2親等以内の親族の病気・怪我に対して使用することが可能です。（正社員が対象）

配偶者転勤帯同	配偶者の転勤に帯同する場合、転居先の当社営業拠点で勤務することが可能です。営業拠点が無いエリアへの転居の場合は、定期的な出勤を条件に、リモートで働くことが可能です。（職種・職務の制限有）
オフィスでの飲食の補助	本社オフィスでは、ウォーターサーバーやコーヒーマシンがいつでも利用でき、さらに社内でお弁当販売や自動販売機を設置し費用の一部を会社が負担することで、快適な就業環境を整えています。

[コミュニケーション促進プログラム]

Weekly/Monthly All Hands、GlobalCONNECT（全社ミーティング）	全社員が集まったのオフラインミーティングを定期的で開催し、会社の現状や方針を理解する機会を作り出しています。四半期に1回は海外子会社の社員もオンラインで参加し、全社を「CONNECT」しています。
全社イベント	年に数回、全社員でのイベントなどを通じた社員間交流を実施しています。
コミュニケーションランチ/ディナー	社員同士でランチやディナーに行った場合、飲食代金の補助を行っています。
Happy Friday	本社オフィスでは、隔週で金曜日の夕方以降に飲み物を提供し、社員同士のコミュニケーションを促進しています。

社員が働きやすく、コミュニケーションを取りやすい環境を整備することは、社員のパフォーマンスの向上と離職の防止のために必要不可欠であると考えています。長期的に勤務する社員が継続的にパフォーマンスを発揮することは、企業のレジリエンスの向上にもつながります。事業の中長期的な成長のためにも、引き続き職場環境の整備への投資を続けてまいります。

指標及び目標

ミッション・ステートメントである「Bridging Beyond Borders -垣根を越えて、世界をつなぐ-」を体現した組織にするため、当社グループでは女性管理職比率と、組織・カルチャーサーベイのうち「多様性の尊重と理解」「心理的安全性の担保」「個別環境の理解と尊重」のスコアを重要指標として取り組んでまいります。

女性管理職比率については、日本法人において現在12.8%であるところを2026年度中に18.8%、2030年度までに30%にすることを目指します。

また、2026年度から社員のスキル向上支援と働きやすい環境整備に改めて取り組むことから、今後は「スキル向上支援」および「働きやすい環境整備」のスコアについてもモニタリングを行ってまいります。

	2025年11月時点結果		2026年11月目標
	全体	他社（全体）	全体
多様性の尊重と理解	4.0 / 5.0	3.8 / 5.0	4.2 / 5.0
心理的安全性の担保	3.8 / 5.0	4.1 / 5.0	4.0 / 5.0
個別環境の理解と尊重	4.2 / 5.0	4.3 / 5.0	4.3 / 5.0
スキル向上支援	3.2 / 5.0	3.7 / 5.0	3.7 / 5.0
働きやすい環境整備	3.7 / 5.0	3.8 / 5.0	3.8 / 5.0

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクには、以下のようなものがあります。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、顕在化の回避及び顕在化した場合の迅速な対応に努める方針であります。

具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとして当社内にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置して対応しております。詳しくは「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 イ 企業統治の体制の概要 f. コンプライアンス・リスク管理委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

<経営環境に関するリスク>

(1) 当社グループ事業が対象とする市場について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：重）

当社グループの展開するCHARGESPOT事業が属するモバイルバッテリーのシェアリングサービスの市場は年々拡大しておりますが、環境整備や新たな法的規制の導入、その他何らかの要因によってモバイルバッテリーのシェアリングサービスの市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業活動が制限される可能性があります。当社グループは、展開エリアの多角化や他社との差別化を推進することで当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの顕在化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのマーケティングソリューションの中心であるデジタルサイネージを活用した広告の市場では、広告配信手法や販売メニューが多様化し、競争が激化する傾向にあります。また、デジタルサイネージ市場の他に革新的な広告方法や広告配信技術が出現した場合、デジタルサイネージへの需要が縮小する可能性があります。当社グループは、広告効果の継続的なモニタリングや新機能や新たな技術の研究開発を推進することで当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの顕在化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合環境が激化するリスク（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社グループの展開するモバイルバッテリーシェアリングサービスは規制業種ではなく、また、モバイルバッテリーやバッテリースタンドの製造はOEMが可能なため、同サービスへの参画企業の増加による競合激化リスクが存在します。

サイネージサービスにおいては、既にさまざまな業種でデジタルディスプレイによるサイネージサービスが展開されております。これら競合となり得るサービスはこれからも増加することが想定されます。

当社グループが展開する国内CHARGESPOT事業のモバイルバッテリーのシェアリングサービスのマーケットシェアは、バッテリースタンド設置台数ベースで約8割を占めており、収益基盤は安定していると考えております。また、サービス開始時から、カスタマーサポート体制の充実、バッテリーの偏在を解消するためのシステムの精緻化、バッテリースタンドおよびバッテリーの改善など、ユーザーの利便性と設置先さまの安心感を高めるための取り組みを進めてまいりました。バッテリースタンドの設置台数の多さとサービスレベルの高さは、当社サービスにとっての競合優位性であると言えます。

海外CHARGESPOT事業では、香港、台湾、オーストラリアで第一位の市場シェアを獲得しています。今後も、日本国内で既に設置している企業の海外店舗への設置を進めるなどの協力体制を強化するとともに、現地子会社を通じて積極的な設置を続けてまいります。中国本土は当社グループの研究開発拠点としてプロトタイプ実験などを継続して行うことで、グループ全体の製品品質の向上につなげていきます。

当社グループは、今後もバッテリースタンド設置台数及びユーザー数拡大、サービスレベルのさらなる向上に向けて種々の施策を講じていく計画ですが、競合環境の激化によりこれらの計画が想定どおり進行しない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2025年12月末時点の当社グループの設置台数と競合他社が公表している台数を基に当社で算出

(3) 技術革新について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：重）

近年、スマートフォンやモバイルバッテリーに関連する新しい製品やテクノロジーが次々と開発されております。CHARGESPOT事業を牽引するニーズはスマートフォンの電池性能に大きく影響されるため、将来発売されるスマートフォンの内蔵バッテリーの電池性能の向上は、当社グループの事業活動及び業績に大きな影響を与えます。当社グループが、これらの変化へ適切に対応できない場合、当社グループの業界における競争力が低下する可能性があります。当社グループにおいては、関連するテクノロジーの最先端である中国広東省広州市に研究開

発拠点を設け、最新の技術革新への対応を図ることにより当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの発生によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートフォンに内蔵されるリチウムイオンバッテリーは、購入後2年が経過した時点を目安に電池充電容量が80%まで低下する性質を持っています¹。一方で、スマートフォンの買い替え周期は機種の高額化などによって長期化しており、2022年時点ではおよそ4年7ヶ月になっています²。

バッテリーの内蔵電池容量は1994年以来、年平均で約11%増加していますが、同時にディスプレイの高精細化、アプリケーションの高容量化などによってスマートフォンの消費電力量も年間平均17.9%増加しています。その結果、電池容量と消費電力の差分は28年累計で5倍の乖離が発生しています。

リチウムイオン電池の性能は負極材料の改良等による改善の可能性があるものの、現在の電池性能を大きく上回り、上記のとおり今後一層の増加が予想される消費電力を完全に賄うことができる程のイノベーションが発生する可能性は必ずしも高くないと考えております。また、リチウムイオン系の電池以外の電池技術に関しても、技術及び価格の両側面においてスマートフォンで利用可能となるまでに相当程度の長期間を要するものと考えております。

当社グループは、バッテリー技術の動向を継続的にモニタリングしており、重要な技術革新には遅滞なく打開策を策定してまいります。しかしながら、当社グループの想定していない電池分野における急速な技術革新により、重度なスマートフォン利用にもかかわらず長時間追加充電を必要としないバッテリー等、消費電力の増加を賄うことができる高性能なバッテリーを内蔵したスマートフォンが広く普及する事態となった場合には、当社グループの事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- 1 「移動端末用リチウムイオン電池の容量劣化特性」(NTT DoCoMo テクニカル・ジャーナル)による
- 2 内閣府「2022年度版・消費動向調査」

(4) 通信インフラ環境やネットワーク環境について(顕在化の可能性:中、顕在化の時期:短期、影響度:中)

当社グループが展開するCHARGESPOT事業は、通信インフラ環境やサーバー等のネットワーク環境に依存しております。当社グループは、安定的なサービス提供のため、通信業者の分散化、サーバーの負荷分散及び監視強化、障害が発生した際に早急に復旧するための体制整備等を進めております。

しかしながら、自然災害や事故、サイバー攻撃、サービス利用者急増に伴う負荷、その他何らかの事由によって当該環境に障害が発生し、サービスを停止せざるを得ない状況となった場合は、機会損失、顧客への損害の発生、サービスに対する信頼性の低下等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外に事業を展開していること(政治や規制など)(顕在化の可能性:中、顕在化の時期:短期、影響度:中)

当社グループは、日本国内のほか、アジアを中心に海外でも事業を展開しております。また、CHARGESPOT事業で使用するモバイルバッテリー及びバッテリースタンドの研究開発拠点及び生産委託先企業は中国にあります。当社グループは、中国以外に所在する生産委託先の開拓を進める等、同国への依存度の低下を推進しておりますが、同国の政治・経済・社会情勢の変化に伴い、事業環境の悪化や従業員の流出等が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、政治的・経済的要因等により、予期できない投資規制、移転価格税制を含む税制や法的規制の変更等が当社グループの事業を展開している国等で行われた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害等について(顕在化の可能性:-、顕在化の時期:-、影響度:中)

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電(以下「自然災害等」という)が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、昨今の気候変動によって気象災害が頻発していることは、当社グループの所有するバッテリースタンドへの影響やレンタル数の低減に繋がる可能性のある重大なリスクだと認識しております。

また、当社グループの主要な事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等がやむを得ず一時的に停止する可能性もあり、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損する可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等、有事の際の対応策の整備を進めております。また、自然災害等の発生によって首都圏での災害後対応が難しい場合には他エリアの営業拠点到災害対策本部を設置することを想定しております。しかしながら、自然災害等の発生による影響を完全に回避できる保証はなく、物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

このように、自然災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 感染症について（顕在化の可能性：-、顕在化の時期：-、影響度：中）

当社グループが提供するサービスは、ヒトの移動に深く連動しており影響を受けます。感染症拡大に伴い政府による緊急事態宣言等が発令された場合、外出自粛や飲食店・サービス業の運営自粛により人流が抑制され、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、コンビニエンスストア等の外出制限時にも往訪頻度が高い場所へバッテリースタンドの設置を進めることで当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの顕在化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、生産拠点である中国国内で感染症が拡大した場合は、生産委託先の工場の閉鎖、工場作業員の感染による生産性の低下などのリスクがあります。当社グループでは年間の発注計画を早期に取りまとめ、オーダー時期を早める事で納期遅延のリスク低減を図っております。また、工場の閉鎖が長期化した場合には、生産委託先工場の中国外の拠点に生産ラインを変更できるように体制を整えておりますが、当該リスクの顕在化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評被害について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：-、影響度：中）

当社グループの事業運営に関し、悪意を持った第三者が、意図的に噂や憶測、悪評を流すなどした場合は、当社グループに対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じる可能性があります。また、当社の「CHARGESPOT」を設置している店舗や施設、その運営企業や、サイネージに広告を出稿している企業、「CheerSPOT」に参画しているアーティストやその事務所などに法令違反やコンプライアンス上の重大な問題が発生した場合、「CHARGESPOT」や当社のブランド力に悪影響が生じる可能性があります。

これらの場合、顧客マインドにマイナスの影響を与え、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、倫理規程の周知やコンプライアンス研修の実施により、役職員のコンプライアンス意識の醸成を図ることで健全な企業経営を推進してまいります。また、他社との契約等の際のチェックを重視するとともに、契約後も必要に応じて取引の緊急停止などの措置を講じる方針です。また、悪意のある風評等には毅然とした姿勢で対応する方針です。

< 経営戦略に関するリスク >

(9) 継続的な投資と損失計上について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループの展開するCHARGESPOT事業は、投資が先行し、事業規模の拡大につれて収益性が高まるという特性があります。

当社グループは、スピード重視の経営と積極的な投資を実施し事業規模が拡大した結果、2023年度12月期の連結業績が黒字化いたしました。しかし、中長期的な成長のためには今後も引き続き設置数増加や新たなタイプの機種種の開発などへの投資を継続する必要があります。

国内では既存モデルのバッテリースタンドの設置を増やすとともに、自動販売機モデルの設置も加速させることで、屋外を含めた新たな場所の獲得を進めてまいります。海外でも、アジア圏を中心とした既存直営エリアでの設置数の増加を進めるとともに、イギリス子会社を拠点とした欧州への展開を加速させてまいります。

投資については財政状況を見ながら決定し、今後も黒字が継続するものと考えておりますが、当該投資によっても当社グループが想定している成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) フランチャイズについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：軽）

当社グループの海外展開においては、効率的な事業運営のため、当社グループの中国の一部、タイ、シンガポール及びマカオにおけるCHARGESPOT事業は、フランチャイズ契約により展開しております。フランチャイジーの選定においては、現地での事業運営に寄与する営業力や経営資金を有することを重視しており、現地でのビジネス立ち上げのスピードを早めております。しかしながら、何らかの理由で事業の立ち上げや運営に支障が生じた場合や、フランチャイズ先においてブランドイメージ等に悪影響を及ぼすような事態が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 業務提携や企業買収等について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループは事業を運営していく中で継続的な成長性や収益性等を維持するため、他社との業務提携または企業買収（以下、「企業買収等」という）を行ってきました。今後も中長期的な成長を目的とした企業買収等を実施する可能性があります。

その際、当該企業買収等が想定した成果を得ることができず、のれんの減損や、事業再編等に伴う事業売却損、事業清算損その他これに伴う費用等が発生した場合や企業買収後の内部統制が有効に機能せず、当該企業での不祥事等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループにおいては、企業買収等を実施する前に外部専門家による綿密なデューデリジェンスや事業価値評価を実施することで当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの顕在化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新規事業について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループは、CHARGESPOT事業で築いた設置先とユーザーとのネットワークを基盤に、新たな収益機会を掘るプラットフォーム事業の展開を進めています。2024年にはファンが個人でアーティストやIPコンテンツ等への応援を発信できる「CheerSPOT」を、2025年にはギグワーカープラットフォームの「SPOTJOBS」を新規事業として開始しており、今後も新たなサービスを開始する可能性があります。新規事業の開始に際しては市場環境や必要な許認可等の取得などの事前の精査を行ってまいります。その際、当該事業が想定した成果を得ることができなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<企業体制に関するリスク>

(13) 内部管理体制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。また、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の整備、運用が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 有能な人材の確保・育成について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社グループの事業においては、各業務分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業容拡大に応じて継続した人材の確保が必要であると考えております。サービスのグローバル展開の加速を目指す上で重要な、グローバルでの知見を有する人材のほか、子会社の増加に対応するため、高度なガバナンス能力を有する人材の確保を重要事項と定め、採用に取り組んでおります。

当社グループにおいては、優秀な人材を採用するための手法を取り入れつつ採用広報を積極的に実施することで安定的な人材の確保に努めております。しかし、今後、各業務分野及び地域における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合又は在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定の人物に対する依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：重）

当社グループの創業者は、当社の代表取締役兼執行役員Group CEOの秋山広宣であります。同氏は、日本語の他、英語、中国語を使いこなすことができ、また、中国におけるネットワークを有していることから、当社グループの海外展開において重要な役割を担っております。さらに、当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定等の事業運営において、重要な役割を果たしております。当社グループとしては、特定の役職員に依存しない組織的な経営体制の構築に努めておりますが、専門的な知識、技術及び経験を有する同氏に、何らかの理由によって不測の事態が生じた場合、又は、同氏が早期に退任するような事態が発生した場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度の関連当事者取引の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」に記載のとおりであります。

<事業運営に関するリスク>

(16) モバイルバッテリー及びバッテリースタンドの不具合について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループがCHARGESPOT事業で使用するモバイルバッテリー及びバッテリースタンドは、市場投入後に不備が発生し、想定していた収益を生まない可能性や当該製品の回収費用等が発生する可能性があります。

当社グループでは、製造委託先の分散化を進めており、品質に問題が発生した場合の損失軽減を図っております。また、製品の検品体制を強化しており、開発段階のみならず量産段階においてもパーツごとの耐久テストを継続的に行っております。さらに、安定した品質を保つべく常時デザイン改良を行っており、新しいデザインを市場に投入する際は、小規模のテスト設置を行った上で段階的に設置拡大することでリスクの最小化を図っております。

品質管理部門においては、隔週で日本と中国間の情報共有の場を設け、製品品質に問題が無いことを確認しております。また、想定されるリスクについては、四半期に一度のコンプライアンス・リスク管理委員会で定常的な検討を行い、万が一品質に問題が発生した場合やその可能性を認識した場合は、直ちに臨時のコンプライアンス・リスク管理委員会を召集し迅速に対応することとしております。

昨今では、インターネット等で日本の安全基準を満たしていない海外製のモバイルバッテリーの流通が増えて
いるほか、モバイルバッテリーを自動車内に放置するなどの危険な使い方が起きていることによって、バッテ
リーから発火する事故が発生しています。当社グループで使用しているモバイルバッテリーは、「電気用品安全
法」(PSE法)に定められた「電気用品」に該当し、当該基準に適合しているものです。引き続き安全性の高
いバッテリーを使用するとともに、ユーザーに対してはモバイルバッテリー全般を危険な形で使用しないよう
に啓蒙活動を実施してまいります。

当社グループでは、上記のような対策を講じリスクの低減を図っておりますが、当該リスクの顕在化によっ
て当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) バッテリースタンドの設置先について(顕在化の可能性:低、顕在化の時期:中期、影響度:重)

当社グループがCHARGESPOT事業で使用しているバッテリースタンドの設置先は、ユーザーにとって利便性が高い場
所にあるという理由からコンビニエンスストア内の占める割合が相対的に高い状態となっております。かねてよ
り、複数のコンビニエンスストアチェーンに導入していただいているほか、他業種への設置も進め、リスクの低
減化を図っております。

しかしながら、何らかの理由で大手コンビニエンスストア等との設置契約が継続的に更新されない場合は、
バッテリースタンドの設置台数が大幅に減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性
があります。

(18) ラウンダー委託会社について(顕在化の可能性:中、顕在化の時期:-、影響度:重)

当社日本法人では、バッテリーの偏在を解消するためのラウンダー作業を一部外注しております。作業は「ス
ポットワーカー」のマッチングプラットフォームを経由して依頼しておりますが、プラットフォームの運営企業
に予期せぬ事態が発生した場合、偏在解消作業が滞る可能性があります。

この問題を解消するため、2025年7月からはギグワーカープラットフォーム「SPOTJOBS」の自社運営を開始し
ました。引き続き偏在解消業務の内製化を進めるとともに、軽貨物配送サービスを展開する企業にも委託を行
う、エリア内でのラウンダー担当アルバイトを採用するなどして分散を図っています。

しかし、当該事象が発生した場合、サービスの品質低下によって財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性
があります。

(19) 主要な原材料について(顕在化の可能性:中、顕在化の時期:中期、影響度:中)

当社グループが委託生産しているモバイルバッテリー及びバッテリースタンドにはディスプレイや汎用モ
ジュールなどの多くの部材が使用されております。当社グループは、仕入先の多角化を進めるとともに、一定数
の在庫を確保しております。需給バランスの崩れ等により購入価格に影響がでた場合や計画通りに購入できない
場合にも即時に影響が出ないように対策を行っておりますが、長期的に購買ができない場合には、当社グルー
プの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 製造物責任について(顕在化の可能性:低、顕在化の時期:短期、影響度:中)

当社グループがCHARGESPOT事業で使用しているモバイルバッテリー及びバッテリースタンドは、中国本土の外
部工場へ生産委託を行っておりますが、製品開発は当社グループが行っており製造物責任を負っております。そ
のため、モバイルバッテリー及びバッテリースタンドの欠陥により第三者に発生した事故等により、当社グルー
プの社会的信用の低下や多額の賠償義務が生じる場合があります。当社グループは、当該外部工場に厳格な品質
管理体制の構築を求めると及び賠償責任保険の付保により当該リスクの低減を図っております。また、大型の
バッテリースタンドについては倒れにくい設計にしているほか、必要に応じて設置時の固定を実施し転倒による
事故を防いでいます。しかしながら、当該リスクの顕在化によって当社グループの財政状態及び経営成績に影響
を及ぼす可能性があります。

(21) 情報セキュリティについて(顕在化の可能性:低、顕在化の時期:-、影響度:軽)

当社グループは、ユーザーの個人情報、その他業務上必要な情報を保有しております。このような機密性の高
い情報を適切に管理するため、当社はプライバシーマーク(JISQ15001)を取得し、個人情報保護規程等の社内
規程に基づいた情報管理に関する社内ルールの周知徹底を図っております。さらに、セキュリティ対策には万全
の措置を講じ、定期的にこれらの規程を見直し、改善しています。

また、情報漏洩等が発生した場合の社内対応フローを整え、従業員向けの定期的なセキュリティトレーニング
を実施すると共に、社内外の専門家に相談できる体制も確立しています。加えて、サイバー攻撃を予防、検知
し、対応する体制を構築し、情報セキュリティ関連の法律や規制を厳格に遵守しています。

しかし、万が一これらの情報がサイバー攻撃など多岐にわたる脅威によって漏洩した場合は、当社グループの
信用やブランド価値が毀損し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

< 規制等に関するリスク >

(22) 法的規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：重）

当社日本法人が行うモバイルバッテリーシェアリングサービス事業は、現時点においては許認可等を要する規制業種には該当しませんが、事業運営に当たり、消費者契約法、景品表示法、電気用品安全法など多くの法律、法令や自治体の定める条例等による法規制を受けております。当社グループでは、法的規制の遵守を徹底しており、現時点において各種法令違反となる事由は発生しておりませんが、将来において新たな法的規制の導入や大規模な改正、規制の強化等が生じた場合には、当社日本法人の事業活動が大幅に制約されることとなり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 許認可について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：軽）

当社日本法人が行うモバイルバッテリーシェアリングサービス事業は、現時点においては許認可等を要する規制業種には該当しませんが、将来において新たな法的規制の導入や大規模な改正、規制の強化等が生じた場合には、当社日本法人の事業活動が大幅に制約されることとなり、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 知的財産権について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループが提供するサービスについて、現時点で第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、国内外で弁理士・弁護士などの専門家に相談しながら知的財産権侵害を回避するための必要な措置を講じていく方針です。また、当社グループの保有する知的財産権が侵害されることがないように、知的財産権の管理業務の一部を外部の専門家へ委託すると共に、関連部署が共同して知的財産権の保全に努めております。

しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、または第三者により当社グループの知的財産権が侵害された場合は、当該第三者から損害賠償請求を受ける、または第三者からの権利侵害により不利益を被る等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<会計税務に関するリスク>

(25) 固定資産の減損について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、回収可能性が見込めなくなった固定資産については減損処理を実施する方針であります。

当社グループは、CHARGESPOT事業で使用しているモバイルバッテリー、バッテリースタンドを固定資産に計上しておりますが、当該資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、それらの回収可能性が著しく低下した場合には減損処理が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、各拠点に「CHARGESPOT」の稼働状況に関する実績データを集積及び解析し、稼働が見込める場所に集中投資するなど設置戦略に反映することで当該リスクの軽減を図っております。

(26) のれん及び顧客関連資産の減損について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは、M&Aの実施に伴い発生したのれん及び顧客関連資産を連結貸借対照表に計上しております。

当該のれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力に基づき算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。

今後、事業環境の変化等により収益性が低下した場合に、当該のれん及び顧客関連資産について減損損失を計上し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当連結会計年度末において、当社グループには税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税等が課せられておりません。今後、繰越欠損金の使用、又は期限切れによる繰越欠損金の解消により、課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税等の負担が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合、また、税率変更を含む税制の改正等があった場合には、繰延税金資産の取崩しが必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 為替の変動について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：軽）

当社グループは、日本国内のほか、アジアを中心に海外でも事業を展開しております。各地域における売上、費用、資産、負債を含む現地通貨建てでの取引による項目は、円換算し連結財務諸表を作成しております。円換算時の為替レートにより、これらの項目はもとの現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。また、外国通貨建て取引については、予測を超えた為替変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

本書の提出日現在、当社グループでは、為替予約等は行っておりませんが、当該リスクの変化を継続的に評価するとともに、今後は、為替予約等のリスクヘッジ取引の利用を検討してまいります。

< 株主に関するリスク >

(29) 配当政策について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、創業して間もないことから、現状では、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、創業以来配当は実施しておりません。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、内部留保資金については、更なる事業拡大のための設備投資、海外展開エリアの開拓のための投資、人材採用及び研究開発等に活用していく予定であります。

(30) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：短期、影響度：軽）

当社グループは、役職員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。連結会計年度末日における新株予約権による潜在株式数は848,480株であり、これは発行済株式総数及び潜在株式数の合計10,681,892株の7.9%に相当いたします。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

< その他のリスク >

(31) 事業歴が浅いことについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：-、影響度：中）

当社は、2015年9月に設立され、2018年4月にCHARGESPOT事業をローンチした比較的事業歴の浅い会社です。CHARGESPOT事業におけるモバイルバッテリーシェアリングサービスは、国内初の事業であり当社グループはそのマーケットリーダーでもありますが、未だ成長過程にあると認識しており、今後も積極的な成長投資等により一定期間業績が安定しない可能性があります。

また、当社グループはIR・広報活動等を通じて積極的に経営状況を開示していく方針ではありますが、過年度の経営成績は期間業績比較を行うための有効な材料とならず、今後の業績等を判断する情報としては不十分である可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

前連結会計年度に行われた企業結合が当連結会計年度に確定しており、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は12,859,526千円（前連結会計年度末比2,333,151千円増）となりました。これは主に、現金及び預金が1,794,811千円増加したこと等によるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は9,014,484千円（前連結会計年度末比589,472千円増）となりました。これは主に、バッテリースタンド及びモバイルバッテリーの取得等に伴う工具、器具及び備品が1,007,902千円、建設仮勘定が32,852千円増加した一方、リース資産が236,151千円、のれんが325,118千円減少したこと等によるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は9,407,672千円（前連結会計年度末比1,255,341千円減）となりました。これは主に、孫会社であるINFORICH ASIA HONG KONG LIMITEDの事業拡大に伴い契約負債965,827千円が増加した一方、短期借入金が2,684,788千円減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は4,769,719千円（前連結会計年度末比1,871,921千円増）となりました。これは主に、長期借入金が1,775,152千円、リース債務が28,873千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は7,696,618千円（前連結会計年度末比2,306,044千円増）となりました。これは主に、減資による資本金215,893千円減少、資本剰余金215,893千円増加、また、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が1,779,842千円、為替換算調整勘定が204,181千円増加したこと等によるものであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における国内経済は、物価上昇による実質賃金の伸び悩みから個人消費が伸び悩むと共に、世界経済の減速懸念や為替変動の影響を受けて輸出・設備投資も伸び悩んでおり、全体として成長ペースは鈍化しています。海外では、米国の関税政策や欧州の景気停滞などが世界的な不透明要因となっており、我が国経済の先行きにも影響を及ぼすことが懸念されています。

2023年4月に行った株式会社電通の調査に基づく当社の推計では、帰宅するまでにスマートフォンの充電が切れる人は約3,950万人、さらにそのうちの1,600万人は1日の外出時間中に最低2回以上の充電を必要としています。スマートフォンに使用されているリチウムイオン電池は、約600回の充電（概ね2年程度の使用）によって充電容量が80%に低下する特性を持っています（1）。しかし、スマートフォンの高価格化が進んだ現在、スマートフォンの買い替えサイクルは4年7ヶ月に長期化しています（2022年度版の内閣府・消費者動向調査による）。この頃には、充電容量は新品時の30%程度にまで低下してしまいます（1）。生活をする上でスマートフォンが欠かせないものになっている現在、数年以上使用したスマートフォンを使っている人が外出中に充電したいと感じることは自然なことと言えます。昨今、バッテリーについての研究が世界各国で盛んに実施されていますが、スマートフォンの電池のみを念頭に置いた場合、現在使用されているリチウムイオン電池以上のものは少なくとも2030年までには開発され得ないと想定されます（1）。EV自動車やドローンなどのために開発される技術のスマートフォンへの転用は、小型化と安全性という観点で大きなハードルがあり、バッテリー技術の向上がスマートフォン性能の向上に直結するとは限りません。また、旧来よりリチウムイオン電池自体の性能の向上も行われており、内蔵電池の容量は年平均で11.6%増加しています（1）。しかし、ディスプレイの高精細化やアプリケーションの高容量化、5G対応などによって、スマートフォンの平均消費電力量は17.9%と、内蔵電池容量以上に増加しています（1）。以上のことから、外出中の充電のニーズは非常に高く、今後も高まっていくものと想定されます。

1 当社調べ

近年、不適切な廃棄によるゴミ収集車の発火事故や、故障しているもの、古いものの利用、リコール対象品の継続利用等による発火事故が相次いでいます。利用者に対しては、適切に管理し、適切に廃棄することが求められています。製造業者や販売業者に対しても、電気用品安全法に沿った製品の提供と、回収までにも責任を持つことがより一層求められるようになります。モバイルバッテリーを所有せずレンタルすることには、安全管理の面でも注目が集まっていくと考えられます。

また、株式会社CARTA HOLDINGSが株式会社デジタルインファクトと共同で実施した「リテールメディア広告市場調査 2025年1月23日公表」によれば、2024年の国内のリテールメディア広告の市場規模は、前年度比125%増の4,692億円に成長しました。そのうち147億円は店舗のデジタルサイネージを活用したものと推計されています。2028年の予測では、リテールメディア広告市場は2024年比約2.3倍の1兆845億円規模、そのうちデジタルサイネージは350億円規模に拡大すると予測されています。

さらに、マーケティング&コンサルティングの株式会社富士キメラ総研の実施した「デジタルサイネージ市場総調査 2025」によると、国内デジタルサイネージの広告ビジネス市場は2024年に前年比12.8%増の880億円に成長し、2019年のピーク時（約830億円）を上回る規模となっております。2030年の予測ではデジタルサイネージの広告ビジネス市場は2024年比約1.8倍の1,550億円規模に拡大すると予測されています。

当社の新サービスである「CheerSPOT（チアスポット）」については、「オタク」の活性化も普及につながると考えられます。矢野経済研究所の「オタク」市場に関する調査によると、2023年の「オタク」市場全体の市場規模は約8,176億円に上ると見込まれ、年々成長しています。ファンがアイドルなどへの「応援」のメッセージを広告面などに掲載する応援方法に関する市場も国内約300億円規模だと推定されています。

このような状況の中、当社グループは、国内外のCHARGESPOT事業とプラットフォーム事業の拡大に取り組むべく、積極的な投資を進めてまいりました。

2025年12月末時点で当社グループ全体の直営エリアは、日本、香港、中国（FC併存）、オーストラリア、台湾、イタリアの6エリアとなります。直営で運営するバッテリースタンドの台数は81,205台、国内では59,784台になり、順調に増加しています。フランチャイズ展開エリアは中国（直営併存）、タイ、シンガポール、マカオの4エリアで、バッテリースタンドは合計6,399台になりました。

月間アクティブユーザー（四半期平均）は、日本1,254千人、香港176千人、中国直営10千人、台湾264千人でした。なお、オーストラリアおよびイタリアでは、アカウント登録が不要のカードタップ式のバッテリースタンドを使用しているため、月間アクティブユーザーは現時点では計測しておりません。

月間レンタル数（四半期平均）は、日本238万回、香港32万回、中国直営1万回、台湾49万回、オーストラリア5万回、イタリア165回でした。（数値は切り捨てで表記）

これらの結果、売上高は14,431,778千円（前連結会計年度比34.9%増）となりました。EBITDA（注2）4,211,484千円（前連結会計年度比42.1%増）、営業利益は2,053,695千円（前連結会計年度比23.5%増）、経常利益は1,988,620千円（前連結会計年度比13.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,779,842千円（前連結会計年度比13.6%減）となりました。

当社グループといたしましては、今後もサービス品質のさらなる向上を念頭に置きながら、サービスの認知度向上及び利用拡大へ取り組んでまいります。

2 EBITDA = 営業損益 + 減価償却費 + のれん償却額

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「CHARGESPOT事業」のみの単一セグメントでありましたが、当連結会計年度より、単一セグメントから、CHARGESPOT国内、CHARGESPOT海外及びプラットフォームの3区分に変更しました。

CHARGESPOT国内

CHARGESPOTの今後の需要に対応するため、第4四半期も引き続き積極的な設置を行い、第3四半期末比で2,563台増の59,784台になりました。2024年度末からは12,515台増加しており、過去最大の設置数になりました。

また、CHARGESPOTのクレジットカードタッチ決済対応モデルを11月13日より設置を開始、アプリの非利用者やインバウンド旅行者の利用機会を拡大するとともに、既に充電が切れてしまったユーザーの緊急利用にも対応できるため、よりユーザーの状況に合わせたサービス提供を実現することが可能となります。

このような取り組みの結果、月間アクティブユーザー数（四半期平均）は昨年比22.9%増の1,254千人、月間レンタル数（四半期平均）は24.7%増の238万回と大幅に増加しています。

以上の結果、セグメント売上高は10,318,160千円、全社共通費用配賦前のセグメント利益(営業利益)は2,896,077千円となりました。

CHARGESPOT海外

CHARGESPOTの海外事業では、四半期で1,401台(直営)の設置が増え、引き続きグローバル拡大を進めております。

中国での設置については、競合環境の激化などを要因に設置台数の最適化を実施しており、直営・FCをあわせて120台縮小しています。元来中国での直営設置はバッテリースタンドの研究開発を目的としたものが中心であり、よりその目的に即した形に変遷させている状況です。その他のエリアでは積極的な設置を行っており、第3四半期末比では香港368台、オーストラリア76台、台湾888台、イタリア137台の設置を行いました。

2024年度末比では3,297台増加しており、着実にグローバル展開が進展しております。

なお、2026年1月7日付にてCHARGESPOTをタイでフランチャイズ展開するCHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED(本社:タイ、以下CHARGESPOTタイ社)の発行済株式の49%を取得することを決議し、それに基づき同社を連結子会社化することを決定いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は3,341,778千円、全社共通費用配賦前のセグメント損失(営業損失)は538,997千円となりました。

プラットフォーム

当社は、CHARGESPOTの設置を通じて、幅広い業種の店舗や施設との関係性を築いてきました。「VISION2030(中期経営計画)」では、この関係性と多数のユーザーを土台にし、新たな収益機会を獲得することをプラットフォーム事業と定義し、重点領域に設定しています。その一環として、CHARGESPOTのバッテリースタンドに付随するサイネージの活用も引き続き取り組んでまいりました。

直近では、国内の設置台数が5万台を越えたことを受けて、企業からの広告枠への出稿ニーズは高まっています。リアルの接点があるメディアであることと、国内有数のサイネージ画面を有していることなどを強みに、引き続き企業への営業活動や広告代理店との連携を行ってまいります。

また、2025年11月には携帯電話キャリアとの業務連携による一部プラン契約者限定のクーポン販売を開始、スマートフォンユーザー層の新規接点を拡大し、これまでの駅や商業施設を中心とした利用動線に加え、通信キャリア経由でのデジタル会員基盤からの利用促進という新たなチャネルを確立してまいります。

2024年12月からは、企業向けの広告枠販売に加え、ファンが個人でアーティストへの応援を発信できる新たなプラットフォーム「CheerSPOT」を開始しております。第3四半期においても新たに参加するアーティストの増加に加え、アーティストと連携したキャンペーンの実施を続けてきました。「CheerSPOT」の利用ユーザーは、自分が出稿した応援の広告を実際に見るために店舗に足を運ぶことがあります。このことによってCHARGESPOTとそのサイネージ画面の認知度が向上し、企業にとってもより魅力的な広告出稿面になるという循環を発生させることを目指してまいります。

2024年11月に子会社化したTrim株式会社が提供する完全個室型ベビーケアルーム「mamaro」についても引き続き設置を実施しています。「mamaro」内のサイネージ画面についても、映画のキャンペーン広告が出稿されるなど、活用が進んでいます。

以上の結果、セグメント売上高は771,839千円、全社共通費用配賦前のセグメント損失(営業損失)は100,655千円となりました。

その他、各セグメントに配分していない全社共通費用の総額は202,728千円です。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、10,750,743千円と前連結会計年度末に比べ1,689,246千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、4,859,464千円(前連結会計年度は3,938,784千円の獲得)となりました。これは主に増加要因として、税金等調整前当期純利益1,858,489千円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益1,586,507千円)、減価償却費1,752,848千円(前連結会計年度は1,210,663千円)等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、2,676,999千円（前連結会計年度は4,673,415千円の使用）となりました。これは主に、モバイルバッテリー、バッテリースタンド等の取得による有形固定資産の取得による支出1,971,785千円（前連結会計年度は1,634,914千円）、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出635,469千円（前連結会計年度は3,186,656千円）等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、593,530千円（前連結会計年度は5,135,216千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,339,765千円（前連結会計年度は1,811,120千円）、セール・アンド・リースバックによる収入775,700千円（前連結会計年度は1,500,723千円）、新株予約権の行使による株式の発行による収入386,735千円（前連結会計年度は160,714千円）等があった一方で、短期借入金の純増減額2,684,788千円（前連結会計年度は3,214,787千円の獲得）、長期借入金の返済による支出951,576千円（前連結会計年度は196,567千円）、リース債務の返済による支出1,402,470千円（前連結会計年度は1,321,896千円）等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）		当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）	
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）
CHARGESPOT国内	8,343,248	137.8	10,318,160	123.7
CHARGESPOT海外	2,267,754	147.4	3,341,778	147.4
プラットフォーム	90,121	100.7	771,839	856.4

（注） 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用とともに、資産及び負債または損益の状況に影響を与える見積りを用いております。これらの見積りについては、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社グループの連結財務諸表を作成するにあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ3,730,653千円増加し、14,431,778千円（前連結会計年度比34.9%増）となりました。これは主に、国内のレンタル数の増加とM&Aによる新規連結子会社の貢献によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べて605,553千円増加し、2,977,395千円(同25.5%増)となりました。これは主に、バッテリースタンドの増設に伴う減価償却費の増加及びレンタル数の増加に伴う支払手数料の増加によるものであります。

その結果、売上総利益は前連結会計年度に比べて3,125,099千円増加し、11,454,382千円(同37.5%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて2,733,669千円増加し、9,400,687千円(同41.0%増)となりました。これは主にバッテリースタンドの増設に伴う地代家賃に含まれる設置料の増加、レンタル収益の増加に伴うロイヤリティの増加及び人員増加に伴う人件費の増加、M&Aに伴うのれん償却額の計上によるものであります。

その結果、営業利益は2,053,695千円(前連結会計年度は1,662,265千円の営業利益)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べて114,913千円減少し、111,122千円(同50.8%減)となりました。これは主に、為替差益の減少によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度に比べて39,381千円増加し、176,197千円(同28.8%増)となりました。これは主に、支払利息157,683千円計上したことによります。

その結果、経常利益は1,988,620千円(前連結会計年度は1,751,485千円の経常利益)となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は、投資有価証券清算益6,023千円を計上しております。当連結会計年度の特別損失は、前連結会計年度に比べて43,608千円減少し、136,154千円となりました。これは主に、オーストラリア孫会社におけるバッテリースタンドの入れ替えに伴い固定資産除却損90,013千円を計上したこと、CHARGESPOT国内事業で利用するバッテリースタンド及びモバイルバッテリーの一部について、除却予定となり将来の使用が見込まれていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失44,402千円を計上したことによります。

その結果、税金等調整前当期純利益1,858,489千円(前連結会計年度は1,586,507千円の税金等調整前当期純利益)となりました。

(法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の法人税等合計は、102,140千円(前連結会計年度の法人税等合計は483,576千円)となりました。これは主に、今後の業績見通し等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産が増加したことから、法人税等調整額30,451千円(前連結会計年度の法人税等調整額は、498,753千円)を計上したことによります。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,779,842千円(前連結会計年度は2,061,074千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

b. 財政状態

主な増減内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、認知度の向上及び利用者数の拡大をすべく、積極的に設備投資及び広告宣伝活動を実施してまいりましたが、今後は設備投資を重視して実施する方針であります。当社グループの資金需要の一定割合は設備投資であり、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及び増資等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営方針、経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、月間レンタル数（各四半期平均）、月間アクティブユーザー（各四半期平均）及び累計設置台数を重要指標として運営を行っております。

各指標の推移は以下のとおりであります。

（グローバル）

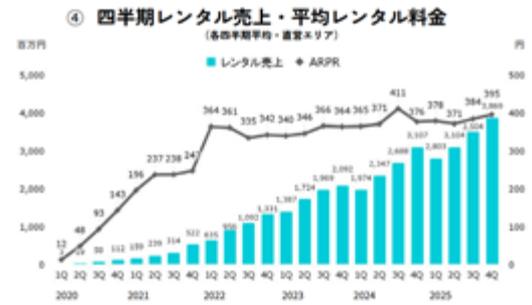
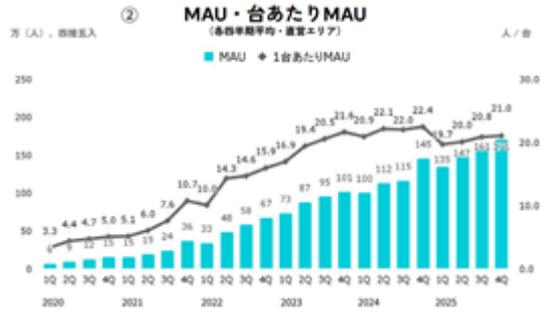
	第7期 連結会計年度 (自 2021年 1月1日 至 2021年 12月31日)	第8期 連結会計年度 (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)	第9期 連結会計年度 (自 2023年 1月1日 至 2023年 12月31日)	第10期 連結会計年度 (自 2024年 1月1日 至 2024年 12月31日)	第11期 連結会計年度 (自 2025年 1月1日 至 2025年 12月31日)
月間レンタル数 (万回)	44	96	168	221	289
月間アクティブユーザー (万人)	24	51	89	118	153
累計設置台数 (万台)	3.4	4.2	4.7	6.5	8.1

月間レンタル数及び月間アクティブユーザーは各年度平均

（国内）

	第7期 連結会計年度 (自 2021年 1月1日 至 2021年 12月31日)	第8期 連結会計年度 (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)	第9期 連結会計年度 (自 2023年 1月1日 至 2023年 12月31日)	第10期 連結会計年度 (自 2024年 1月1日 至 2024年 12月31日)	第11期 連結会計年度 (自 2025年 1月1日 至 2025年 12月31日)
月間レンタル数 (万回)	28	77	135	173	206
月間アクティブユーザー (万人)	15	42	71	93	111
累計設置台数 (万台)	3.0	3.8	4.2	4.7	6.0

月間レンタル数及び月間アクティブユーザーは各年度平均



MAU（月間アクティブユーザー）：1ヶ月に1回以上利用のあるユーザー、中国FC・オーストラリア・イタリアのデータを含まない / 分母からも中国FC・オーストラリア・イタリアは抜いている。
のレンタル数・ユーザー数にはオーストラリア・イタリアのデータを含まない。
の四半期レンタル売上・平均レンタル料金はオーストラリア・イタリアを除く。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、主に連結子会社である殷富利（广州）科技有限公司が担っております。

殷富利（广州）科技有限公司では、バッテリーシェアリングサービスに関連する最先端のテクノロジーが集結する中国広東省広州市に研究開発拠点を設け、バッテリースタンド及びモバイルバッテリーに係る機能強化や追加機能、デザイン等の研究開発を行っております。

当連結会計年度は、モバイルバッテリー及びバッテリースタンドの機能強化による付加価値向上、サイネージによる広告配信を中心としたマーケティングソリューションによる新たな価値創造を目指して取り組んでおり、研究開発費の総額は123,344千円となりました。

なお、報告セグメントごとの研究開発費を区分することが困難であることから、研究開発費を総額で記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,978,285千円であり、主にCHARGESPOT国内事業及びCHARGESPOT海外事業で使用するモバイルバッテリー及びバッテリースタンドの取得によるものであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当連結会計年度より報告セグメントの区分を単一セグメントから、CHARGESPOT国内、CHARGESPOT海外及びプラットフォームの3区分に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

なお、報告セグメントごとの設備投資の額を明確に区分することが困難であることから、設備投資を総額で記載しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	CHARGESPOT国内 CHARGESPOT海外 プラットフォーム 全社	本社設備、モバイル バッテリー、 バッテリースタン ド、デジタルサイ ネージ	156,343	1,072,851	1,626,252	645,666	3,501,113	126 (32)

(注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	全社	本社オフィス	87,972

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
Trim株式会社	本社 (神奈川県横浜市)	プラットフォーム	ベビーケア ルーム	2,272	1,585	20,827	24,685	10

(3) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計	
殷富利(广州) 科技有限公司	本社 (中国広東省)	CHARGESPOT海外	モバイル バッテ リー、バッ テリースタ ンド	56,696	199,748	37,357	293,802	72
INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED	本社 (中国香港)	CHARGESPOT海外 プラットフォーム	モバイル バッテ リー、バッ テリースタ ンド、デジ タルサイ ネージ	166,225	-	598,154	764,380	37
Ezycharge Australia Pty Ltd	本社 (オーストラリ ア)	CHARGESPOT海外	モバイル バッテ リー、バッ テリースタ ンド	271,706	786	35,333	307,826	13
ChargeSpot Digital Service Co.,Ltd.	本社 (台湾)	CHARGESPOT海外 プラットフォーム	モバイル バッテ リー、バッ テリースタ ンド、デジ タルサイ ネージ	329,452	1,850	10,465	341,768	62

(注) 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 渋谷区	CHARGESPOT 国内、プ ラット フォーム	バッテ リースタ ンド	719,846	48,315	自己資金	2025年 12月～ 2026年 10月	2026年 1月～ 2026年 12月	(注)
当社 本社	東京都 渋谷区	CHARGESPOT 国内	モバイル バッテ リー	620,794	71,489	セールアン ドリース バック取引 および自己 資金	2025年 12月～ 2026年 10月	2026年 1月～ 2026年 12月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,810,400
計	35,810,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,820,645	9,891,770	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	9,820,645	9,891,770	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第4回新株予約権

決議年月日	2019年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8(注)6.
新株予約権の数(個)	940[860]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,500[21,500](注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	991(注)1.5.
新株予約権の行使期間	2021年3月16日~2029年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 991 資本組入額 495.5(注)1.5.
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)2.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式25株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 本新株予約権の行使の条件及び制限

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権の個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち(a)から(d)に掲げる割合（以下「権利行使割合」という。）の個数を限度として、行使することができる。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (a) 権利行使期間の開始日から1年間 | 行使可能割合25% |
| (b) (a)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合50% |
| (c) (b)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合75% |
| (d) (c)の期間が経過した日以降 | 行使可能割合100% |

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）1. (4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

3. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）1. (3)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）1. (4)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

5. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名となっております。

b. 第5回新株予約権

決議年月日	2019年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1 社外協力者 1(注)9.
新株予約権の数(個)	2,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,500(注)2.8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	991(注)3.8.
新株予約権の行使期間	2019年3月16日~2029年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 995.4 資本組入額 497.7(注)6.8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)5.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき110円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式25株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個あたりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

3. 本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記(注)2.(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

(2) 会社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行

使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ア 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。
- イ 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ウ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項(2)の()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注)2.(2)に基づく調整は行われぬものとする。
4. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について(注)5.(1)及び(2)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、本号(6)該当する場合又は会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、2020年12月期の事業年度において、売上高が1億4,000万円以上の場合に本新株予約権を行使することができる。上記の売上高の判定は、会社が連結計算書類を作成している場合においては会社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書における売上高を参照し、会社が連結計算書類を作成していない場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されかつ取締役会（取締役会非設置会社においては取締役の過半数）に承認された連結損益計算書における売上高、又は会社の監査済み（監査役非設置会社においては、不要）かつ株主総会で承認若しくは報告された損益計算書における売上高のいずれか高い金額を参照する。
- (3) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (6) 上記(2)、(3)及び(注)5.(1)に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とする。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、権利者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。
- (7) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- 2020年12月期の事業年度の売上高が1億4,000万円未満の場合。なお、売上高の判定は、（注）4．(2)に規定する方法とする。
- 会社が2029年3月15日までに金融商品取引所に上場しなかった場合
- 6．増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱いについては以下のとおりです。
- 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する権利者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2．に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3．に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
- 8．2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 9．当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

c. 第6回新株予約権

決議年月日	2019年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 28(注)9.
新株予約権の数(個)	3,190 [3,150]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 79,750 [78,750] (注)2.8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	991(注)3.8.
新株予約権の行使期間	2019年3月16日~2029年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 995.4 資本組入額 497.7(注)8.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)5.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき110円で有償発行しております。
2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式25株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個あたりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

3. 本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)2.(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(2) 会社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式

又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ア 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。
- イ 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新規発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ウ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項(2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注)2.(2)に基づく調整は行われぬものとする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について(注)5.(1)及び(2)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、本項(6)該当する場合又は会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、2020年12月期の事業年度において、売上高が1億4,000万円以上の場合に本新株予約権を行使することができる。上記の売上高の判定は、会社が連結計算書類を作成している場合においては会社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書における売上高を参照し、会社が連結計算書類を作成していない場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されかつ取締役会（取締役会非設置会社においては取締役の過半数）に承認された連結損益計算書における売上高、又は会社の監査済み（監査役非設置会社においては、不要）かつ株主総会で承認若しくは報告された損益計算書における売上高のいずれかが高い金額を参照する。
- (3) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (6) 上記(2)、(3)及び(注)5.(1)に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とする。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、権利者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。
- (7) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりです。
- 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

2020年12月期の事業年度の売上高が1億4,000万円未満の場合。なお、売上高の判定は、（注）

4．(2)に規定する方法とする。

会社が2029年3月15日までに金融商品取引所に上場しなかった場合

6．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱いについては以下のとおりです。

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する権利者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3．に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

8．2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9．付与対象者の権利行使等により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者20名となっております。

d. 第8回新株予約権

決議年月日	2021年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 61(注)6.
新株予約権の数(個)	6,590 [4,872]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 164,750 [121,800] (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,064(注)1.5.
新株予約権の行使期間	2023年10月30日～2031年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,064 資本組入額 1,032(注)1.5.
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)2.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式25株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 本新株予約権の行使の条件及び制限

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないよう本新株予約権を行使しなければならない。

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権の個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち(a)から(d)に掲げる割合（以下「権利行使割合」という。）の個数を限度として、行使することができる。

- | | |
|--|------------|
| (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日の開始日から1年間 | 行使可能割合25% |
| (b) (a)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合50% |
| (c) (b)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合75% |
| (d) (c)の期間が経過した日以降 | 行使可能割合100% |

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）1. (4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

3. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. (1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）1. (3)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）1. (4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）2に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

5. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失及び付与対象者の権利行使等により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社執行役員4名、当社従業員39名となっております。

e. 第12回新株予約権

決議年月日	2022年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 3 当社子会社の従業員 18(注)7.
新株予約権の数(個)	41,339 [38,563]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 206,695 [192,815] (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,400(注)2.
新株予約権の行使期間	2024年4月1日~2034年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,425 資本組入額 712.5(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)3.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき25円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式5株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,400円とする。ただし、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される場合に設定される当社普通株式の公募価格(以下、「公募価格」という。)が、7,000円を上回った場合は、行使価額を当該公募価格とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、10,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち(a)から(d)に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。

- | | | |
|--|--------|------|
| (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日の開始日から1年間 | 行使可能割合 | 25% |
| (b) (a)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合 | 50% |
| (c) (b)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合 | 75% |
| (d) (c)の期間が経過した日以降 | 行使可能割合 | 100% |

上記に定める条件を充たしている場合において、上記及びに関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とする。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）2.（4）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.(3)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)2.(4)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)3.に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
6. 2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社執行役員2名、当社子会社の従業員13名となっております。

f. 第13回新株予約権

決議年月日	2022年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 9(注)7.
新株予約権の数(個)	6,955
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,775(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,400(注)2.
新株予約権の行使期間	2024年4月1日~2034年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,425 資本組入額 712.5(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)3.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき25円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式5株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,400円とする。ただし、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される場合に設定される当社普通株式の公募価格(以下、「公募価格」という。)が、7,000円を上回った場合は、行使価額を当該公募価格とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、10,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

上記に定める条件を充たしている場合において、上記に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とする。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）2.（4）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）2.（3）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）2.（4）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
（注）3. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

6. 2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者8名となっております。

g. 第14回新株予約権

当社は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入しております。

決議年月日	2022年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	「時価発行新株予約権信託設定契約」の受託者(注)1
新株予約権の数(個)	56,302 [53,996]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,510 [269,980] (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,400 (注)2.
新株予約権の行使期間	2024年4月1日～2034年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,425 資本組入額 712.5 (注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 (注)3.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき25円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式5株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,400円とする。ただし、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される場合に設定される当社普通株式の公募価格(以下、「公募価格」という。)が、7,000円を上回った場合は、行使価額を当該公募価格とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、10,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者は、本新株予約権のうち(a)から(d)に掲げる割合（以下、「権利行使割合」という）の個数を限度として、行使することができる。

- | | | |
|--|--------|------|
| (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日の開始日から1年間 | 行使可能割合 | 25% |
| (b) (a)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合 | 50% |
| (c) (b)の期間が経過した日から1年間 | 行使可能割合 | 75% |
| (d) (c)の期間が経過した日以降 | 行使可能割合 | 100% |

上記に定める条件を充たしている場合において、上記及びに関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とする。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）2. (4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2. (1)に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.(3)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)2.(4)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)3.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
6. 2023年3月8日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 当社の代表取締役兼執行役員Group CEOである秋山広宣は、当社の企業価値の増大を図るため当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者(以下「役職員等」という。)向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2022年10月13日開催の取締役会決議に基づき、2022年10月24日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託」という。)を設定しております。
- 本信託は、当社の現在及び将来の役職員等に対して、その功績に応じて、第14回新株予約権を配分するものであります。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員等に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ配分の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを配分することを可能とするものであります。第14回新株予約権の配分を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	秋山 広宣
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益候補者のうち受益者指定日に受益者として確定したものの者
信託契約日	2022年10月24日
信託の新株予約権数(個)	61,670
信託期間満了日(受託者指定日)	2023年4月25日
信託の目的	第14回新株予約権61,670個 (2022年10月末現在当社普通株式61,670株相当)
割当対象者の範囲	受益者指定権者が受益者指定日に以下の受益候補者の中から受益者として指定した者 当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役・監査役 当社または当社の子会社もしくは関連会社の従業員 顧問、業務委託契約先等の社外協力者
新株予約権の交付開始時期	2024年3月
達成すべき業績・成果等の交付条件の詳細	当社または当社の子会社もしくは関連会社の常勤取締役、および従業員においては、その役職ごとの人事考課に基づく過去の貢献度合いなどを総合的に勘案し、新株予約権の将来の交付のための参考数値としてのポイントを決定する。 年間MVP賞等、特別表彰を受けた者に対しては、とは別にポイントを決定する。 社外協力者については、特に当社に貢献のあった者に対し、別途定めるガイドラインに基づき、その具体的な貢献度合いを審議の上「評価委員会」にてポイントを検討する。 後日、仮に付与されたポイントの多寡を参考に「評価委員会」にて、新株予約権の配分個数を決定する。
交付先及び交付数の決定方法	当社の取締役及び監査役数名によって構成され、社外取締役及び社外監査役が過半数を占める「評価委員会」を開催し、別途定めるガイドラインに基づき、「交付個数」および「受益者指定」に関する審議を行い、決定する。
交付ルールを定めた社内ルールの名称	交付ガイドライン

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年4月15日 (注) 1	D種優先株式 10,616	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 45,022 D種優先株式 40,469	304,297	564,232	304,297	3,845,684
2021年5月31日 (注) 2	D種優先株式 10,223	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 45,022 D種優先株式 50,692	293,032	857,264	293,032	4,138,716
2021年6月30日 (注) 3	-	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 45,022 D種優先株式 50,692	-	857,264	1,765,860	2,372,856
2021年8月4日 (注) 4	D種優先株式 18,016	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 45,022 D種優先株式 68,708	516,410	1,373,674	516,410	2,889,267
2021年10月31日 (注) 5	C種優先株式 7,905	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 68,708	193,289	1,566,963	193,289	3,082,556

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年11月8日 (注)6	D種優先株式 29,628	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	849,256	2,416,220	849,256	3,931,813
2021年12月25日 (注)7	-	普通株式 162,536 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	2,316,220	100,000	-	3,931,813
2022年9月17日 (注)8	普通株式 195,568 A種優先株式 21,300 B種優先株式 23,005 C種優先株式 52,927 D種優先株式 98,336	普通株式 358,104	-	100,000	-	3,931,813
2022年9月30日 (注)9	普通株式 1,432,416	普通株式 1,790,520	-	100,000	-	3,931,813
2022年12月19日 (注)10	普通株式 56,100	普通株式 1,846,620	118,707	218,707	118,707	4,050,521
2023年1月18日 (注)11	普通株式 8,400	普通株式 1,855,020	17,774	236,482	17,774	4,068,295
2023年4月1日 (注)12	普通株式 7,420,080	普通株式 9,275,100	-	236,482	-	4,068,295
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)13	普通株式 104,675	普通株式 9,379,775	54,728	291,210	54,728	4,123,023
2024年1月1日～ 2024年3月27日 (注)13	普通株式 77,825	普通株式 9,457,600	53,171	344,382	53,171	4,176,195
2024年3月28日 (注)14	-	普通株式 9,457,600	334,382	10,000	4,166,195	10,000
2024年3月29日～ 2024年12月31日 (注)13	普通株式 45,275	普通株式 9,502,875	27,376	37,376	27,376	37,376
2025年1月1日～ 2025年9月29日 (注)15	普通株式 310,065	普通株式 9,812,940	188,516	225,893	188,516	225,893
2025年9月30日 (注)16	-	普通株式 9,812,940	215,893	10,000	215,893	10,000

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年10月1日～ 2025年12月31日 (注)15	普通株式 7,705	普通株式 9,820,645	5,520	15,520	5,520	15,520

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 57,328円
資本組入額 28,664円
割当先 F I V E S T A R V C 1 合同会社、Johannes Kaps、関崎大、Steven William Hughes、加藤将仁

2. 有償第三者割当

発行価格 57,328円
資本組入額 28,664円
割当先 F U S I A N C A P I T A L 株式会社、H F A 3 号投資事業有限責任組合、F I V E S T A R V C 1 合同会社、谷井一郎、株式会社TGOホールディングス、Iwami Eugene Satoshi、Lok Matthew、O'Shea Stephen、伊藤徳彦、山口友宏、山口昌彦、山本英美子、斎藤雄介、村上由一

3. 資本準備金の減少は、欠損填補(減資割合42.7%)によるものであります。

4. 有償第三者割当

発行価格 57,328円
資本組入額 28,664円
割当先 N E X T B L U E 1 号投資事業有限責任組合、ネクストユニコーン第2号投資事業有限責任組合、長澤和輝、ファインビューテ株式会社、河野美禰子、国本帆高、Z e k k e i 株式会社、Marco Man-Fung Li、株式会社サイブリッジ

5. 有償第三者割当

発行価格 48,903円
資本組入額 24,451.5円
割当先 MRA Investments Pte, LTD.

6. 有償第三者割当

発行価格 57,328円
資本組入額 28,664円
割当先 ネクストユニコーン第2号投資事業有限責任組合、鹿島研、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ、株式会社ケースファンド、K Asset Management株式会社、S B S ホールディングス株式会社、MRA Investments Pte, LTD.、南青山F A S 株式会社、C S リレーションズ株式会社、ネクストユニコーン第3号投資事業有限責任組合

7. 資本金の減少は、財務体質の健全化を目的とした減資(減資割合95.9%)によるものであります。

8. 2022年9月1日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得し、2022年9月17日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年9月17日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

9. 2022年9月1日開催の取締役会決議により、2022年9月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

10. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,600円
引受価額 4,232円
資本組入額 2,116円

11. 決算日後、2023年1月18日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式8,400株(割当価格4,232円、資本組入額2,116円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ17,774千円増加しております。

12. 株式分割(1:5)によるものであります。

13. 新株予約権の行使による増加であります。

14. 2024年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2024年3月28日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金及びその他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、資本金の額334,382千円が減少(減資割合97.1%)し、資本準備金の額4,166,195千円が減少しております。

15. 新株予約権の行使による増加であります。

16. 2025年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年9月30日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金及びその他資本剰余金に振り替えを行っております。この結果、資本金の額215,893千円(減資割合95.6%)及び資本準備金の額215,893千円が減少しております。

17. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が71,125株、資本金及び資本準備金がそれぞれ63,498千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	21	87	60	51	5,805	6,028	-
所有株式数(単元)	-	5,883	10,819	5,734	27,180	912	47,393	97,921	28,545
所有株式数の割合(%)	-	6.01	11.05	5.86	27.76	0.93	48.40	100	-

(注) 自己株式152株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
秋山 広宣	東京都港区	1,170,000	11.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	457,900	4.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	368,400	3.75
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部部長 日置 貴史)	BOULEVARD ANSPACH 1,1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	366,910	3.74
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一)	PO BOX 1093, QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS KY1-1102 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	345,000	3.51
MRA INVESTMENTS PTE LTD (常任代理人 東海東京証券株式会社 決済業務部長 中村 薫)	1 MARINA BOULEVARD #28-00, SINGAPORE 018989 (東京都中央区新川1丁目17-21)	300,000	3.05
BNYMAS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	298,800	3.04
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	241,300	2.46
ベル投資事業有限責任組合1	東京都港区芝公園2丁目9番3号 芝ファールビルディング	190,400	1.94
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 オペレーション本部長 アンドリュウ・ハーシャン)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	146,950	1.50
計	-	3,885,660	39.57

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,792,000	97,920	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 28,545	-	-
発行済株式総数	9,820,645	-	-
総株主の議決権	-	97,920	-

(注)「単元未満株式数」欄には、当社保有の自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社INFORICH	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号	100	-	100	0.001
計	-	100	-	100	0.001

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	44	106,920
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における自己株式取得には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	152	-	152	-

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の買取り請求及び買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、創業して間もないことから、現状では、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考え創業以来配当は実施しておりません。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。なお、内部留保資金については、更なる事業拡大のための設備投資、人材採用及び研究開発等に活用していく予定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。当社グループは株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対して責任ある企業経営を実現することを目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、適切な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できる組織体制の構築に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役から独立した監査役及び監査役会に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる機関は以下のとおりであります。

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役7名（うち社外取締役4名）で構成され、経営の基本方針や法定その他経営上の重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として代表取締役が議長となり、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

取締役会の構成員は以下のとおりであります。

代表取締役兼執行役員Group CEO 秋山 広宣

取締役 橋本 祐樹

取締役兼執行役員Japan COO 高橋 朋伯

社外取締役 角田 耕一

社外取締役 鈴木 シュヴァイスグート 絵里子

社外取締役 星 健一

社外取締役 天野 友道

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名。いずれも社外監査役）で構成され、各監査役の監査報告や監査役間の協議等を行っております。監査役会は原則として常勤監査役が議長となり、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役はそれぞれ監査役、弁護士及び公認会計士として豊富な経験と専門的知識を有しております。

監査役監査の状況については、「(3)[監査の状況] 監査役監査の状況」に記載しております。

監査役会の構成員は以下のとおりであります。

常勤社外監査役 小倉 和宣

非常勤社外監査役 阿南 剛

非常勤社外監査役 波多野 佐知子

c. 経営会議

経営会議は、代表取締役、常勤の取締役及び執行役員で構成され、国内事案については経営会議、海外事案についてはGlobal Management Meetingを毎週開催しています。原則として代表取締役が議長となり、経営計画、経営管理、経営の改善策、コーポレート・ガバナンス体制その他経営に関する重要事項について審議しております。また、監査役は、自らの判断により経営会議に出席し意見を述べることができます。

各会議の構成員は以下のとおりであります。

経営会議

代表取締役兼執行役員Group CEO 秋山 広宣
取締役 橋本 祐樹
取締役兼執行役員Japan COO 高橋 朋伯
副社長 Head of CHARGESPOT 児玉 知浩
Group CTO 李 同輝
Head of Group Company Management 日下部 麻美
Head of New Business 梶 桃郎
Head of South East Asia 播野 純平
Head of Media 滝川 佳延
Head of Global Operation 譚 英奎
Group CPO 広瀬 卓哉
Head of Corporate Planning & IR 青木 拓也
Group CSO 魏 國峰
Head of Finance & Accounting 佐藤 大輔

Global Management Meeting

代表取締役兼執行役員Group CEO 秋山 広宣
Group CTO 李 同輝
Head of Group Company Management 日下部 麻美
Head of New Business 梶 桃郎
Head of South East Asia 播野 純平
Head of Global Operation 譚 英奎
Group CPO 広瀬 卓哉
Head of Corporate Planning & IR 青木 拓也
Group CSO 魏 國峰
Head of Finance & Accounting 佐藤 大輔
Head of Hong Kong Holdings 鄭 煒燕
Head of Australia Russell Barwick
EUROPE Regional Director Daniel Geoffrey Taylor

当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役6名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は6名（内、社外取締役4名）となり、監査役は3名（内、社外監査役3名）となります。これらが承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成員については、後記「（2）役員の状況 口」のとおりであります。

d. 内部監査

当社では、業務執行から独立した部署としてInternal Audit Department(2025年12月末現在2名)を設置しており、このうち1名は国内外での経営・管理職経験があり、公認内部監査人(CIA)、公認不正検査士(CFE)の資格を有しております。もう1名は認定情報システムセキュリティプロフェッショナル(CISSP)、公認情報システム監査人(CISA)の資格を有する人材で、それぞれの領域の専門人材を配置しています。

内部監査の状況については、「（3）[監査の状況] 内部監査の状況」に記載しております。

e. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査が実施されております。

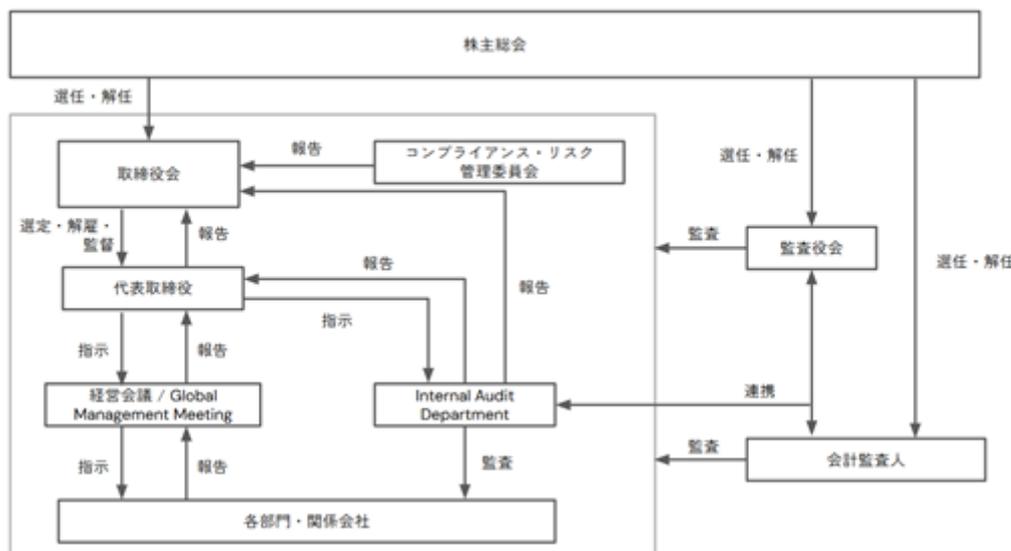
f. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、健全かつ適切な経営及び業務執行を図るには、コンプライアンス及びリスク管理の徹底が必要不可欠と考えております。

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、企業活動の遵法性、公平性、健全性を確保するため、また社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正、また全役職員に倫理意識を浸透させ、健全な企業風土を醸成する活動の推進をしております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、Corporate Divisionの担当役員を委員長とし、委員は、代表取締役兼執行役員Group CEO、その他委員長が指名する者により構成されており、原則として四半期に1回開催しております。また、監査役は、自らの判断により本委員会に出席し意見を述べる事ができます。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下のとおりとなります。



ロ 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的に業務監査等を行う役割としてInternal Audit Departmentを配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定める決議をしているほか、四半期ごとの状況報告を行うなど、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システムの基本方針」に定める内容は以下のとおりであります。

a 取締役及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等については定期的開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 「内部通報制度運用規程」を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4) Internal Audit Departmentは、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。

- (5) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
- (6) コンプライアンス・リスク管理委員会は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、当社「機密情報管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいてCorporate Divisionの担当役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を組織する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会は定期的を開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクが顕在化した場合には、他の部門や外部の専門家と連携しその原因を究明し、適切な再発防止策を取締役に提言する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営会議を毎週開催し、業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
- (3) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従ってCorporate divisionが統括管理し、各関係部門が連携して行う。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議または経営会議の決議を求める。その他の事項については、取締役会及び関係部門への報告を義務付ける。
- (2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会ではグループ全体及び個社におけるリスク管理とコンプライアンスについて役員及び役員に準じる者で審議・検討する。
- (3) 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有します。当社のInternal Audit Departmentは、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施する。
- f 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置く。
配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討する。
当該使用人の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行う。
- (2) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が職務を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に従うものとする。
監査役が職務を補助する使用人は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置する。
- (3) 監査役が職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役が職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(4) 当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役並びに使用人から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告する。

当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(5) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、適時適切に行う。

(7) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との会合、監査役とInternal Audit Departmentとの会合、並びに監査役、Internal Audit Department及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催する。

監査役から監査役職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応する。

ロ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によって填補することとしております。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因するもの、犯罪行為に起因するものその他保険金を支払わない場合として保険会社の保険約款が規定するものに該当する場合には補填の対象としないこととしております。

ハ 取締役の員数

当社の取締役は、3名以上とする旨を定款に定めております。

ニ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ 責任限定契約の内容の概要

当社は、角田耕一、鈴木シュヴァイスグート絵里子、星健一、天野友道、小倉和宣、阿南剛及び波多野佐知子の各氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

ト 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

チ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

リ 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ヌ 取締役会の活動状況

a 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秋山 広宣	15回	15回
橋本 祐樹	15回	15回
高橋 朋伯	15回	14回
角田 耕一	15回	15回
鈴木 シュヴァイスグート 絵里子	15回	15回
星 健一	15回	15回
天野 友道	11回	11回
小倉 和宣	15回	15回
阿南 剛	15回	15回
波多野 佐知子	15回	15回

（注）取締役天野友道氏は、2025年3月28日開催の第10回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

取締役会における具体的な検討内容として、法定決議事項のほか、年度及び中期経営計画、重要な契約の締結、重要な社内規程の改廃、サステナビリティ課題への取り組み等、重要な経営方針及び重要な業務執行に関する事項について、検討を行っております。

b 任意の指名・報酬委員会の活動状況

当社は、任意の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会の構成メンバーは4名であり、客観性及び透明性を確保するため過半数の社外取締役3名と社内取締役1名で構成されております。当事業年度においては、8回開催いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ. 2026年3月16日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 兼執行役員 Group CEO	秋山 広宣	1980年11月10日生	2005年1月 株式会社コンタク アーティスト契約 2007年5月 ユニバーサルミュージック アーティスト契約 2011年4月 株式会社IGNIS 入社 2016年6月 当社 取締役就任 2017年9月 当社 代表取締役就任(現任) 2019年3月 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED Director就任(現任) 2022年1月 在日香港企業家協会 理事就任(現任) 2023年6月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 幹事就任(現任) 2024年4月 Ezycharge Australasia Pty Ltd Director 就任(現任) 2024年4月 Ezycharge Australia Pty Ltd Director就 任(現任)	(注4)	1,170,000
取締役	橋本 祐樹	1989年8月17日生	2012年2月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2017年4月 株式会社インベスターズクラウド (現 株式会社Robot Home)入社 2018年8月 株式会社メルカリ 入社 2019年12月 当社 入社 管理本部長就任 2020年3月 当社 取締役就任(現任) 2024年12月 Trim株式会社 取締役就任(現任)	(注4)	1,000
取締役 兼執行役員 Japan COO	高橋 朋伯	1986年10月14日生	2010年4月 株式会社ラグザイア 入社 2012年10月 株式会社VELOCITY 入社 2017年3月 当社 取締役就任 2023年3月 当社 取締役就任(現任) 2024年12月 Trim株式会社 取締役就任(現任)	(注4)	2,390
取締役	角田 耕一	1985年11月29日生	2011年2月 クレディ・スイス証券株式会社 入社 2014年1月 株式会社マナボ (現 SATT AIラボ株式会社)入社 2017年8月 株式会社ヤプリ 入社 2018年4月 株式会社ヤプリ 取締役就任 2022年6月 C Channel株式会社 取締役就任(現任) 2022年9月 当社 取締役就任(現任) 2023年3月 株式会社ヤプリ 専門役員CFO就任 2023年10月 ポジウィル株式会社 取締役就任	(注4)	-
取締役	鈴木 シュヴァイス グート 絵里子	1986年3月20日生	2008年6月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社)入社 2010年4月 UBS証券株式会社 入社 2013年10月 コーチ・ジャパン合同会社 (現 タベストリー・ジャパン合同会社)入社 2015年6月 Skycatch, inc. カントリーマネージャー就任 2016年5月 Mistletoe株式会社 投資部ディレクター就任 2018年5月 Fresco Capital ゼネラルパートナー就任 2018年7月 株式会社Kind Capital 代表取締役就任(現任) 2021年4月 株式会社M Power マネージングディレクター就任 2022年9月 当社 取締役就任(現任) 2023年6月 キムラユニティー株式会社 取締役就任(現任) 2023年9月 株式会社ウフル 取締役就任(現任) 2024年6月 株式会社HRBrain 監査役就任(現任)	(注4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	星 健一	1967年1月17日生	1989年4月 JUKI株式会社 入社 2002年3月 JUKI株式会社フランス法人 取締役社長就任 2003年8月 JUKI株式会社ルーマニア法人 取締役社長就任 2005年2月 株式会社ミスミ 入社 2005年9月 株式会社ミスミ タイ法人 代表取締役社長就任 2008年6月 アマゾンジャパン合同会社 入社 2010年4月 アマゾンジャパン合同会社 ディレクター・経営会議メンバー就任 2019年11月 kenhoshi & Company 代表(現任) 2020年6月 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員COO就任 2020年6月 株式会社PopSicle 取締役就任 2021年3月 株式会社メドレー 取締役就任 2021年6月 AI inside株式会社 取締役就任 2021年9月 Social Good Foundation株式会社 (現SocialGood株式会社) 顧問就任 2022年3月 静岡県庁アドバイザーボードメンバー 株式会社GROOVE 取締役就任 2023年1月 東海大学国際学部 非常勤講師 2023年3月 Social Good株式会社 取締役就任(現任) 2024年3月 当社 取締役就任(現任)	(注4)	-
取締役	天野 友道	1989年8月15日生	2017年7月 コロンビア・ビジネス・スクール 助教授就任 2018年7月 ハーバード・ビジネス・スクール 客員助教授就任 2019年7月 ハーバード・ビジネス・スクール 助教授就任(現任) 2025年3月 当社 取締役就任(現任)	(注4)	-
常勤監査役	小倉 和宣	1957年3月5日生	1979年4月 富士ゼロックス株式会社(現 富士フイルム ビジネスイノベーション株式会社) 入社 2007年6月 富士ゼロックスシステムサービス株式会社 (現 富士フイルムシステムサービス株式 会社) 取締役就任 2010年6月 同社 代表取締役就任 2016年6月 富士ゼロックス株式会社(現 富士フイルム ビジネスイノベーション株式会社) 監査役 就任 2019年1月 株式会社リアライブ 監査役就任 2020年7月 当社 監査役就任(現任) 2021年11月 INFORICH (GUANGZHOU) TECHNOLOGY COMPANY LIMITED(現 殷富利(广州)科技 有限公司) 監事就任(現任) 2024年9月 ChargeSpot Digital Service Co., Ltd. 監 察人(現任) 2025年9月 カイテク株式会社 監査役就任(現任)	(注5)	-
監査役	阿南 剛	1977年3月20日生	2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事 業)入所 2007年4月 末吉綜合法律事務所 (現 潮見坂綜合法律事務所)開所 パートナー就任(現任) 2020年7月 株式会社大塚家具 取締役就任 2021年5月 当社 監査役就任(現任) 2022年6月 株式会社エージーピー 取締役就任	(注5)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	波多野 佐知子	1983年4月14日生	2006年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年6月 ライフネット生命保険株式会社 入社 2018年2月 株式会社じげん 入社 2021年5月 当社 監査役就任(現任) 2021年6月 株式会社じげん 取締役就任(現任)	(注5)	-
計					1,173,390

- (注) 1. 取締役角田耕一、鈴木シュヴァイスグート絵里子、星健一及び天野友道の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小倉和宣、阿南剛及び波多野佐知子の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役角田耕一氏の戸籍上の氏名は富本耕一です。
4. 2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2022年9月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在の執行役員は以下の13名で構成されております。
- 執行役員Group CEO 秋山 広宣
執行役員Japan COO 高橋 朋伯
副社長 Head of CHARGESPOT 児玉 知浩
Group CTO 李 同輝
Head of Group Company Management 日下部 麻美
Head of New Business 梶 桃郎
Head of South East Asia 播野 純平
Head of Media 滝川 佳延
Head of Global Operation 譚 英奎
Group CPO 広瀬 卓哉
Head of Corporate Planning & IR 青木 拓也
Group CSO 魏 國峰
Head of Finance & Accounting 佐藤 大輔

口. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 7名 女性 2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 兼執行役員 Group CEO	秋山 広宣	1980年11月10日生	2005年1月 株式会社ユンタク アーティスト契約 2007年5月 ユニバーサルミュージック アーティスト契約 2011年4月 株式会社IGNIS 入社 2016年6月 当社 取締役就任 2017年9月 当社 代表取締役就任（現任） 2019年3月 INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED Director就任（現任） 2022年1月 在日香港企業家協会 理事就任（現任） 2023年6月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 幹事就任（現任） 2024年4月 Ezycharge Australasia Pty Ltd Director 就任（現任） 2024年4月 Ezycharge Australia Pty Ltd Director就 任（現任）	(注4)	1,170,000
取締役 兼執行役員 Japan COO	高橋 朋伯	1986年10月14日生	2010年4月 株式会社ラグザイア 入社 2012年10月 株式会社VELOCITY 入社 2017年3月 当社 取締役就任 2023年3月 当社 取締役就任（現任） 2024年12月 Trim株式会社 取締役就任（現任）	(注4)	2,390
取締役	角田 耕一	1985年11月29日生	2011年2月 クレディ・スイス証券株式会社 入社 2014年1月 株式会社マナボ (現 SATT AIラボ株式会社) 入社 2017年8月 株式会社ヤブリ 入社 2018年4月 株式会社ヤブリ 取締役就任 2022年6月 C Channel株式会社 取締役就任（現任） 2022年9月 当社 取締役就任（現任） 2023年3月 株式会社ヤブリ 専門役員CFO就任 2023年10月 ポジウィル株式会社 取締役就任	(注4)	-
取締役	鈴木 シュヴァイス グート 絵里子	1986年3月20日生	2008年6月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社) 入社 2010年4月 UBS証券株式会社 入社 2013年10月 コーチ・ジャパン合同会社 (現 タベストリー・ジャパン合同会社) 入社 2015年6月 Skycatch, inc. カントリーマネージャー就任 2016年5月 Mistletoe株式会社 投資部ディレクター就任 2018年5月 Fresco Capital ゼネラルパートナー就任 2018年7月 株式会社Kind Capital 代表取締役就任（現任） 2021年4月 株式会社M Power マネージングディレクター就任 2022年9月 当社 取締役就任（現任） 2023年6月 キムラユニティー株式会社 取締役就任（現任） 2023年9月 株式会社ウフル 取締役就任（現任） 2024年6月 株式会社HRBrain 監査役就任（現任）	(注4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	星 健一	1967年1月17日生	1989年4月 JUKI株式会社 入社 2002年3月 JUKI株式会社フランス法人 取締役社長就任 2003年8月 JUKI株式会社ルーマニア法人 取締役社長就任 2005年2月 株式会社ミスミ 入社 2005年9月 株式会社ミスミ タイ法人 代表取締役社長就任 2008年6月 アマゾンジャパン合同会社 入社 2010年4月 アマゾンジャパン合同会社 ディレクター・経営会議メンバー就任 2019年11月 kenhoshi & Company 代表(現任) 2020年6月 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員COO就任 2020年6月 株式会社PopSicle 取締役就任 2021年3月 株式会社メドレー 取締役就任 2021年6月 AI inside株式会社 取締役就任 2021年9月 Social Good Foundation株式会社 (現SocialGood株式会社) 顧問就任 2022年3月 静岡県庁アドバイザーボードメンバー 株式会社GROOVE 取締役就任 2023年1月 東海大学国際学部 非常勤講師 2023年3月 Social Good株式会社 取締役就任(現任) 2024年3月 当社 取締役就任(現任)	(注4)	-
取締役	天野 友道	1989年8月15日生	2017年7月 コロンビア・ビジネス・スクール 助教授就任 2018年7月 ハーバード・ビジネス・スクール 客員助教授就任 2019年7月 ハーバード・ビジネス・スクール 助教授就任(現任) 2025年3月 当社 取締役就任(現任)	(注4)	-
常勤監査役	小倉 和宣	1957年3月5日生	1979年4月 富士ゼロックス株式会社(現 富士フイルム ビジネスイノベーション株式会社) 入社 2007年6月 富士ゼロックスシステムサービス株式会社 (現 富士フイルムシステムサービス株式 会社) 取締役就任 2010年6月 同社 代表取締役就任 2016年6月 富士ゼロックス株式会社(現 富士フイルム ビジネスイノベーション株式会社) 監査役 就任 2019年1月 株式会社リアライブ 監査役就任 2020年7月 当社 監査役就任(現任) 2021年11月 INFORICH (GUANGZHOU) TECHNOLOGY COMPANY LIMITED(現 殷富利(广州)科技 有限公司) 監事就任(現任) 2024年9月 ChargeSpot Digital Service Co., Ltd. 監 察人(現任) 2025年9月 カイテク株式会社 監査役就任(現任)	(注5)	-
監査役	阿南 剛	1977年3月20日生	2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事 業)入所 2007年4月 末吉綜合法律事務所 (現 潮見坂綜合法律事務所)開所 パートナー就任(現任) 2020年7月 株式会社大塚家具 取締役就任 2021年5月 当社 監査役就任(現任) 2022年6月 株式会社エージーピー 取締役就任	(注5)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	波多野 佐知子	1983年 4月14日生	2006年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年 6月 ライフネット生命保険株式会社 入社 2018年 2月 株式会社じげん 入社 2021年 5月 当社 監査役就任(現任) 2021年 6月 株式会社じげん 取締役就任(現任)	(注5)	-
計					1,172,390

- (注) 1. 取締役角田耕一、鈴木シュヴァイスグート絵里子、星健一及び天野友道の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小倉和宣、阿南剛及び波多野佐知子の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役角田耕一氏の戸籍上の氏名は富本耕一です。
4. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2029年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在の執行役員は以下の13名で構成されております。
- 執行役員Group CEO 秋山 広宣
執行役員Japan COO 高橋 朋伯
副社長 Head of CHARGESPOT 児玉 知浩
Group CTO 李 同輝
Head of Group Company Management 日下部 麻美
Head of New Business 梶 桃郎
Head of South East Asia 播野 純平
Head of Media 滝川 佳延
Head of Global Operation 譚 英奎
Group CPO 広瀬 卓哉
Head of Corporate Planning & IR 青木 拓也
Group CSO 魏 國峰
Head of Finance & Accounting 佐藤 大輔

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考としております。

社外取締役の角田耕一氏は、外資金融会社に加え上場企業での取締役としての豊富な経験と知見を有していることから、経営全般の助言・提言を期待するとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと期待しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な関係はありません。

社外取締役の鈴木シュヴァイスグート絵里子氏は、外資系金融機関に加え外国籍ベンチャー企業での日本代表としての豊富な経験と知見を有しており、また、女性活躍推進に携わってきた経験を活かしてSDGs経営についての助言・提言を期待するとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと期待しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の星健一氏は、IT業界における豊富な経験と知見を有するほか、会社経営全般に関する相当程度の実績を有することから、経営全般の助言・提言を期待するとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと期待しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の天野友道氏は、マーケティングについて豊富な知識を有することから、当社の経営についての助言・提言を期待するとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと期待しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の小倉和宣氏は、大手企業における監査役としての経験と人事労務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏及び兼務先であるカイテック株式会社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また、兼務先である殷富利（广州）科技有限公司は当社の子会社であるINFORICH ASIA HOLDINGS LIMITEDの子会社であります。

社外監査役の阿南剛氏は、弁護士としての資格を保有しており、会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の波多野佐知子氏は、公認会計士としての企業会計及び税務に関する専門的知見を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席することにより経営者の業務執行を監督しております。

社外監査役は、策定した監査方針及び監査計画に基づき、取締役の意思決定に関する善管注意義務、忠実義務等の履行状況を含む職務執行状況の監査、内部統制システムの整備・運営状況の監査等を実施しております。また、会計監査人及びInternal Audit Departmentより定期的に報告を受け、意見交換等を行うことで緊密な相互連携を図り、監査の実効性・有効性の強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員及び手続

有価証券報告書提出日現在、当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。

当社の監査役会は、常勤監査役小倉和宣、非常勤監査役阿南剛及び波多野佐知子の計3名で構成されており、3名はいずれも社外監査役であります。阿南剛は、弁護士の資格を有しており、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。また、波多野佐知子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は、監査役会の開催のほか、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び会計監査人、Internal Audit Departmentの報告や関係者の聴取などにより、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。

なお、当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されまると、監査役会は引き続き3名の監査役（内、社外監査役3名）で構成されることとなります。

ロ 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、Internal Audit Departmentや会計監査人との情報共有、サステナビリティに関する取り組みの状況等の把握、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役と情報を共有しております。

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。

当事業年度における各監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況	
		監査役会	取締役会
常勤社外監査役	小倉 和宣	15/15回（100%）	15/15回（100%）
非常勤社外監査役	阿南 剛	15/15回（100%）	15/15回（100%）
非常勤社外監査役	波多野 佐知子	15/15回（100%）	15/15回（100%）

内部監査の状況

イ 内部監査の組織、運営・活動概要

Internal Audit Departmentは、経営目標の達成に資するため、事業リスクをリスクベースで評価した上、内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、年間内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

2025年度は、重点監査項目として、主に情報セキュリティ、筐体・バッテリーの入出荷手続き、海外現地法人ガバナンスを中心に、4件（対象：当社、ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.、Ezycharge Australia Pty Ltd、Trim株式会社）の内部監査を実施しました。

Internal Audit Departmentは、指摘事項の改善提案を含む内部監査報告書を監査対象部署等へ報告すると共に、取締役会及び代表取締役へ報告し、その写しを監査役会を代表して常勤監査役へ送付しております。

その後、代表取締役から監査対象部門等に対して改善指示及び改善計画の策定指示が行われ、Internal Audit Departmentがその改善状況のフォローアップをすることで、企業価値の保全及び向上に努め、結果的に、経営目標の効果的な達成に貢献しております。

取締役会に対しては、Internal Audit Departmentが監査計画を提示するとともに、四半期ごとに内部監査の結果報告を含む内部監査の状況を報告することで、ガバナンス機能の強化に貢献しております。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および報告をInternal Audit Departmentで実施しております。

なお、Internal Audit Departmentは、内部監査の状況等については、随時、常勤監査役を含む監査役会及び会計監査人と連携しております。

ロ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役、Internal Audit Department及び会計監査人は、三様監査会合を定期的で開催し、課題や改善事項等情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するため相互の情報連携を図っております。

監査役と会計監査人は、定期的に会合の場を設け、会計監査や業務監査の状況を共有し、双方向からの積極的な連携により監査の品質向上と効率化に努めております。

監査役とInternal Audit Departmentは、定期的に会合の場を設け、内部監査の年度活動方針や月次報告等を共有するほか、合同監査の実施等を通じて効果的な監査の実施に努めております。

Internal Audit Departmentと会計監査人は、定期的に会合の場を設け、主として財務報告に係る内部統制の評価状況について協議しております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

6年

ハ 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 堀井 秀樹

業務執行社員 鐵 真人

ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 13名

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査の実施体制、当社ビジネスへの理解度等を総合的に評価しております。

これらを総合的に検討した結果、EY新日本有限責任監査法人は、豊富な実績と経験を有しており、また、当社グループの会計監査を適正に実施するための十分な体制を備えているものと判断し、選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人について評価を行い、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、専門性、独立性、品質管理体制及び監査業務実施状況等に問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	49,440	-	44,156	-
連結子会社	-	-	-	-
計	49,440	-	44,156	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	12,002
連結子会社	25,197	2,479	29,275	2,516
計	25,197	2,479	29,275	14,518

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するコンサルティング業務等であります。

八 その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

二 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査時間等を勘案し、双方協議のうえ監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬額の見積りの妥当性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1 基本方針

- ・ 当社の取締役報酬制度は、中長期的な業績及び企業価値の向上に向けて、健全なインセンティブとして機能する報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持のために相応しい水準・構成とすることを基本方針とします。
- ・ 当社の固定報酬の報酬額は、2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において承認された年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円）の範囲内において、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で決定します。
- ・ また、当社の株式報酬の報酬額は、2025年3月28日開催の第10回定時株主総会において承認された、事後交付による業績連動型株式報酬制度（以下「PSU」という。）については各評価期間につき200,000千円以内、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度（以下「RSU」という。）については各対象期間につき350,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）の範囲内において、任意の指名・報酬委員会（後記3で定義）の審議を経た上で、取締役会がこれを決定します。
- ・ 上記に加え、当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、社外取締役分の年額報酬を60,000千円以内へ改定することを決議し、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「社外取締役の報酬額改定の件」を提案いたしました。
- ・ 当該報酬額改定は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであります。

2 取締役報酬制度の内容

- ・ 上記1の基本方針に基づく当社取締役（社内取締役及び社外取締役の総称をいいます。）への報酬制度の概要は下記表のとおりです。下記表中の「 」は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。

報酬等の種類			支給対象	
			社内取締役 (注1)	社外取締役
固定	金銭	固定報酬		
変動	株式	業績連動型株式報酬		
		事後交付型譲渡制限付株式報酬		

(注)1 社内取締役とは、当社取締役のうち、社外取締役以外の取締役をいいます。

- ・ 取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、上記1の基本方針に基づき、各取締役の役員・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、同業他社及び他業種同規模他社における方針等を参考としつつ、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会の決議によりこれを決定します。

3 取締役の報酬等の内容の決定体制

- ・ 当社は、取締役（社内取締役及び社外取締役の総称をいう。）の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会（以下「任意の指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関しては、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、当社取締役会がこれを決定します。

4 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給の時期又は条件の決定に関する方針

- ・ 社内取締役の個人別の固定報酬額は、各社内取締役の業務内容及び責任範囲を勘案し、同業他社の役員報酬水準等も踏まえて決定します。
- ・ 社外取締役の個人別の報酬額は、社外取締役の当社への貢献度、社会的地位及び在籍年数等を勘案して決定します。
- ・ 取締役の固定報酬の支給は、その在任期間中、毎月定額を金銭で支給します。

5 業績連動型株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・ 当社は、PSUに基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本項において「PSU対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期の業績目標の達成度等に応じて算定される数の普通株式（以下「当社株式」という。）を付与するとともに、当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）を支給します。なお、PSUに基づく株式報酬及び金銭の支給の総額は、株主総会において承認を得た金銭報酬限度額とは別枠とします。

- ・取締役の業績目標の達成度を評価する期間（以下「評価期間」という。）は、取締役会において、1年を下回らない範囲で設定するものとします。
- ・各評価期間の株式報酬及び金銭の支給の総額は、各評価期間につき200,000千円以内（社外取締役はPSUの対象外とするため0円）とし、各評価期間に付与する当社普通株式の総数は13,000株以内（社外取締役はPSUの対象外とするため0株）とします。
- ・当社普通株式の付与及び金銭の支給は、評価期間終了後、3か月以内に開催される指名・報酬委員会の審議を経た上で、当該付与のための当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議に基づいて行います。
- ・PSU対象取締役に対して交付する当社株式の数（以下「交付株式数」という。）は、PSU対象取締役に対して付与する株式ユニット数に、取締役会が評価期間ごとにあらかじめ定める評価指標の達成度等を勘案して0%から100%の範囲内で当社の取締役会において予め設定する達成指標を乗じることにより算定基準株式数を算定し、これに0.6を乗じた数とします（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。）。
- ・PSU対象取締役に対して支給する金銭の額（以下「最終支給金銭」という。）は、上記算定基準株式数に0.4を乗じた数に、当社株式の割当てを決議する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎としてPSU対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会が定める金額を乗じた額と同額とします。

[交付株式数の算定方法]
交付株式数
= 算定基準株式数 () × 評価指標 () の達成度に応じた支給率 ()
× 0.6

[最終支給金銭の算定方法]
最終支給金銭
= 算定基準株式数 () × 評価指標 () の達成度に応じた支給率 ()
× 0.4 × 割当取締役会決議日前日の終値

算定基準株式数

算定基準株式数は、PSU対象取締役の役位別報酬基準額（ 1 ）を付与時株価（ 2 ）で除して算出いたします。

[算定基準株式数の算定方法]
算定基準株式数
= 対象取締役の役位別報酬基準額 (1) / 付与時株価 (2)
× 評価指標の達成度に応じた支給率

1 対象取締役の役位別報酬基準額は、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを決定します。

2 付与時株価は、株式ユニットを付与する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合にあっては、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

評価指標

評価期間ごとに定める評価指標は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを定めます。2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において承認可決されたPSUに基づく初回の評価期間における評価指標は当社の時価総額とし、その具体的な金額を1,000億円と設定します。

初回の評価期間における評価指標の達成度の判定時期は、2024事業年度に係る連結計算書類及び計算書類並びにこれらの附属明細書が当社取締役会において確定する月（以下「判定月」といいます。）の末日とします。

初回の評価期間における評価指標の達成度の判定方法は、判定月の最終5営業日における東京証券取引所の当社株式の終値の平均株価に、2024年12月31日現在の当社の発行済株式の総数を乗じて時価総額を算定し、達成度を判定いたします。

2025年3月28日開催の第10回定時株主総会において承認可決されたPSUに基づく初回の評価期間における評価指標は当社の時価総額とし、その具体的な金額を1,200億円と設定します。

上記評価期間における評価指標の達成度の判定時期は、2026事業年度に係る連結計算書類及び計算書類並びにこれらの附属明細書が当社取締役会において確定する月（以下「判定月」といいます。）の末日とします。

上記評価期間における評価指標の達成度の判定方法は、判定月1ヶ月間における東京証券取引所の当社株式の終値の平均株価に、2026年12月31日現在の当社の発行済株式の総数を乗じて時価総額を算定し、達成度を判定いたします。

支給率

支給率は、評価期間ごとに定める評価指標の種類及び内容等を踏まえ、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを定めます。
初回の評価期間における支給率は、上記の達成度の判定方法に基づいて算出した時価総額の達成度に応じた支給率とし、その具体的な内容は下表のとおりとします。

時価総額の達成率	達成度	支給率
70%未満の場合	70%未満	0%
70%以上80%未満の場合	70%	20%
80%以上90%未満の場合	80%	50%
90%以上100%未満の場合	90%	75%
100%以上の場合	100%	100%

当社は、対象取締役が以下の から までに定める要件をすべて満たした場合又は取締役会がPSUの趣旨を達成するために必要と認めた場合に限り、各評価期間終了後、対象取締役に対して、交付株式数の付与及び最終支給金銭の支給を行います。

対象取締役が、評価期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと
取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
上記 及び のほか、当社の取締役会がPSUの趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が第20条に基づく最終割当株式数の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した割当株式数に、当該組織再編等の承認の日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じた額と同額（ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。）の金銭を、対象取締役に対して支給します。

6 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- 当社は、RSUを導入し、RSUに基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）に対して、当社の短期の業績目標の達成度等に応じて算定される数の普通株式（以下「当社株式」という。）を付与するとともに、当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）を支給します。なお、RSUに基づく株式報酬及び金銭の支給の総額は、株主総会において承認を得た金銭報酬の報酬限度額及びPSUの株式報酬総額とは別枠とします。
- 当社のRSUは、社内取締役を対象とする業績連動型RSU、社外取締役を対象とする非業績連動型RSUに大別されます。
- 業績連動型RSUは、社内取締役を対象として、当社の取締役会において、あらかじめ設定する各事業年度の期間（以下「評価期間」といいます。）に係る業績目標の達成度等に応じて算定される数の株式ユニットを付与し、対象期間（業績連動型RSUにあつては、各評価期間終了後に最初に開催される定時株主総会の日から当該日が属する事業年度に係る定時株主総会の日までの期間をいい、具体的な期間は当社の取締役会においてあらかじめ設定するものとします。）の勤務期間に応じて、対象期間終了後に当該株式ユニット数に応じた当社株式を、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）により付与する株式報酬を支給する制度です。
- 非業績連動型RSUは、社外取締役に対して、対象期間（非業績連動型RSUにあつては、社外取締役が選任された定時株主総会の日から当該日が属する事業年度に係る定時株主総会の日までの期間をいい、具体的な期間は当社の取締役会においてあらかじめ設定するものとします。）の勤務期間に応じて、対象期間終了後に、当社の取締役会において、あらかじめ設定する数の株式ユニットに応じた当社株式を、無償交付により付与する株式報酬を支給する制度です。
- なお、RSUに基づく株式報酬の支給にあつては、業績連動型RSU又は非業績連動型RSUの交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を併せて支給します。
- 業績連動型RSUの評価期間は、毎年1月1日から同年12月31日までの各事業年度とし、当該業績連動型RSUの対象期間は、各評価期間終了後に最初に開催される定時株主総会の日から当該日が属する事業年度に係る定時株主総会の日までの期間とし、その具体的な期間は取締役会において設定するものとします。なお、初回の評価期間は2024年1月1日から2024年12月31日までの期間とします。
- 非業績連動型RSUの対象期間は、社外取締役が選任された定時株主総会の日から当該日が属する事業年度に係る定時株主総会の日までの期間とし、その具体的な期間は取締役会において設定するものとします。

- ・各対象期間の株式報酬及び金銭の支給の総額は、350,000千円以内、うち社外取締役分は50,000千円以内とし、各対象期間に付与する当社株式の総数は23,000株以内、うち社外取締役分は3,000株以内とします。
- ・当社株式の付与及び金銭の支給は、評価期間終了後、3か月以内に開催される指名・報酬委員会の審議を経た上で、当該付与のための当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議に基づいて行います。
- ・RSU対象取締役に対して交付する当社株式の数（以下「交付株式数」といいます。）は、対象期間ごとにあらかじめ定める対象取締役ごとの基準となる株式の数（以下「算定基礎株式数」という。）に0.6を乗じた数とします。
- ・対象取締役に対して支給する金銭の額（以下「最終支給金銭」という。）は、対象期間ごとにあらかじめ定める対象取締役ごとの算定基礎株式数に0.4を乗じた額並びに割当取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会が定める金額を乗じた額と同額とします。

[交付株式数の算定方法]

$$\text{交付株式数} = \text{算定基礎株式数} () \times 0.6$$

[最終支給金銭の算定方法]

$$\text{最終支給金銭} = \text{算定基礎株式数} () \times 0.4 \times \text{割当取締役会決議日前日の終値}$$

算定基礎株式数

[算定基礎株式数の算定方法]
 業績連動型RSU

$$\text{算定基礎株式数} = \frac{\text{業績連動型RSU対象取締役の役位別基準額} (1) \times \text{RSU達成指数} ()}{\text{付与時株価} (2)}$$

 非業績連動型RSU

$$\text{算定基礎株式数} = \frac{\text{非業績連動型RSU対象取締役の役位別基準額} (1)}{\text{付与時株価} (2)}$$

1 対象取締役の役位別報酬基準額は、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを決定します。

2 付与時株価は、株式ユニットを付与する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合にあっては、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

RSU達成指数

- ・業績連動型RSU対象者のRSU達成指数は下表に定める各業績指標の達成率 に応じて算定する

[算定方法]

$$\begin{aligned} \text{達成指数} = & (\text{業績指標} \text{ 達成率} \times 2 - 1) \times \text{業績指標} \text{ 評価ウェイト} \\ & + (\text{業績指標} \text{ 達成率} \times 2 - 1) \times \text{業績指標} \text{ 評価ウェイト} \\ & + (\text{業績指標} \text{ 達成率} \times 2 - 1) \times \text{業績指標} \text{ 評価ウェイト} \end{aligned}$$

業績指標	評価ウェイト	不支給基準
連結売上高	40%	90% (未満)
連結EBITDA	40%	80% (未満)
親会社株主に帰属する当期純利益	20%	80% (未満)

達成率は年度決算実績値を公表済通期業績予想で除して算定する。

なお、達成率が各業績指標の不支給基準を下回る場合には、達成率は0.5とし、達成率が125%を上回る場合には達成率を1.25とする。

- ・当社は、対象取締役が以下の から までに定める要件をすべて満たした場合又は取締役会がRSUの趣旨を達成するために必要と認めた場合に限り、対象期間終了後、対象取締役に対して、上記算定方法により算定した当社株式を割り当て、金銭を支給いたします。

対象取締役が、評価期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと
 取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

上記 及び のほか、当社の取締役会がRSUの趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

- ・ 当社は、評価期間中または対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が第20条に基づく最終割当株式数の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した割当株式数に、当該組織再編等の承認の日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じた額と同額（ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。）の金銭を、対象取締役に対して支給します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名) (注)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	82,857	59,000	1,750	-	22,107	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	48,358	42,266	-	-	6,091	7

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年3月28日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）です。
2. 取締役の株式報酬の額は、2025年3月28日開催の第10回定時株主総会において承認された、事後交付による業績連動型株式報酬制度（以下「PSU」という。）については各評価期間につき200,000千円以内、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度（以下「RSU」という。）については各対象期間につき350,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）の範囲内において2024年3月28日開催の定時株主総会において年額60,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2024年3月28日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 上記の非金銭報酬等の内訳は、当事業年度における取締役7名に対するRSUに係る費用計上額28,199千円です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他セミナー等への参加を通して積極的な情報収集活動を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 9,165,931	10,960,743
売掛金及び契約資産	2 199,893	2 317,138
棚卸資産	4 72,995	4 112,607
未収入金	797,879	1,025,747
その他	336,691	528,312
貸倒引当金	47,016	85,022
流動資産合計	10,526,374	12,859,526
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,874	168,339
工具、器具及び備品	2,423,797	3,431,699
リース資産	2,296,516	2,060,365
建設仮勘定	602,378	635,231
その他	484,214	991,669
減価償却累計額	2,304,788	2,713,790
有形固定資産合計	3,539,992	4,573,515
無形固定資産		
のれん	2,839,693	2,514,575
顧客関連資産	1,167,286	1,023,301
その他	113,902	96,670
無形固定資産合計	4,120,883	3,634,547
投資その他の資産		
繰延税金資産	614,915	594,776
破産更生債権等	36,592	37,617
その他	147,857	209,880
貸倒引当金	35,229	35,853
投資その他の資産合計	764,135	806,421
固定資産合計	8,425,011	9,014,484
資産合計	18,951,386	21,874,010

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3 4,894,787	3 2,209,999
1年内返済予定の長期借入金	395,019	1,008,377
リース債務	1 1,090,606	1,124,648
未払金	1,224,742	759,251
未払法人税等	16,354	126,134
契約負債	2,474,835	3,440,663
賞与引当金	66,601	76,384
役員賞与引当金	24,000	-
有給休暇引当金	15,529	25,491
株式報酬引当金	-	26,717
その他	460,536	610,006
流動負債合計	10,663,013	9,407,672
固定負債		
長期借入金	1,581,721	3,356,873
リース債務	1 1,045,660	1,074,533
繰延税金負債	270,416	228,505
その他	-	109,806
固定負債合計	2,897,798	4,769,719
負債合計	13,560,811	14,177,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,376	15,520
資本剰余金	2,761,118	3,118,195
利益剰余金	2,826,047	4,605,889
自己株式	430	537
株主資本合計	5,624,112	7,739,068
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	305,496	101,315
その他の包括利益累計額合計	305,496	101,315
新株予約権	4,572	3,218
株式引受権	-	16,919
非支配株主持分	67,386	38,726
純資産合計	5,390,574	7,696,618
負債純資産合計	18,951,386	21,874,010

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	10,701,124	14,431,778
売上原価	2,371,841	2,977,395
売上総利益	8,329,283	11,454,382
販売費及び一般管理費	1, 2 6,667,017	1, 2 9,400,687
営業利益	1,662,265	2,053,695
営業外収益		
受取利息	67,133	91,979
受取配当金	21,491	0
為替差益	106,866	-
その他	30,544	19,143
営業外収益合計	226,036	111,122
営業外費用		
支払利息	130,458	157,683
その他	6,357	18,514
営業外費用合計	136,816	176,197
経常利益	1,751,485	1,988,620
特別利益		
債務免除益	14,785	-
投資有価証券清算益	-	6,023
特別利益合計	14,785	6,023
特別損失		
固定資産除却損	3 22,949	3 90,013
減損損失	4 153,579	4 44,402
リース債務解約損	3,234	1,737
特別損失合計	179,762	136,154
税金等調整前当期純利益	1,586,507	1,858,489
法人税、住民税及び事業税	15,176	132,591
法人税等調整額	498,753	30,451
法人税等合計	483,576	102,140
当期純利益	2,070,084	1,756,349
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	9,009	23,492
親会社株主に帰属する当期純利益	2,061,074	1,779,842

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	2,070,084	1,756,349
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	50,862	202,949
その他の包括利益合計	50,862	202,949
包括利益	2,120,947	1,959,299
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,112,393	1,984,023
非支配株主に係る包括利益	8,554	24,724

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	291,210	6,078,472	2,936,109	182	3,433,390
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行（新株予約権の行使）	80,548	80,548			161,097
親会社株主に帰属する当期純利益			2,061,074		2,061,074
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		31,201			31,201
自己株式の取得				247	247
減資	334,382	334,382			-
欠損填補		3,701,082	3,701,082		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	253,833	3,317,353	5,762,156	247	2,190,721
当期末残高	37,376	2,761,118	2,826,047	430	5,624,112

	その他の包括利益累計額		新株予約権	株式引受権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	356,815	356,815	4,954	-	-	3,081,529
当期変動額						
新株の発行						-
新株の発行（新株予約権の行使）						161,097
親会社株主に帰属する当期純利益						2,061,074
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						31,201
自己株式の取得						247
減資						-
欠損填補						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51,318	51,318	382		67,386	118,323
当期変動額合計	51,318	51,318	382		67,386	2,309,044
当期末残高	305,496	305,496	4,572	-	67,386	5,390,574

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,376	2,761,118	2,826,047	430	5,624,112
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行（新株予約権の行使）	194,037	194,037			388,075
親会社株主に帰属する当期純利益			1,779,842		1,779,842
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		52,854			52,854
自己株式の取得				106	106
減資	215,893	215,893			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	21,855	357,076	1,779,842	106	2,114,956
当期末残高	15,520	3,118,195	4,605,889	537	7,739,068

	その他の包括利益累計額		新株予約権	株式引受権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	305,496	305,496	4,572	-	67,386	5,390,574
当期変動額						
新株の発行						-
新株の発行（新株予約権の行使）						388,075
親会社株主に帰属する当期純利益						1,779,842
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						52,854
自己株式の取得						106
減資						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	204,181	204,181	1,353	16,919	28,659	191,087
当期変動額合計	204,181	204,181	1,353	16,919	28,659	2,306,044
当期末残高	101,315	101,315	3,218	16,919	38,726	7,696,618

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,586,507	1,858,489
減価償却費	1,210,663	1,752,848
のれん償却額	90,628	404,940
減損損失	153,579	44,402
債務免除益	14,785	-
固定資産除却損	22,949	90,013
リース債務解約損	3,234	1,737
投資有価証券清算益	-	6,023
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,009	37,876
賞与引当金の増減額(は減少)	8,617	8,994
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24,000	24,000
株式報酬引当金の増減額(は減少)	-	26,717
有給休暇引当金の増減額(は減少)	496	8,713
受取利息及び受取配当金	88,625	91,979
支払利息	130,458	157,683
為替差損益(は益)	164,715	6,940
売上債権の増減額(は増加)	120,520	115,286
棚卸資産の増減額(は増加)	5,061	37,953
未収入金の増減額(は増加)	41,887	247,599
その他の流動資産の増減額(は増加)	87,385	149,354
破産更生債権等の増減額(は増加)	554	1,025
契約負債の増減額(は減少)	951,579	940,958
未払金の増減額(は減少)	23,770	157,169
その他の流動負債の増減額(は減少)	58,496	141,740
その他	18,493	5,056
小計	4,008,213	4,957,180
利息及び配当金の受取額	88,625	86,721
利息の支払額	132,095	158,279
法人税等の支払額	25,959	26,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,938,784	4,859,464
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,634,914	1,971,785
定期預金の預入による支出	40,977	202,020
定期預金の払戻による収入	341,528	104,609
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3 3,186,656	635,469
その他	152,396	27,666
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,673,415	2,676,999
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,214,787	2,684,788
長期借入れによる収入	1,811,120	3,339,765
長期借入金の返済による支出	196,567	951,576
セール・アンド・リースバックによる収入	1,500,723	775,700
リース債務の返済による支出	1,321,896	1,402,470
新株予約権の行使による株式の発行による収入	160,714	386,735
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	33,418	56,790
その他	247	106
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,135,216	593,530
現金及び現金同等物に係る換算差額	233,909	100,311
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,634,495	1,689,246
現金及び現金同等物の期首残高	4,427,001	9,061,496
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,061,496	1 10,750,743

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

INFORICH ASIA HOLDINGS LIMITED
INFORICH ASIA HONG KONG LIMITED
殷富利(广州)科技有限公司
株式会社CHARGE SPOT MARKETING
Ezycharge Australasia Pty Ltd
Ezycharge Australia Pty Ltd
ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.
INFORICH EUROPE LTD
Trim株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 棚卸資産

当社及び在外子会社

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

国内連結子会社

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～5年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、商標権及び顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(商標権5年、顧客関連資産5～10年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

取締役に対して業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ 有給休暇引当金

一部の海外子会社において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利を行使する可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。

ホ 株式報酬引当金

役員および従業員への将来の当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、CHARGESPOT事業として、主にモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開しております。当該サービスは、スマートフォンなどの小型電子機器のユーザーに対して持ち運び可能なバッテリーのレンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり充足されるものと判断し、レンタル期間にわたり収益を認識しております。

また、フランチャイジー向けにバッテリースタンド及びモバイルバッテリーを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。船積み、顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されず。

当社グループは、プラットフォーム事業として、ベビーケアルームを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されます。

また、企業向けに広告枠を販売しており、当社のバッテリースタンドのサイネージに広告を掲載する履行義務を負っております。当該履行義務は、広告を掲載する契約期間にわたり充足されるものと判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

定額法を採用しております。償却期間は7～8年としております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	129,755千円	614,915千円

注 当連結会計年度614,915千円のうち、604,455千円は当社が計上したものです。詳細は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)をご参照ください。

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得の発生時期及びその金額に基づき回収可能性を判断したうえで計上しております。課税所得は、取締役会において承認された事業計画を基礎として見積っております。

主要な仮定

事業計画に基づく課税所得の見積りにおける主要な仮定は、「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した売上予測及びバッテリースタンドの設置台数や月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した費用予測であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数、バッテリースタンドの設置台数は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の法人税等調整額の金額に影響を及ぼす可能性があります。

2. Ezycharge Australasia Pty Ltdに関するのれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	189,465千円
顧客関連資産	167,450
その他(商標権)	33,490

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

連結子会社であるEzycharge Australasia Pty Ltdを取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識されることとなります。

当連結会計年度末において、取得時の事業計画との乖離が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる見直し後の事業計画における主要な仮定は、売上予測や費用予測の基礎となるバッテリースタンド設置台数であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上予測や費用予測の基礎となるバッテリースタンド設置台数は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

3. ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.の株式の取得に伴うのれん及び顧客関連資産の測定

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	1,849,775千円
顧客関連資産	871,836

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

連結子会社であるChargeSpot Digital Service Co., Ltd.を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。なお、取得原価の配分にあたっては、専門家を利用しております。

主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の測定の基礎となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、既存顧客減少率及び割引率であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である既存顧客減少率及び割引率は経営者の判断若しくは高度な専門知識に基づくため、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において損益に影響を与える可能性があります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	614,915千円	594,776千円

注 当連結会計年度594,776千円のうち、568,047千円は当社が計上したものです。詳細は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)をご参照ください。

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得の発生時期及びその金額に基づき回収可能性を判断したうえで計上しております。課税所得は、取締役会において承認された事業計画を基礎として見積っております。

主要な仮定

事業計画に基づく課税所得の見積りにおける主要な仮定は、「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した売上予測及びバッテリースタンドの設置台数や月間アクティブユーザー数等を基礎として算定した費用予測であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数、バッテリースタンドの設置台数は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の法人税等調整額の金額に影響を及ぼす可能性があります。

2. Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん	700,396千円
顧客関連資産	111,800

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

連結子会社であるTrim株式会社を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しており、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識されることとなります。

当連結会計年度末において、取得時の事業計画から乖離が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる顧客関係に係る将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、同社が販売する完全個室型ベビーケアルーム「mamaro」の新規設置台数及び仕入原価であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である新規設置台数及び仕入原価は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
現金及び預金(定期預金)	62,762千円	-千円
計	62,762	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
リース債務	33,015千円	-千円
計	33,015	-

2 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

「注記事項(収益認識関係) 3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行(前連結会計年度は7行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	4,000,000千円	4,500,000千円
借入実行残高	2,660,000	2,060,000
差引額	1,340,000	2,440,000

4 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
原材料	26,744千円	41,808千円
商品	7,795	6,278
製品	10,853	7,918
貯蔵品	27,601	56,602

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	1,334,600千円	1,723,339千円
賞与引当金繰入額	14,483	16,269
役員賞与引当金繰入額	24,000	-
株式報酬引当金繰入額	-	26,717
地代家賃	1,259,171	1,606,864
業務委託費	885,041	1,083,765
ロイヤリティ	1,144,681	1,652,075
貸倒引当金繰入額	3,907	83,752

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	103,745千円	123,344千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	22,093千円	88,619千円
リース資産	856	1,393
計	22,949	90,013

4 減損損失

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グルーピングの概要

場所	用途	種類
東京都渋谷区 他	処分予定資産	工具、器具及び備品、リース資産、 建設仮勘定

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

処分予定資産については、当社において、除却予定となり将来の使用が見込まれていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額
工具、器具及び備品	53,499千円
リース資産	47,321千円
建設仮勘定	52,758千円
計	153,579千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産について、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、当社及び連結子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

処分予定資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額はゼロとして評価しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グルーピングの概要

場所	用途	種類
東京都渋谷区 他	処分予定資産	工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、無形固定資産（その他）

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

処分予定資産については、当社において、除却予定となり将来の使用が見込まれていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額
工具、器具及び備品	21,525千円
リース資産	15,555千円
建設仮勘定	5,742千円
無形固定資産（その他）	1,578千円
計	44,402千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産について、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、当社及び連結子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

処分予定資産については、将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額はゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	50,862千円	202,949千円
組替調整額	-	-
その他の包括利益合計	50,862	202,949

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	9,379,775	123,100	-	9,502,875
合計	9,379,775	123,100	-	9,502,875
自己株式				
普通株式(注)2	59	49	-	108
合計	59	49	-	108

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加 123,100株

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 49株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション 又は自社株式オプシ ョンとしての第5回新株 予約権	-	-	-	-	913	
提出会社	自社株式オプションと しての第6回新株予約 権	-	-	-	-	478	
提出会社	ストック・オプション としての第12回新株予 約権	-	-	-	-	1,450	
提出会社	自社株式オプションと しての第13回新株予約 権	-	-	-	-	189	
提出会社	自社株式オプションと しての第14回新株予約 権	-	-	-	-	1,541	
合計			-	-	-	4,572	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	9,502,875	317,770	-	9,820,645
合計	9,502,875	317,770	-	9,820,645
自己株式				
普通株式（注）2	108	44	-	152
合計	108	44	-	152

（注）1. 普通株式の発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加 317,770株

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 44株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション 又は自社株式オプショ ンとしての第5回新株 予約権	-	-	-	-	-	253
提出会社	自社株式オプションと しての第6回新株予約 権	-	-	-	-	-	350
提出会社	ストック・オプション としての第12回新株予 約権	-	-	-	-	-	1,033
提出会社	自社株式オプションと しての第13回新株予約 権	-	-	-	-	-	173
提出会社	自社株式オプションと しての第14回新株予約 権	-	-	-	-	-	1,407
合計					-	-	3,218

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	9,165,931千円	10,960,743千円
預入期間が3か月を超える定期預金	104,435	210,000
現金及び現金同等物	9,061,496	10,750,743

2. 重要な非資金取引の内容

新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
リース資産	1,492,548千円	762,784千円
使用权資産	46,115	587,174
リース債務	1,687,918	1,425,197

3. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式の取得により新たに3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	558,272千円
固定資産	581,442
のれん	2,908,538
顧客関連資産	1,050,951
流動負債	331,230
固定負債	500,874
非支配株主持分	61,048
その他	4,519
株式の取得価額	4,210,571
現金及び現金同等物	388,445
未払金	635,469
差引:取得のための支出	3,186,656

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、モバイルバッテリー及びバッテリースタンドであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	4,620	102,047
1年超	385	102,047
合計	5,005	204,095

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については第三者割当増資及び銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、グループの債権リスク管理基準に基づき、取引先ごとの残高及び期日の管理を行うとともに、業態悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努める体制を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。また、為替リスクは、通貨別・月別に把握することで管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	36,592		
貸倒引当金(*2)	35,229		
	1,362	1,362	-
資産計	1,362	1,362	-
(1) 長期借入金(*3)	1,976,741	1,975,080	1,660
(2) リース債務(*4)	2,136,266	2,168,903	32,637
負債計	4,113,007	4,143,984	30,976

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(*4)リース債務(流動)はリース債務に含めております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	37,617		
貸倒引当金(*2)	35,853		
	1,764	1,764	-
資産計	1,764	1,764	-
(1) 長期借入金(*3)	4,365,250	4,346,470	18,780
(2) リース債務(*4)	2,199,181	2,203,054	3,873
負債計	6,564,432	6,549,525	14,907

(*1)「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2)破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(*4)リース債務(流動)はリース債務に含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	9,165,841	-	-	-
売掛金	199,893	-	-	-
未収入金	797,879	-	-	-
合計	10,163,613	-	-	-

(*1)破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	10,960,732	-	-	-
売掛金及び契約資産	317,138	-	-	-
未収入金	1,025,747	-	-	-
合計	12,303,617	-	-	-

(*1)破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(注) 2. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,894,787	-	-	-	-	-
長期借入金	395,019	390,598	421,064	221,328	211,842	336,888
リース債務	1,090,606	729,321	316,338	-	-	-
合計	6,380,413	1,119,920	737,403	221,328	211,842	336,888

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,209,999	-	-	-	-	-
長期借入金	1,008,377	1,070,839	676,390	597,629	588,848	423,167
リース債務	1,124,648	703,938	211,164	116,600	40,927	1,901
合計	4,343,024	1,774,777	887,554	714,229	629,775	425,069

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	1,362	1,362
資産計	-	-	1,362	1,362
長期借入金	-	1,975,080	-	1,975,080
リース債務	-	2,168,903	-	2,168,903
負債計	-	4,143,984	-	4,143,984

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	1,764	1,764
資産計	-	-	1,764	1,764
長期借入金	-	4,346,470	-	4,346,470
リース債務	-	2,203,054	-	2,203,054
負債計	-	6,549,525	-	6,549,525

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

4. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション及び自社株式オプション)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	12千円	13千円

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
	ストック・オプション	ストック・オプション	自社株式オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社従業員 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)1	普通株式 30,000株	普通株式 207,500株	普通株式 120,000株
付与日	2019年3月15日	2019年3月15日	2019年3月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月16日 至 2029年3月16日	自 2019年3月16日 至 2029年3月15日	自 2019年3月16日 至 2029年3月15日

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
	自社株式オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 28名	当社従業員 61名	当社取締役 1名 当社執行役員 3名 当社子会社の従業員18名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)1	普通株式 172,500株	普通株式 298,025株	普通株式 292,500株
付与日	2019年3月15日	2021年11月2日	2022年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年3月16日 至 2029年3月15日	自 2023年11月2日 至 2031年11月2日	自 2024年4月1日 至 2034年10月30日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
	自社株式オプション	自社株式オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 9名	受託者 コタエル信託株式会社(注)2
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数(注)1	普通株式 37,825株	普通株式 308,350株
付与日	2022年10月31日	2022年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年4月1日 至 2034年10月30日	自 2024年4月1日 至 2034年10月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年9月30日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)及び2023年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したStock・オプション及び自社株式オプションを対象とし、Stock・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
	Stock・オプション	Stock・オプション	自社株式オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	27,000	87,500	120,000
権利確定	-	-	-
権利行使	3,500	30,000	120,000
失効	-	-	-
未行使残	23,500	57,500	-

	第 6 回新株予約権	第 8 回新株予約権	第12回新株予約権
	自社株式オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	290,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	290,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	108,750	199,250	-
権利確定	-	-	290,000
権利行使	29,000	24,850	83,305
失効	-	9,650	-
未行使残	79,750	164,750	206,695

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
	自社株式オプション	自社株式オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	37,825	308,350
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	37,825	308,350
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	37,825	308,350
権利行使	3,050	24,065
失効	-	2,775
未行使残	34,775	281,510

(注) 2022年9月30日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)及び2023年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第5回 自社株式オプション
権利行使価格 (円)	991	991	991
行使時平均株価 (円)	4,283	4,035	3,475
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第6回 自社株式オプション	第8回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	991	2,064	1,400
行使時平均株価 (円)	3,995	3,829	3,213
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-

	第13回 自社株式オプション	第14回 自社株式オプション
権利行使価格 (円)	1,400	1,400
行使時平均株価 (円)	2,961	3,011
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

(注) 2022年9月30日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)及び2023年4月1日付の株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、Stock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法によっております。

5. Stock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. Stock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 446,584千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 726,496千円

(取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事後交付型の内容、規模及びその変動状況)

1. 事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費 株式報酬費用	-	16,919千円

2. 事後交付型譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 事後交付型譲渡制限付株式報酬の内容

	2025年事後交付型
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 6,277株
付与日	2025年4月17日
権利確定条件	対象勤務期間において当社取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること
対象勤務期間	自 2025年4月17日 至 2026年3月27日

(2) 事後交付型譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況
株式数

	2025年事後交付型
前連結会計年度末 (株)	-
付与 (株)	6,277
失効 (株)	-
権利確定 (株)	-
未確定残 (株)	6,277
権利確定後の未発行残 (株)	-

単価情報

	2025年事後交付型
付与日における公正な 評価単価 (円)	3,535

3. 事後交付型譲渡制限付株式報酬の公正な評価単価の見積方法

付与日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を公正な評価単価としております。

4. 事後交付型の権利確定株式数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りには困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(事後交付型に該当する譲渡制限付株式報酬)

1. 事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費 株式報酬費用	-	9,569千円

2. 事後交付型譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 事後交付型譲渡制限付株式報酬の内容

	2025年事後交付型
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 16名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 6,490株
付与日	2025年4月1日
権利確定条件	対象勤務期間において当社従業員の地位を有していること
対象勤務期間	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

(2) 事後交付型譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況
株式数

	2025年事後交付型
前連結会計年度末 (株)	-
付与 (株)	6,490
失効 (株)	-
権利確定 (株)	-
未確定残 (株)	6,490
権利確定後の未発行残 (株)	-

単価情報

	2025年事後交付型
付与日における公正な 評価単価 (円)	3,800

3. 事後交付型譲渡制限付株式報酬の公正な評価単価の見積方法

付与日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を公正な評価単価としております。

4. 事後交付型の権利確定株式数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)3	1,959,584千円	1,356,613千円
減損損失	20,008	17,273
その他	72,585	174,280
繰延税金資産小計	2,052,177	1,548,167
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	1,382,954	730,417
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	44,630	68,443
評価性引当額小計(注)1	1,427,585	798,860
繰延税金資産合計	624,592	749,306
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	267,584	233,469
その他	12,508	149,566
繰延税金負債合計	280,093	383,035
繰延税金資産(負債)の純額	344,499	366,270

(注)1. 評価性引当額に重要な変動が生じた主な理由は、当社において、課税所得の発生により繰越欠損金が減少したためであります。

(注)2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

(注)3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	142,079	1,817,504	1,959,584
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,382,954	1,382,954
繰延税金資産	-	-	-	-	142,079	434,550	(2) 576,629

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、税務上の繰越欠損金の控除見込年度において、控除見込額相当の一時差異等加減算調整前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれることによるものであります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	1,356,613	1,356,613
評価性引当額	-	-	-	-	-	730,417	730,417
繰延税金資産	-	-	-	-	-	626,196	(2) 626,196

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、税務上の繰越欠損金の控除見込年度において、控除見込額相当の一時差異等加減算調整前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれることによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	33.6%
永久に損金に算入されない項目	2.5	4.8
永久に益金に算入されない項目	2.7	1.5
住民税均等割	0.8	0.7
評価性引当額の増減	46.9	34.1
のれん償却額	1.9	7.3
連結子会社の適用税率差異	7.9	4.8
その他	11.7	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	5.5

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記していた「税率変更による影響額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の「税率変更による影響額」14.3%、「その他」2.6%は、「その他」11.7%として組み替えております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年11月8日に行われた当社とTrim株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結財務諸表に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額を見直した結果、前連結会計年度末の連結貸借対照表で暫定的に算定されたのれんの金額は885,470千円から、85,017千円減少し、800,452千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が128,000千円、繰延税金負債が42,982千円増加したことによるものであります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	
サービス別				
モバイルバッテリーシェ アリングサービス	8,274,695	1,844,079	-	10,118,775
その他	68,553	423,674	90,121	582,349
顧客との契約から生じる収益	8,343,248	2,267,754	90,121	10,701,124
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	8,343,248	2,267,754	90,121	10,701,124
地域別				
日本	8,343,248	-	53,315	8,396,564
中国(香港含む)	-	1,538,694	26,554	1,565,249
その他	-	729,059	10,251	739,311
顧客との契約から生じる収益	8,343,248	2,267,754	90,121	10,701,124
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	8,343,248	2,267,754	90,121	10,701,124

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	
サービス別				
モバイルバッテリーシェ アリングサービス	10,072,246	3,193,528	559	13,266,333
その他	245,914	148,250	771,280	1,165,444
顧客との契約から生じる収益	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
地域別				
日本	10,318,160	-	725,406	11,043,567
中国(香港含む)	-	1,412,988	32,801	1,445,789
その他	-	1,928,790	13,630	1,942,420
顧客との契約から生じる収益	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	180,317	199,893
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	199,893	314,828
契約資産(期首残高)	-	-
契約資産(期末残高)	-	2,310
契約負債(期首残高)	1,283,842	2,474,835
契約負債(期末残高)	2,474,835	3,440,663

契約負債は、主にモバイルバッテリーのシェアリングサービスにかかる利用料の前受分に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、46,934千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、44,689千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社及び当社の連結子会社はそれぞれ独立した経営単位として、取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは取り扱うサービス別セグメントから構成されており、「CHARGESPOT国内事業」、「CHARGESPOT海外事業」及び「プラットフォーム事業」の3つを報告セグメントとしております。

セグメントごとに提供をしている主要なサービスは、下記のとおりであります。

CHARGESPOT国内事業	・「CHARGESPOT」
CHARGESPOT海外事業	・「CHARGESPOT」
プラットフォーム事業	・「CheerSPOT」 ・ベビーケアルーム「mamaro」 ・マーケティングソリューション

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの報告セグメントは、従来「CHARGESPOT事業」のみの単一セグメントでありましたが、グローバル展開の拡大、サイネージ等を活用したマーケティングソリューションの進展、およびTrim株式会社の連結に伴うベビーケアルーム「mamaro」等の新たな製品ラインナップの拡充を受け、当連結会計年度より、単一セグメントから、CHARGESPOT国内、CHARGESPOT海外及びプラットフォームの3区分に変更しました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメント間の取引価格及び振替価格は市場価格等を参考に決定しております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,343,248	2,267,754	90,121	10,701,124	-	10,701,124
セグメント間の内部売 上高又は振替高	15,926	2,034,875	-	2,050,802	2,050,802	-
計	8,359,175	4,302,630	90,121	12,751,927	2,050,802	10,701,124
セグメント利益又は損失 ()	1,972,600	88,288	45,446	1,838,864	176,599	1,662,265
セグメント資産	9,433,141	7,553,224	1,963,619	18,949,985	1,400	18,951,386
その他の項目						
減価償却費	814,296	271,126	125,240	1,210,663	-	1,210,663
のれん償却額	-	90,628	-	90,628	-	90,628
EBITDA(注)3	2,786,896	273,466	79,793	3,140,156	-	-
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	216,107	3,653,184	1,143,697	5,012,990	3,328	5,009,661

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 176,599千円には、報告セグメントに配分していない全社共通費用が含まれております。

セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主として親会社の管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. EBITDAは、セグメント利益又は損失()に減価償却費及びのれん償却額を加えた数値です。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,318,160	3,341,778	771,839	14,431,778	-	14,431,778
セグメント間の内部売 上高又は振替高	50,212	2,389,554	-	2,439,766	2,439,766	-
計	10,368,373	5,731,332	771,839	16,871,544	2,439,766	14,431,778
セグメント利益又は損失 ()	2,896,077	538,997	100,655	2,256,424	202,728	2,053,695
セグメント資産	9,966,905	9,714,689	2,157,238	21,838,833	35,177	21,874,010
その他の項目						
減価償却費	984,071	557,897	210,879	1,752,848	-	1,752,848
のれん償却額	-	304,883	100,056	404,940	-	404,940
EBITDA(注)3	3,880,148	323,784	210,280	4,414,213	-	-
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	252,855	307,641	4,104	556,392	33,776	590,168

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 202,728千円には、報告セグメントに配分していない全社共通費用が含まれております。

セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主として親会社の管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. EBITDAは、セグメント利益又は損失()に減価償却費及びのれん償却額を加えた数値です。

4. 「企業結合等関係」の「比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し」に記載の取得原価の当初配分額と重要な見直しに伴い、前連結会計年度のセグメント情報については、当該見直し反映後のものを記載しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国（香港含む）	その他	合計
8,396,564	1,565,249	739,311	10,701,124

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国（香港含む）	その他	合計
2,558,478	566,336	415,177	3,539,992

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載は省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国（香港含む）	その他	合計
11,043,567	1,445,789	1,942,420	14,431,778

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国（香港含む）	その他	合計
2,914,023	1,034,018	625,473	4,573,515

3．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
減損損失	142,848	-	10,730	153,579	-	153,579

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
減損損失	40,936	-	3,466	44,402	-	44,402

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
当期償却額	-	90,628	-	90,628	-	90,628
当期末残高	-	2,039,240	800,452	2,839,693	-	2,839,693

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	合計
	CHARGESPOT 国内	CHARGESPOT 海外	プラット フォーム	計		
当期償却額	-	304,883	100,056	404,940	-	404,940
当期末残高	-	1,814,179	700,396	2,514,575	-	2,514,575

(のれんの金額の重要な変動)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

「CHARGESPOT海外」セグメントにおいて、Ezycharge Australasia Pty Ltdの株式を取得し、同社および同社の子会社を連結の範囲に含めております。

当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては213,191千円であります。

なお、前連結会計年度において当該のれんは、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額387,249千円でありましたが、前第3四半期連結会計期間に確定しております。

「CHARGESPOT海外」セグメントにおいて、ChargeSpot Digital Service Co., Ltd.の株式を取得し、同社および同社の子会社を連結の範囲に含めております。

当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては1,809,876千円であります。

「プラットフォーム」セグメントにおいて、Trim株式会社の株式を取得し、同社および同社の子会社を連結の範囲に含めております。

当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては800,452千円であります。

なお、前連結会計年度において当該のれんは、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額885,470千円でありましたが、当連結会計年度に確定しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

「プラットフォーム」セグメントにおいて、2024年11月8日に行われたTrim株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に確定し、のれんが暫定的に算定された885,470千円から800,452千円に変動しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	児玉 知浩	-	-	当社執行役員副社長	(被所有) 直接 1.15	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)1	69,370	-	-

(注)1. 提出会社の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	児玉 知浩	-	-	当社執行役員副社長 Head of CHARGESPORT	(被所有) 直接 1.42	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)1	29,730	-	-
役員及びその近親者	梶 桃郎	-	-	当社執行役員 Head of New Business	(被所有) 直接 0.33	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)1	45,775	-	-
役員及びその近親者	李 同輝	-	-	当社執行役員 Group CTO	(被所有) 直接 0.1	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)1	28,000	-	-
役員及びその近親者	播野 純平	-	-	当社執行役員 Head of South East Asia	(被所有) 直接 -	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)1	14,000	-	-

(注)1. 提出会社の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	559.69円	777.74円
1株当たり当期純利益	217.83円	182.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	200.63円	173.68円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,061,074	1,779,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,061,074	1,779,842
普通株式の期中平均株式数(株)	9,462,060	9,727,170
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	811,145	520,448
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式取得による企業結合)

当社は、2026年1月7日開催の取締役会において、CHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED (以下、CHARGESPOTタイ社)の発行済株式の49%を取得することを決議し、それに基づき同社を子会社とすることを決定いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：CHARGESPOT (THAILAND) COMPANY LIMITED

事業の内容：タイ国内における「CHARGESPOT」のフランチャイズ運営

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は「Bridging Beyond Borders - 垣根を越えて、世界をつなぐ-」というミッションのもと、「ロケーション×テクノロジー」の掛け算のパイオニアとして、モバイルバッテリーのシェアリングサービス「CHARGESPOT」を世界9カ国地域で展開しています。

タイでは2019年5月に「CHARGESPOT」の運営を開始し、2022年からはCHARGESPOTタイ社がフランチャイズ方式で運営を行ってきました。2025年9月末時点で1,930台のバッテリースタンドを設置しており、市場シェアは80%以上を占めています。その多くが大手コンビニエンスストアやショッピングモールなどのプラチナロケーションに設置されており、今後の設置台数の増加も予定されています。当社はタイをASEAN内での重要拠点として、引き続き事業拡大に取り組んでいきます。

タイはASEAN経済圏の中心に位置し、ベトナムやカンボジアなどの成長著しい周辺国への「玄関口」としての機能を有しています。国家レベルでデジタル化が推進されており、インターネット普及率は高水準、携帯電話の契約回線数は人口を上回っています。複数台端末の保有や高いキャッシュレス決済比率は、モバイル端末の利用が生活に深く根付いていることを示しており、充電ニーズの高さが想定されます。モバイルバッテリーシェアリング領域でも高い成長余地を有しており、新規ユーザーの流入も継続しています。

また、タイには中国・米国に次ぐ規模で日本企業が進出しており、多くの日系小売・飲食チェーンが存在するとともに、ASEAN最大の日本人コミュニティが形成されています。日本国内で設置している企業のタイ法人を通じた導入も進んでおり、国としてのシナジーが生じています。

当社はCHARGESPOTタイ社との協議を通じ、タイ市場で想定される成長を実現するためには、設備投資及び営業・運営リソースの強化を迅速に進める必要があるとの認識を共有しました。また、現状のフランチャイズ契約の枠組みでは、当社が最適なタイミングと規模で戦略的投資を実行することが困難であるとの課題も明らかになりました。

今回の株式取得は、同社を連結子会社化することで事業運営に直接関与し、戦略的投資を機動的に実行できる体制を構築するとともに、事業運営の効率化・営業体制の強化・調達力の向上等を通じて、事業の収益性改善を加速することを目的としています。CHARGESPOTタイ社は、直近で大手コンビニエンスストアチェーンや主要鉄道路線への設置を実施しているほか、ショッピングモール、大学、観光施設等からの引き合いも増加しており、市場拡大の過渡期に位置しています。今回の連結子会社化を通じて設置を加速し、シェアの獲得を進めるとともに、ユーザー数の増加を目指します。

「CHARGESPOT」はサービスの特徴として、設置密度が向上するとユーザー数が増え、ユーザー数が増えることで売上が向上すると利益率が上昇します。このサイクルを実現するための必要な投資を行う体制を整えることで、中長期的な収益基盤の確立を目指します。

エンターテインメントおよび広告領域においても当社サービスとの親和性は高いと分析しています。タイ発のドラマ・映画・T-POPなどは、アジアを中心に世界的な人気を獲得しており、今後の市場成長が期待されます。当社は2025年7月にタイの芸能事務所 G Grand Production との協業を締結し、「CHARGESPOT」のサイネージ画面や、ファン個人がアーティストへの応援を発信できるプラットフォーム「CheerSPOT」を活用した取り組みを開始しています。今後も、タイをMEDIA事業の重要拠点として位置づけ、事業展開を強化していく予定です。

- (3) 企業結合日
2026年第1四半期連結会計期間中を予定
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
現時点では確定していません。
- (6) 取得した議決権比率
49%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,568千円
取得原価		4,568千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定していません。
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。

(公開買付けの実施)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の一環として行われる株式会社BCJ-102による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細については、2026年2月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が当社の役員である公開買付け(公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます(東京証券取引所有価証券上場規程第441条をご参照ください。)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少について、2026年3月27日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 減資の目的

今後想定される環境変化等に耐えうる資本政策等の柔軟性・機動性の向上を目的として、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替える手続きを実施したいと存じます。

当社の発行済株式の総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆さまが所有する株式数や業績に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年12月31日現在の資本金の額15,520,988円のうち5,520,988円を減少し、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の減少の効力が生ずる日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年9月30日(予定)

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025年12月31日現在の資本準備金の額15,520,987円のうち5,520,987円を減少し、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の減少の効力が生ずる日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本準備金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年9月30日(予定)

4. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2026年2月26日
(2) 株主総会開催日	2026年3月27日(予定)
(3) 債権者異議申述 最終期日	2026年9月18日(予定)
(4) 減資の効力発生日	2026年9月30日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。なお、本件は、2026年3月27日開催予定の第11回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,894,787	2,209,999	1.12	-
1年以内に返済予定の長期借入金	395,019	1,008,377	1.18	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,090,606	1,124,648	3.12	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,581,721	3,356,873	1.20	2027~2031年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,045,660	1,074,533	3.05	2027~2032年
合計	9,007,795	8,774,431	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,070,839	676,390	597,629	588,848
リース債務	703,938	211,164	116,600	40,927

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	6,256,266	14,431,778
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	314,812	1,858,489
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	247,034	1,779,842
1株当たり中間(当期)純利益(円)	25.62	182.98

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 6,044,161	6,044,899
売掛金及び契約資産	3 20,340	3 114,477
未収入金	3 657,307	3 764,810
その他	229,409	517,264
貸倒引当金	41,453	64,687
流動資産合計	6,909,766	7,376,765
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,874	168,339
工具、器具及び備品	1,429,845	2,407,908
リース資産	2,898,160	2,637,425
建設仮勘定	706,858	645,666
減価償却累計額	1,832,467	2,358,226
有形固定資産合計	3,240,272	3,501,113
無形固定資産		
その他	65,893	56,812
無形固定資産合計	65,893	56,812
投資その他の資産		
関係会社株式	4,266,132	5,325,372
関係会社長期貸付金	3 931,388	3 567,632
破産更生債権等	3 89,468	3 90,493
繰延税金資産	604,455	568,047
その他	133,834	120,813
貸倒引当金	839,357	151,172
投資その他の資産合計	5,185,921	6,521,187
固定資産合計	8,492,086	10,079,114
資産合計	15,401,853	17,455,879

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 4,894,787	2 2,209,999
1年内返済予定の長期借入金	339,648	992,095
リース債務	1 987,275	924,678
未払金	3 1,228,495	3 647,987
未払法人税等	14,591	12,102
賞与引当金	52,681	54,689
役員賞与引当金	24,000	-
株式報酬引当金	-	26,717
その他	3 299,353	3 393,864
流動負債合計	7,840,831	5,262,132
固定負債		
長期借入金	1,381,185	3,209,960
リース債務	1 936,789	616,226
その他	-	109,806
固定負債合計	2,317,974	3,935,994
負債合計	10,158,806	9,198,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,376	15,520
資本剰余金		
資本準備金	37,376	15,520
その他資本剰余金	3,115,716	3,547,503
資本剰余金合計	3,153,093	3,563,024
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,048,435	4,659,606
利益剰余金合計	2,048,435	4,659,606
自己株式	430	537
株主資本合計	5,238,474	8,237,614
新株予約権	4,572	3,218
株式引受権	-	16,919
純資産合計	5,243,046	8,257,752
負債純資産合計	15,401,853	17,455,879

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 8,533,569	1 10,632,905
売上原価	1 1,817,502	1 2,069,109
売上総利益	6,716,067	8,563,795
販売費及び一般管理費	1, 2 5,283,795	1, 2 6,516,533
営業利益	1,432,271	2,047,262
営業外収益		
受取利息	1 49,977	1 97,297
受取配当金	21,491	-
受取出向料	1 2,220	1 420
貸倒引当金戻入額	1 391,399	1 688,808
その他	11,286	21,079
営業外収益合計	476,375	807,606
営業外費用		
支払利息	115,680	134,589
為替差損	17,499	-
その他	631	8,654
営業外費用合計	133,811	143,243
経常利益	1,774,834	2,711,624
特別利益		
投資有価証券清算益	-	6,023
特別利益合計	-	6,023
特別損失		
固定資産除却損	3 21,004	3 1,814
減損損失	178,159	53,073
リース債務解約損	3,234	1,737
特別損失合計	202,398	56,626
税引前当期純利益	1,572,436	2,661,022
法人税、住民税及び事業税	12,157	13,443
法人税等調整額	488,156	36,407
法人税等合計	475,998	49,851
当期純利益	2,048,435	2,611,170

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
経費		1,817,502	2,069,109
当期売上原価		1,817,502	2,069,109

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
消耗品費(千円)	203,936	152,674
減価償却費(千円)	1,085,116	1,319,472
支払手数料(千円)	415,871	440,948

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	291,210	4,123,023	2,316,220	6,439,244	3,701,082	3,701,082	182	3,029,190
当期変動額								
新株の発行								-
新株の発行（新株予約権の行使）	80,548	80,548		80,548				161,097
当期純利益					2,048,435	2,048,435		2,048,435
自己株式の取得							247	247
減資	334,382	4,166,195	4,500,577	334,382				-
欠損填補			3,701,082	3,701,082	3,701,082	3,701,082		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	253,833	4,085,647	799,495	3,286,151	5,749,517	5,749,517	247	2,209,284
当期末残高	37,376	37,376	3,115,716	3,153,093	2,048,435	2,048,435	430	5,238,474

（単位：千円）

	新株予約権	株式引受権	純資産合計
当期首残高	4,954	-	3,034,144
当期変動額			
新株の発行			-
新株の発行（新株予約権の行使）			161,097
当期純利益			2,048,435
自己株式の取得			247
減資			-
欠損填補			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	382		382
当期変動額合計	382		2,208,902
当期末残高	4,572	-	5,243,046

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,376	37,376	3,115,716	3,153,093	2,048,435	2,048,435	430	5,238,474
当期変動額								
新株の発行								-
新株の発行（新株予約権の行使）	194,037	194,037		194,037				388,075
当期純利益					2,611,170	2,611,170		2,611,170
自己株式の取得							106	106
減資	215,893	215,893	431,786	215,893				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	21,855	21,855	431,786	409,931	2,611,170	2,611,170	106	2,999,139
当期末残高	15,520	15,520	3,547,503	3,563,024	4,659,606	4,659,606	537	8,237,614

（単位：千円）

	新株予約権	株式引受権	純資産合計
当期首残高	4,572	-	5,243,046
当期変動額			
新株の発行			-
新株の発行（新株予約権の行使）			388,075
当期純利益			2,611,170
自己株式の取得			106
減資			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,353	16,919	15,566
当期変動額合計	1,353	16,919	3,014,705
当期末残高	3,218	16,919	8,257,752

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～5年

(2) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

当社の取締役に対して業績連動報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

役員及び従業員への将来の当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、CHARGESPOT事業として、主にモバイルバッテリーのシェアリングサービスを展開しております。当該サービスは、スマートフォンなどの小型電子機器のユーザーに対して持ち運び可能なバッテリーのレンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり充足されるものと判断し、レンタル期間にわたり収益を認識しております。

また、フランチャイジー向けにバッテリースタンド及びモバイルバッテリーを販売しており、顧客との販売契約に基づいて販売し検収を受けた時点において履行義務が充足されることから、支配が移転した時点において収益を認識しています。船積み、顧客受領等の検収条件は、顧客との契約によって決定されません。

当社は、プラットフォーム事業として、企業向けに広告枠を販売しており、当社のバッテリースタンドのサイネージに広告を掲載する履行義務を負っております。当該履行義務は、広告を掲載する契約期間にわたり充足されるものと判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	604,455千円

(2)識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

2. Ezycharge Australasia Pty Ltdの株式の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	455,551千円

(2)識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当事業年度末の財務諸表に計上されている関係会社株式は、Ezycharge Australasia Pty Ltdに関するものであります。

関係会社株式は、市場価格のない株式であり、取得価額にはEzycharge Australasia Pty Ltdの超過収益力が反映されており、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断しています。

超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となります。

主要な仮定

主要な仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上予測や費用予測の基礎となるバッテリースタンド設置台数は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1.繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	568,047千円

(2)識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

2. Trim株式会社の株式の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,042,942千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当事業年度末の財務諸表に計上されている関係会社株式は、Trim株式会社に関するものであります。関係会社株式は、市場価格のない株式であり、取得価額にはTrim株式会社の超過収益力が反映されており、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断しています。超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となります。

主要な仮定

主要な仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である新規設置台数や仕入原価予測は見積りの不確実性が高く、将来の経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
現金及び預金(定期預金)	62,762千円	-千円
計	62,762	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
リース債務	33,015千円	-千円
計	33,015	-

2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行(前事業年度は7行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越契約の残高	4,000,000千円	4,500,000千円
借入実行残高	2,660,000千円	2,060,000千円
差引額	1,340,000千円	2,440,000千円

3 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	13,665千円	41,516千円
長期金銭債権	984,264千円	620,508千円
短期金銭債務	50,469千円	31,343千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	47,837千円	65,489千円
営業費用	381,333	395,597
営業取引以外の取引高	443,228	777,241

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71%、当事業年度70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29%、当事業年度30%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	801,300千円	894,744千円
賞与引当金繰入額	6,281	2,008
役員賞与引当金繰入額	24,000	-
地代家賃	1,190,855	1,377,942
業務委託費	867,576	1,022,058
ロイヤリティ	910,975	1,247,859
貸倒引当金繰入額	3,907	83,752
株式報酬引当金繰入額	-	43,636

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	20,148千円	421千円
リース資産	856	1,393
計	21,004	1,814

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式4,266,132千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式5,325,372千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,548,226千円	860,753千円
関係会社株式	410,721	410,721
投資有価証券	115,415	111,973
貸倒引当金	295,623	72,485
減損損失	21,176	21,592
その他	29,380	73,426
繰延税金資産小計	2,420,544	1,550,952
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	986,163	315,891
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	829,925	624,671
評価性引当額小計	1,816,089	940,563
繰延税金資産合計	604,455	610,389
繰延税金負債		
その他	-	42,342
繰延税金負債合計	-	42,342
繰延税金資産(負債)の純額	-	568,047

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	33.6%	33.6%
永久に損金に算入されない項目	0.6	0.5
住民税均等割	0.8	0.5
評価性引当額の増減	48.8	32.9
その他	16.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3	1.9

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「税率変更による影響額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「税率変更による影響額」16.7%、「その他」0.4%は、「その他」16.3%として組み替えております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針） 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（株式取得による企業結合）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（公開買付けの実施）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎事業年度末日 中間配当 毎年 6 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載 URL https://inforich.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第11期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年1月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月16日

株式会社INFORICH

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀井秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鐵 真人
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社INFORICHの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社INFORICH及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）（公開買付けの実施）に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社BCJ-102による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産594,776千円を計上しているが、これは連結総資産21,874,010千円の2.7%を占めている。連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、このうち568,047千円は、株式会社INFORICHが将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の一部に対し計上した繰延税金資産である。</p> <p>会社は、株式会社INFORICHにおける将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられる。当該事業計画はモバイルバッテリーシェアリングサービス市場の拡大を前提としているが、計画の達成可否は将来の様々な外部内部要因に影響を受けることから、不確実性を伴う。事業計画の策定にあたっては、「CHARGESPOT」の月間アクティブユーザー数等を基礎として算定される売上予測やバッテリースタンド設置台数及び月間アクティブユーザー数等を基礎として算定される費用予測などの不確実性を伴う主要な仮定が用いられており、この経営者による判断が課税所得の見積りに重要な影響を及ぼしている。</p> <p>これらの主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来加算一時差異、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングを検討した。 ・ 将来の課税所得の見積りを評価するため、事業計画との整合性を検討するとともに、一時差異等加減算前課税所得を算定する際の基礎資料との整合性を検討した。 ・ 経営者の事業計画策定プロセスを理解するとともに、当該プロセスの有効性を評価するために、過年度における予算と実績を比較した。 ・ 事業計画の基礎となる主要な仮定である月間アクティブユーザー数及びバッテリースタンド設置台数について、経営者と協議を行うとともに、外部調査レポート等との照合による市場動向との比較検討や、過去実績を踏まえた趨勢との整合性を検討した。また、バッテリースタンド設置台数について、事業計画上の前提となる投資計画について分析を行った。

Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん2,514,575千円及び顧客関連資産1,023,301千円を計上しているが、これは連結総資産21,874,010千円の16.2%を占めている。連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、このうちののれん700,396千円及び顧客関連資産111,800千円は、2024年12月期にTrim株式会社を取得した際に計上したものである。</p> <p>のれん及び顧客関連資産は、その効果が及ぶ期間にわたり償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識される。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、Trim株式会社において取得時の事業計画との乖離が生じたことから減損の兆候があると判断し、当連結会計年度において減損損失の認識の要否を検討している。その結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識していない。</p> <p>減損損失の認識の要否の判定にあたり使用する将来キャッシュ・フローは、見直し後の事業計画を基礎とし、事業計画における主要な仮定は、同社が販売する完全個室型ベビーケアルーム「mamaro」の新規設置台数及び仕入原価である。</p> <p>これらの主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来キャッシュ・フローについて、事業計画との整合性を検討した。 ・ 買収時と見直し後の事業計画を比較するとともに、見直し後の事業計画と実績を比較し、乖離の要因についてTrim株式会社の経営者に質問を実施した。 ・ 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる見直し後の事業計画における主要な仮定の合理性を評価するため、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Trim株式会社の経営者に質問を行い、同社の事業環境、市場の状況など事業計画策定の前提条件を理解した。また、市場の見通しに関する会社作成及び外部公表されているレポートを閲覧した。 ・ ベビーケアルームの設置予測について、設置スケジュールや設置の状況について経営者に質問を実施した。 ・ 仕入原価の見積りについて、仕入先からの見積書や直近の仕入原価との比較を行った。 ・ 見直し後の事業計画に対する一定の不確実性を織り込んだ場合の減損損失の認識の判定に与える影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社INFORICHの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社INFORICHが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月16日

株式会社INFORICH

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀井秀樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鐵 真人
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社INFORICHの2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社INFORICHの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）（公開買付けの実施）に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社BCJ-102による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び本新株予約権の所有者に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社INFORICHの繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

Trim株式会社の株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式5,325,372千円を計上しているが、これは総資産17,455,879千円の30.5%を占めている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、このうち1,042,942千円は、Trim株式会社の株式である。</p> <p>関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得価額にはTrim株式会社の超過収益力が反映されており、取得価額と実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断している。超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となる。</p> <p>当該関係会社株式の評価における主要な仮定は、同社が販売する完全個室型ベビーケアルーム「mamaro」の新規設置台数及び仕入原価である。</p> <p>これらの主要な仮定は経営者の主観的な判断に影響を受け、不確実性を伴うことから、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Trim株式会社の株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> Trim株式会社の実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい低下の有無を把握した。 実質価額の評価については、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項（Trim株式会社に関するのれん及び顧客関連資産の評価）に記載の監査手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。